

[愛知県石油コンビナート等防災計画・地域編]

名古屋港臨海地区特別防災区域

第1章 名古屋市域

令和6年2月修正

目 次
〔名古屋港臨海地区特別防災区域〕
第 1 章 名古屋市域

第 1 節 防災組織	名	1
第 1 現地本部	名	1
第 2 事業所における防災体制	名	13
第 3 応援協力体制	名	49
第 2 節 通報連絡体制	名	51
第 1 通報系統	名	51
第 2 情報の収集及び伝達	名	54
第 3 災害広報・広聴	名	55
第 3 節 救出救護	名	56
第 4 節 避難	名	59
第 5 節 警戒警備	名	64
第 6 節 緊急輸送	名	66
第 7 節 交通規制	名	68
第 8 節 災害別応急対策	名	81
第 1 屋外タンク貯蔵所における災害	名	81
第 2 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所における災害	名	84
第 3 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害	名	86
第 4 製造所及び一般取扱所における災害	名	88
第 5 陸上施設からの海上流出油等	名	88
第 6 着栈船舶からの海上流出油等	名	90
第 7 海上火災	名	90

第1章 名古屋市域

第1節 防災組織

第1 現地本部

1 現地本部の組織

(1) 現地本部長及び現地本部員

総論編第3章第3節1「設置基準」に従い、名古屋市に現地本部を設置する場合における現地本部の組織は、総論編第3章第3節2「現地本部の組織」に定めるほか、次のとおりとする。(図-1)

ア 防災本部長があらかじめ指名する現地本部長は表-1のとおりとする。

イ 火災の規模及び状況に応じて防災本部長が指名する現地本部員は表-2のとおりとする。

ウ 現地本部に現地本部長を補佐するため、現地本部長補佐を置き、副市長をもってこれに充てる。

エ 現地本部長により、現地本部長以外の者で災害の規模及び状況に応じて現地本部に招集することができる者は表-3のとおりとする。

表-1 あらかじめ指名する現地本部長及び現地本部員

現 地 本 部 長	現 地 本 部 員
名 古 屋 市 長	愛知県警察本部長（代理者 所轄警察署長又はその署長の指名した者） 名古屋市消防局長 特定事業所代表（三井化学㈱名古屋工場長）

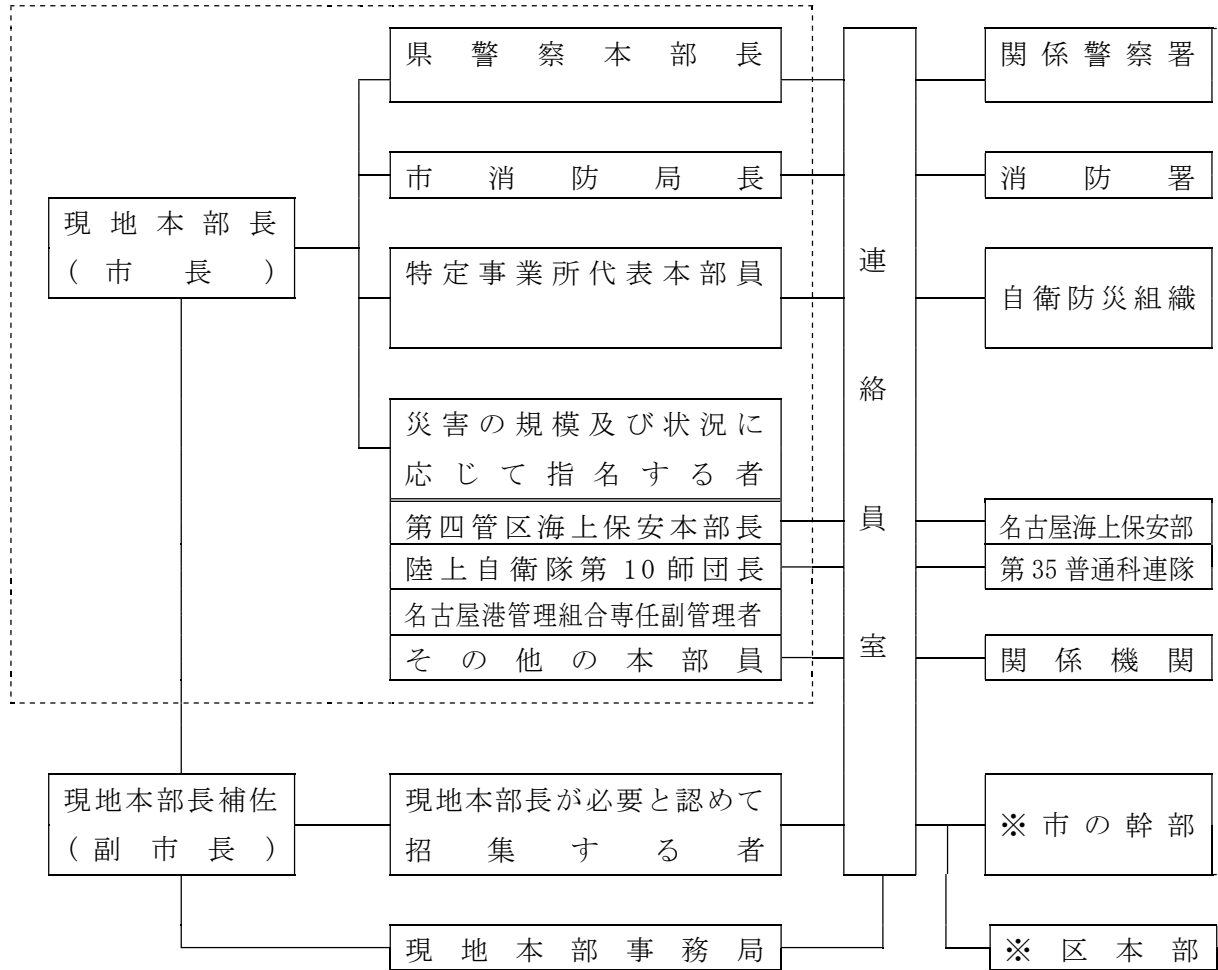
表-2 災害の規模及び状況に応じて指名する者

現 地 本 部 員	指 名 の 基 準
第四管区海上保安本部長	災害が海上に及び若しくは及ぶおそれのある場合
陸上自衛隊第10師団長	大規模な自衛隊の災害派遣が行われる場合
名古屋港管理組合専任副管理者	名古屋港域に災害が及び若しくは及ぶおそれのある場合
そ の 他 の 本 部 員	大規模な災害が発生し若しくは発生するおそれがあり、現地本部長が必要と認めた場合

表-3 現地本部に招集することができる者

名古屋市 会計管理者	名古屋市 経済局長	名古屋市 緑政土木局長
〃 防災危機管理局长	〃 観光文化交流局长	〃 教育長
〃 市長室長	〃 環境局長	〃 上下水道局长
〃 総務局长	〃 健康福祉局长	〃 交通局长
〃 財政局長	〃 子ども青少年局长	
〃 スポーツ市民局长	〃 住宅都市局长	

図-1 現地本部の組織



(注) *印は名古屋市災害対策本部運営要綱の規定(別表1)又は、名古屋市地震災害警戒本部運営要綱の規定(別表2)に準じて組織されるものである。

別表1

1 各部の事務

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
総括部	防災危機管理局	防災危機管理局長	1 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2 配備種別の指示伝達に関すること。 3 各部、区本部との連絡調整に関すること。 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 気象警報等の伝達に関すること。 6 各種協定(他部に関するものを除く)に基づく応援要請に関すること。 7 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること。 8 災害救助法の適用に関すること。 9 被災者台帳の作成・利用に関すること。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の応急復旧並びに電源及び通信手段の確保に関すること。 2 災害に関する各種情報の収集、整理に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 国等への要望に関すること。 5 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること。 6 放送、出版による広報に関すること。 7 災害に対する議会活動に関すること。
経理部	財政局 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び資金に関すること。 2 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること。 3 車両の借上げ及び配車計画に関すること。 4 調達及び救援物資の配布に関すること。 5 所管公有財産の緊急使用に関すること。 6 家屋被害調査の総合調整に関すること。 7 市税の減免等に関すること。 8 義援金の受付、受領及び保管に関すること。 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること。
スポーツ市民部	スポーツ市民局	スポーツ市民局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災相談に関すること。 2 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること。 3 生活関連物資等の価格安定に関すること。 4 男女平等参画に関すること。 5 指定避難所の管理運営協力に関すること（所管施設）。
経済部	経済局	経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達物資の確保、配布の準備に関すること。 2 市場における物資の集荷及び分荷に関すること。 3 商工業等の被害状況の調査に関すること。 4 中小企業関係の融資に関すること。
観光文化交流部	観光文化交流局	観光文化交流局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における利用者及び入場者の安全確保並びに被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 2 外国人の支援及び外国からの救援物資の受け入れに関すること。
環境部	環境局	環境局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿の収集、処理、処分に関すること。 2 災害廃棄物の撤去、処理、処分に関すること。 3 有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること。 4 環境保全対策に関すること。
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助費負担金の申請に関すること。 2 物資の連絡調整に関すること。 3 備蓄物資の配布に関すること。 4 要配慮者対策に関すること。 5 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること。 6 義援金の配分に関すること。 7 災害見舞金、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。 8 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 9 災害援護資金の貸付に関すること。 10 病院等診療機関の被災状況の調査始め診療機能情報の収集・提供に関すること。 11 医療関係機関等との連絡調整に関すること。 12 医療救護活動に関すること。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
			13 食品衛生・感染症予防に関すること。 14 保健衛生に関すること。 15 遺体の検索、輸送、火葬に関すること。
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1 児童の被害状況の把握及び安全確保に関すること。 2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 調達物資の確保、配布に関すること。 4 救援物資の受入れ、配布に関すること。
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	1 水上輸送の確保に関すること。 2 市街地復興計画に関すること。 3 応急仮設住宅の供与に関すること。 4 被災住宅の応急修理に関すること。 5 被災建築物の復旧に関する指導及び相談に関すること。 6 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 7 市有建築物の復旧に関すること。 8 市営住宅の応急修理に関すること。 9 災害公営住宅の整備に関すること。 10 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資に関すること。
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1 水防活動に関すること。 2 道路、橋梁、河川、急傾斜地等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 緊急輸送道路及び緊急陸上輸送ルート確保に関すること。 4 公園施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 5 農業関係、畜水産関係の被害状況の調査に関すること。 6 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること。 7 農林漁業関係の融資の相談に関すること。
学校部	教育委員会事務局	教育長	1 園児、児童及び生徒の被害状況の把握及び安全確保に関すること。 2 学校施設・社会教育施設等の応急復旧に関すること。 3 被災後の学校教育の実施に関すること。 4 教科書、その他学用品等の配給に関すること。 5 指定避難所の管理運営協力に関すること。(所管施設)
消防部	消防局	消防局長	1 消火・救急・救助活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 航空輸送の確保に関すること。 4 火災予防及び消防広報に関すること。 5 被災証明(火災によるもの)に関すること。
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水・工業用水の供給に関すること。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。 3 下水の排水及び処理作業に関すること。
交通部	交通局	交通局長	1 市営交通機関の運行の確保に関すること。 2 市営交通施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。

部及び区 本部の名称	担当局・区	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
区 本 部	区 役 所	区 長	1 区の区域に係る災害対策の総合調整に関すること。 2 区内の被害状況の調査に関すること。 3 情報の収集及び伝達に関すること。 4 避難指示等の実施及び連絡調整に関すること。 5 避難者の誘導及び収容に関すること。 6 指定避難所の開閉及び管理運営に関すること。 7 災害救助地区本部との連絡調整に関すること。 8 遺体の捜索、収容及び遺体安置所の管理運営に関すること。 9 要配慮者対策の実施に関すること。 10 調達及び救援物資の受入れ及び配布に関すること。 11 災害に関する広報・広聴に関すること。 12 一般ボランティアの受入れ、支援に関すること。 13 災害見舞金等の支給の協力に関すること。 14 罹災証明書等の発行に関すること。 15 医療救護・保健衛生に関すること。

2 各部・区本部共通の任務

1 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること。 2 被害状況の収集及び報告に関すること。 3 所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 4 指定避難所の管理運営協力に関すること。 5 各種協定に基づく応援要請に関すること。 6 住民説明会に関すること。 7 国、国会議員等からの視察受入れに関すること。

3 全庁体制で取り組む任務

1 遺体の捜索、収容、管理及び輸送に関すること。 2 物資の仕分け及び配布に関すること。 3 指定避難所の管理に関すること。 4 応急仮設住宅の供与に関すること。 5 罹災証明書等の発行に関すること。 6 義援金の交付に関すること。 7 要配慮者対策に関すること。 8 避難者の誘導（帰宅困難者対策）に関すること。 9 その他一時に大量処理が必要な任務に関すること。	左記任務は、災害対策本部本部員会議の決定に基づき、各部・区本部の動員職員の協力体制により行う。
---	---

別表2

2 各部の事務

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	事務分掌
総括部	防災危機管理局	防災危機管理局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 2 非常配備体制の指示、伝達に関すること。 3 各部、各区本部との連絡調整に関すること。 4 県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること。 5 地震予知情報等収集、伝達に関すること。 6 各種協定（他部に属するものを除く）に基づく応援要請に関すること。 7 避難指示等の実施及び連絡調整に関すること。 8 地震防災応急対策の実施状況及び避難状況の把握に関すること。 9 気象警報等の収集、伝達に関すること。 10 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供及び住民広報に関すること。 11 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対する指示、要請に関すること。 12 地震防災信号（サイレン）の伝達に関すること。 13 その他地震防災応急対策に関すること。
庶務部	総務局長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎の地震防災応急対策に関すること。 2 地震防災応急対策に係る各種情報の収集、整理に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供に関すること。 5 警戒宣言、地震予知情報等の放送、出版による広報に関すること。 6 市会議員との連絡調整に関すること。 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 8 遊動隊の派遣準備に関すること。 9 その他地震防災応急対策に関すること。
経理部	財政局室 会計室	財政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関すること。 2 車両の借上げ及び配車計画に関すること。 3 調達及び救援物資の確保、配布に関すること。 4 所管公有財産の緊急使用に関すること。 5 罹災証明（火災によるものを除く。）発行のための家屋被害調査の準備に関すること。 6 罹災者等に係る市税の減免等の準備に関すること。 7 義援金の受付、受領の準備に関すること。 8 競馬、競輪事業関係団体との連絡調整に関すること。 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関すること。 10 その他地震防災応急対策に関すること。
スポーツ市民部	スポーツ市民局	スポーツ市民局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般ボランティアの受入れ準備に関すること。 2 生活関連物資等の価格安定に関すること。 3 男女平等参画に関すること。 4 避難所の管理運営協力に関すること（避難所指定施設）。 5 被災相談窓口の設置に関すること。 6 その他地域防災応急対策に関すること。
経済部	経済局	経済局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 調達物資の確保、配布に関すること。 2 市場における物資の集荷及び分荷に関すること。 3 商工業等の地震防災応急対策に関すること。 4 その他地震防災応急対策に関すること。

部及び区 本部の名称	担当局・区	部長又は 区本部長	事 務 分 務
観 光 文 化 交 流 部	観 光 文 化 交 流 局	観 光 文 化 交 流 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の地震防災応急対策に関すること。 2 外国人の支援に関すること。 3 その他地震防災応急対策に関すること。
環 境 部	環 境 局	環 境 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関すること。 2 事業用車両の配車及び整備に関すること。 3 搬入ごみの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計画に関すること。 4 緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関すること。 5 有害物質の災害事故に係る情報収集体制の確立に関すること。 6 その他地震防災応急対策に関すること。
健康福祉部	健康福祉局	健 康 福 祉 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の連絡調整に関すること。 2 備蓄物資の配布に関すること。 3 要配慮者対策に関すること。 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 5 病院等診療機関の診療機能情報の収集、提供に関すること。 6 医療関係機関との連絡調整に関すること。 7 社会福祉施設の地震防災応急対策に関すること。 8 保護者等の対応に関すること。 9 医療、助産の救護体制の確立に関すること。 10 医療、助産関係機関に対する援助要請に関すること。 11 その他地震防災応急対策に関すること。
子 ども 青 少 年 部	子 ども 青 少 年 局	子 ども 青 少 年 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の安全確保に関すること。 2 児童福祉施設等の地震防災応急対策に関すること。 3 調達物資の確保、配布に関すること。 4 救援物資の受入れ、配布の準備に関すること。
住 宅 都 市 部	住 宅 都 市 局	住 宅 都 市 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急仮設住宅の供与の準備に関すること。 2 市街地復興計画の検討の準備に関すること。 3 土地区画整理事業及び開発行為に関する地震防災応急対策の指導監督に関すること。 4 市営住宅及び共同施設の地震防災応急対策に関すること。 5 建築物の防災保安指導、相談に関すること。 6 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 7 局所管外郭団体等の連絡調整に関すること。 8 その他地震防災応急対策に関すること。
緑 政 土 木 部	緑 政 土 木 局	緑 政 土 木 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川、急傾斜地、農業用施設、公園等の地震防災応急対策に関すること。 2 緊急陸上輸送ルートの確保に関すること。 3 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること。 4 農業関係、畜水産関係団体との連絡及び防災指導に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。

部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	事務分務
学 校 部	教育委員会事務局	教 育 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設・社会教育施設等の地震防災応急対策に関する事。 2 幼児、児童、生徒の帰宅及び安全保護に関する事。 3 保護者等への対応に関する事。 4 避難所の管理運営協力に関する事。(避難所指定施設) 5 その他地震防災応急対策に関する事。
消 防 部	消 防 局	消 防 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火・救急・救助の出動態勢の確立に関する事。 2 航空輸送の確保に関する事。 3 火災予防及び消防広報に関する事。 4 り災証明(火災によるもの)の準備に関する事。
上下水道部	上下水道局	上 下 水 道 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道水・工業用水の供給、下水の排水及び処理作業に関する事。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の地震防災応急対策に関する事。 3 配水場における有効貯水量の確保に関する事。 4 住民への緊急貯水広報に関する事。 5 応急給水体制に関する事。 6 物件の供給・応急対策の協力・応急復旧工事の協力に基づく協力要請に関する事。
交 通 部	交 通 局	交 通 局 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 地下鉄・バスの運行に関する事。 2 利用者に対する広報に関する事。 3 局所管工事現場における地震防災応急対策に関する事。 4 局所管保安設備の地震防災応急対策に関する事。 5 その他地震防災応急対策に関する事。
区 本 部	区 役 所	区 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 区の区域に係る地震防災応急対策の総合調整に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。 3 避難指示等の実施及び連絡調整に関する事。 4 避難者の誘導及び収容に関する事。 5 避難所の開閉及び管理運営に関する事。 6 災害救助地区本部との連絡調整に関する事。 7 要配慮者対策に関する事。 8 区社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 9 調達及び救援物資の受入れ、配布に関する事。 10 警戒宣言・地震予知情報等の広報・広聴に関する事。 11 一般ボランティアの受入れ準備に関する事。 12 罹災証明(火災によるものを除く)の準備に関する事。 13 医療救護・保健衛生に関する事。 14 区連絡会議に関する事。 15 地震防災信号(サイレン・警鐘)の伝達に関する事。 16 区内関係官公所(署)との連絡調整に関する事。 17 住民の避難状況の把握及び報告に関する事。 18 その他地震防災応急対策に関する事。

1 共通事項

- (1) 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ）

各部・区本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。

また、各部・区本部は、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、直ちに参集すべき旨を的確に伝達する。
- (2) 職員の参集状況の確認及び報告
各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部（本部設置前は防災危機管理局危機対策室）へ報告する。
- (3) 実施すべき地震防災応急対策事項の確認
各部・区本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。
- (4) 本部情報の伝達・指示
各部・区本部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班、公所へ的確な手段によって伝達、指示する。
- (5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告
各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、総括部を通じて報告する。）。
- (6) 各部・区本部間の連絡調整
地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は総括部を通じて要請する。）。
- (7) 所管施設の保安管理
各部・区本部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。
- (8) 各種協定に基づく応援要請
各部・区本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。

(2) 連絡員室

現地本部に連絡員室を置き、次の事務を行う。

ア 所掌事務

(ア) 現地本部の活動に関する総合調整

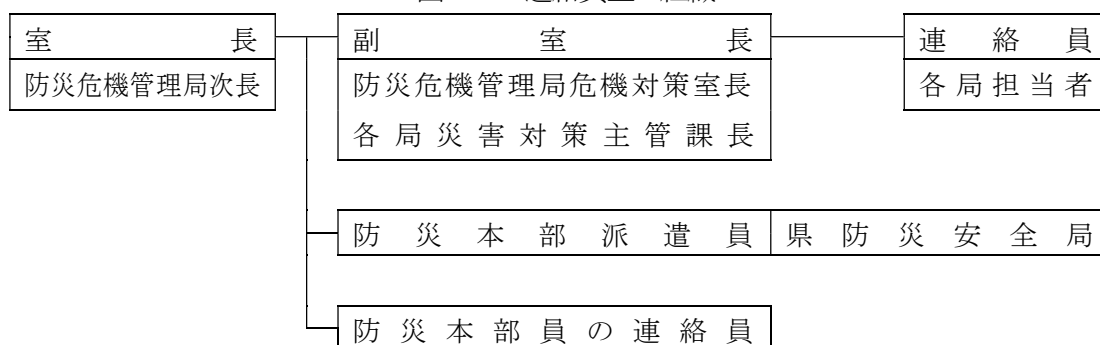
(イ) 各種情報の収集伝達

(ウ) 防災本部への報告

イ 現地本部員は、その業務を補佐させるため、自機関の職員を連絡員として現地本部に同行することができる。

ウ 連絡員室の組織は、図2のとおりとする。

図-2 連絡員室の組織



(3) 現地本部事務局

(ア) 現地本部の設置及び運営に関する事務を行うため、現地本部事務局を名古屋市防災危機管理局危機対策室に置く。

(イ) 現地本部事務局に事務局長を置き、名古屋市防災危機管理局長をもってこれに充てる。

2 現地本部の活動

(1) 情報の収集・伝達

ア 情報の収集

(ア) 災害発生事業所からの通報

災害発生事業所は現地本部へ災害の状況、応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

この場合は、非常通報と同時に119番を用いるものとする。

(イ) 防災関係機関からの収集

防災関係機関は現地本部へ自機関の実施した応急対策の実施状況等を逐次報告するものとする。

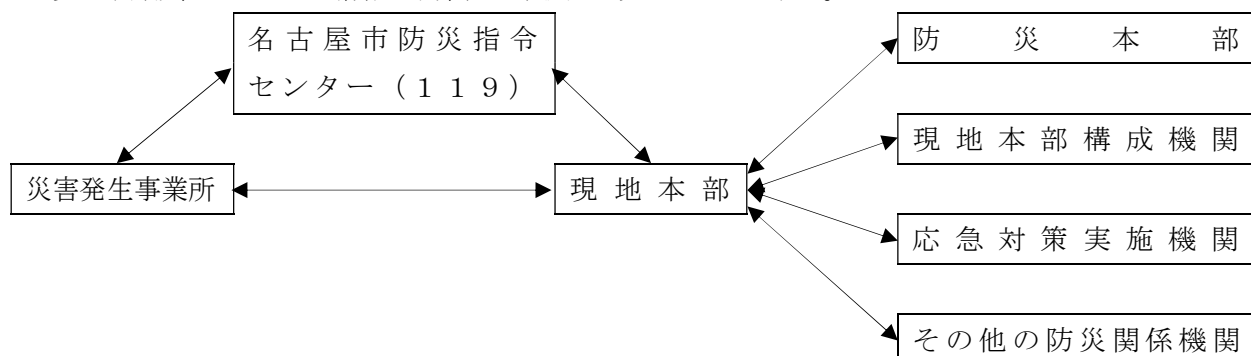
イ 防災本部への報告

現地本部長は、総論編第5章第2節「災害情報の収集及び伝達」に定めるところにより、収集、取りまとめた資料を防災本部事務局へ報告するものとする。

ウ 防災関係機関への伝達

現地本部連絡員室は他の防災関係機関が行う災害応急対策に必要な情報・資料を提供するものとする。

エ 現地本部設置時における情報の収集伝達系統図は次のとおりとする。



(2) 活動体制の調整

現地本部は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため防災関係機関の実施する活動を調整するものとする。

(3) 応援要請

現地本部長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、防災本部長に応援を要請するものとする。

3 現地本部の設置及び廃止

(1) 設置場所

現地本部の設置場所は、原則として次の場所とする。ただし、防災活動の円滑な実施及び災害の状況の総合的把握を容易にするため必要な場合は、現地本部長の判断により適当と認める場所に現地本部を設置することができる。

区 分	設 置 場 所	電 話 番 号
現 地 本 部	名古屋市役所 災害対策本部室	(052) 972-3570
連 絡 員 室	名古屋市役所 情報センター	(052) 972-3587
事 務 局	防災危機管理局危機対策室	(052) 972-3522

(2) 現地本部の表示

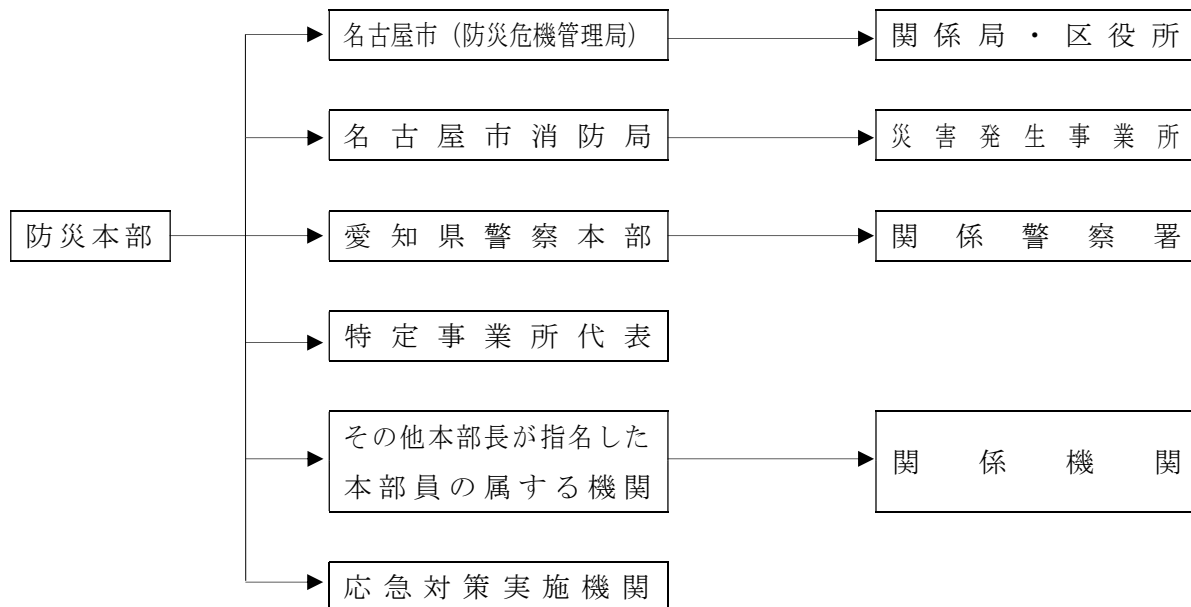
現地本部の標識は、現地本部が設置された市役所又はその他の場所の正面玄関等に掲示する。

(3) 設置及び廃止の通知

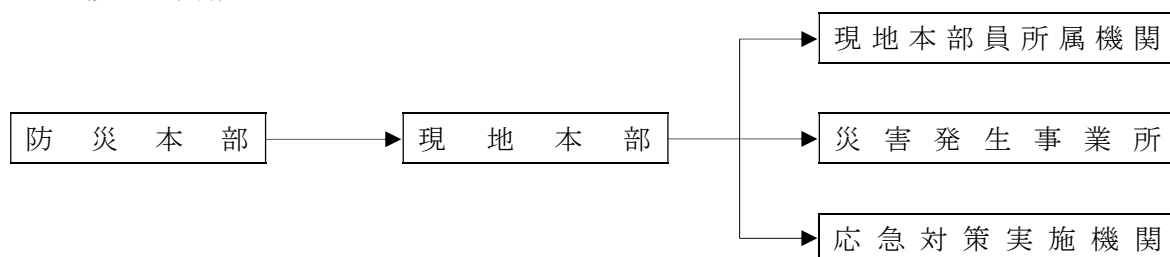
ア 防災本部の行う通知

設置及び廃止の通知は、次に定めるところにより行い、現地本部設置場所及び設置若しくは廃止時刻を通知する。

(設置の場合)



(廃止の場合)



イ 現地本部の行う通知・公表

現地本部を設置又は廃止したときは直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

通知及び公表先	方 法	責 任 者
各 部 班	庁内放送・FAX	総括部 作戦班長
区 本 部	無線電話・FAX	〃
各 地 区 隊	無線・有線電話	主管部の担当班長
防災関係機関	〃	総括部 作戦班長
特定事業所等	〃	消防部 予防班長
一般住民	報道機関を通じ公表	市民部 広報班長
報道機関	口頭又は文書	〃

第2 事業所における防災体制

1 自衛防災組織

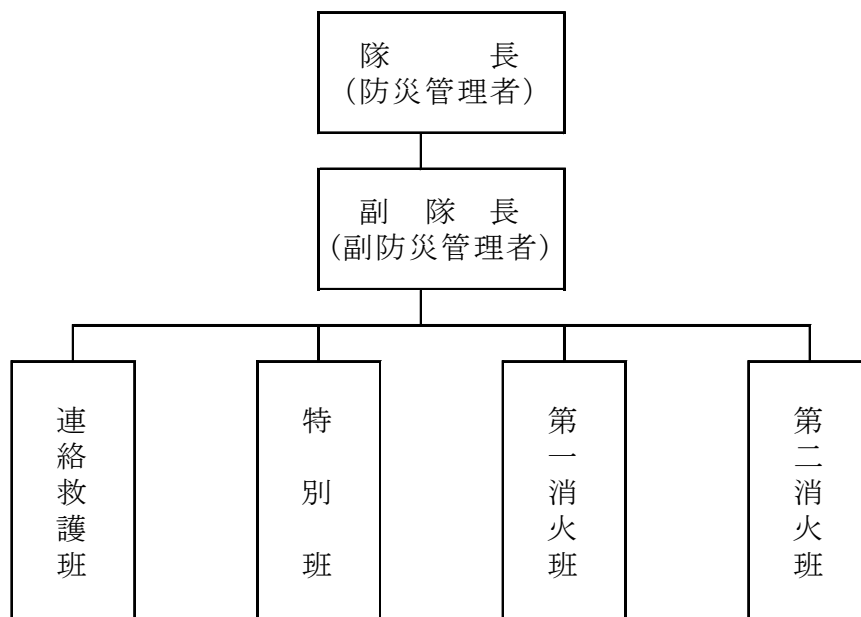
(1) 防災管理者及び副防災管理者

記号	事業所名	防災管理者	副防災管理者
ア	NRS(株)名古屋ケミポート	所長	副所長(他20名)
イ	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	所長	所長代理1名(他11名)
ウ	セントラル・タンクターミナル(株) 名古屋事業所南ターミナル第2エリア	所長	副所長(他4名)
エ	キグナス石油(株)名古屋油槽所	所長	所長代理(他5名)
オ	丸中興産(株)名古屋油槽所	所長	所長代理(他20名)
カ	セントラル・タンクターミナル(株) 名古屋事業所南ターミナル	所長	副所長(他18名)
キ	セントラル・タンクターミナル(株) 名古屋事業所北ターミナル	グループ長	統括グループ長(他14名)
ク	東亜合成(株)名古屋工場	工場長	次長(他132名)
ケ	中川物産(株)名古屋第二油槽所	所長	副所長(他16名)
コ	東邦液化ガス(株)名港LPG基地	所長	副所長1名(他20名)
サ	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	所長	課長(他7名)
シ	(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	所長	所長代理(他12名)
ス	三井化学(株)名古屋工場	工場長	安全・環境GL(他90名)
セ	(株)サンラックス名古屋油槽所	所長	8名
ソ	(株)JERA新名古屋火力発電所	所長	/
タ	東レ(株)名古屋事業場	事業場長	
チ	シンコーケミカル・ターミナル(株) 名古屋事業所	所長	
ツ	ENEOS(株)名古屋第1油槽所	所長	
テ	日清オイリオグループ(株)名古屋工場	工場長	
ト	大同特殊鋼(株)星崎工場	工場長	
ナ	UBE(株)名古屋アンモニアセンター (宇部物流サービス(株)名古屋営業所)	所長	
ニ	(株)築港九号地倉庫	所長	
ヌ	(株)ダイセキ名古屋事業所	リサイクルセンター長	

(2) 組織図及び指揮命令系統

ア NRS(株名古屋ケミポート)

(ア) 組織図



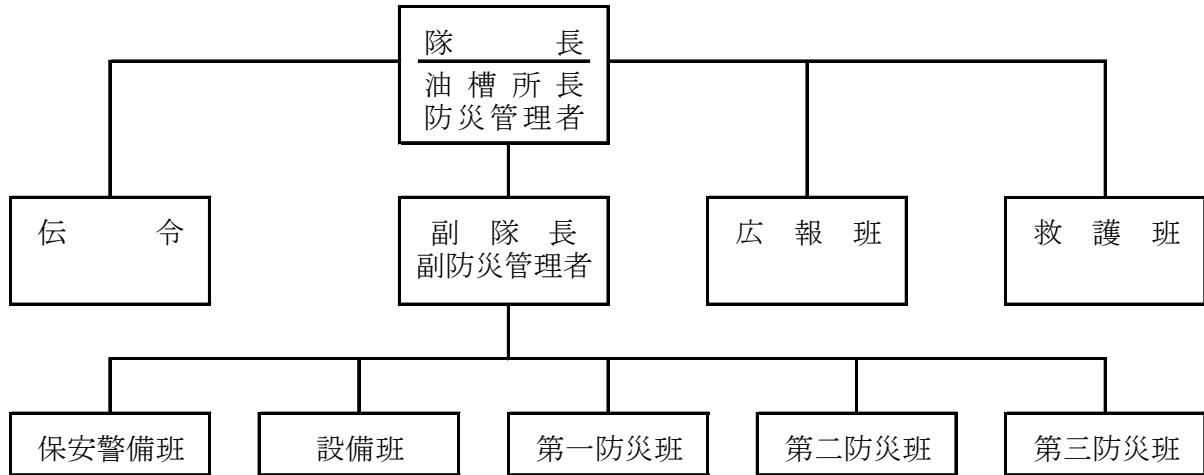
(イ) 各班の所掌事務

区 分	所 掌 事 務
隊長 副隊長	1. 作業停止の指示 2. 発災時の体制確立と本部の設置 3. 自衛防災組織の総指揮 4. 消防機関等との協議
連絡救護班	1. 消防機関、共同防災組織その他関係先への通報及び連絡、報告 2. 情報の収集、広報 3. 負傷者の救護 4. 非常持ち出し
特別班	1. 入出門制限 2. 避難誘導 3. 外部応援隊の誘導 4. 防災資機材等の準備
第一消火班 第二消火班	1. 入出荷作業の停止 2. 全タンク元バブル・配管先端バブル閉止 3. 全火気使用停止 4. 全運転機器の停止機関等との協議 5. 発災時の自衛防災活動 6. 防災資機材、オイルフェンス等準備、配備及び防災活動 7. 復旧活動 8. 相互応援活動

イ ENEOS(株)名古屋第2 油槽所

(ア) 自衛防災組織図

自 衛 防 災 組 織



(イ) 各班の任務分担

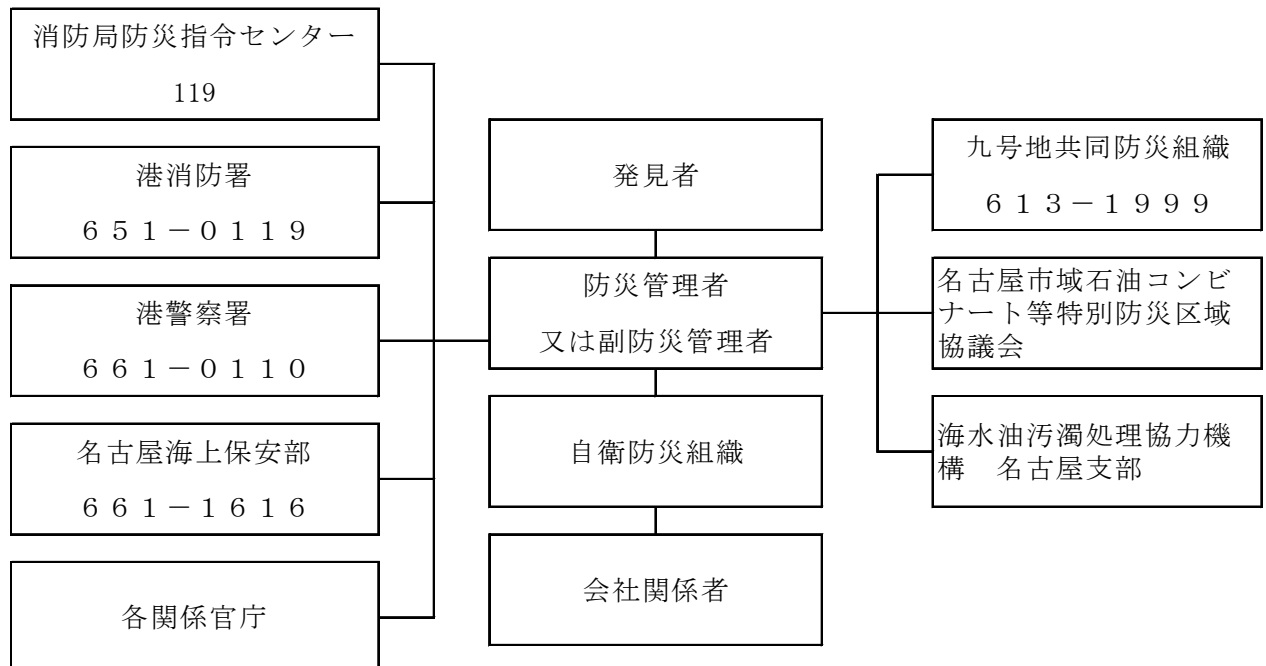
非 常 時 (主たる任務)

通 常 時 (主たる任務)

	非 常 時 (主たる任務)	通 常 時 (主たる任務)
隊長 副隊長 本部付伝令	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の設営 2. 発災時の応援、出荷体制の確立 3. 受入・出荷作業停止指示 4. 避難・待機指示 5. 施設点検指示 6. 発災時の自衛防災組織の発動・解除 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危機管理に基づく設備、改善計画の立案・実施 2. 教育・訓練計画の立案・実施
第一防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全受入・出荷作業の停止 2. 全運転機器の停止 3. 全火気の消滅 4. 全タンク元バルク・配管先端バルク閉止 5. 防油堤排水弁の閉止 6. 緊急遮断の閉止(必要に応じ) 7. 消火ポンプの点検、始動運転 8. オイルフェンス展張船の点検 9. エンジン始動運転 10. 発災時の自衛防災活動 11. 復旧作業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火ポンプ・オイルフェンス展張船の定期点検試運転 2. 設備の定期点検
第二防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災資機材の準備・配備 2. ドラム等容器の積替 3. 発災時の自衛防災活動 4. 復旧作業 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災資機材の確保・点検 2. 設備の定期点検
第三防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出荷作業停止 2. 緊急、遮断の閉止(必要に応じ) 3. 発災時の自衛防災活動 4. 復旧作業 5. 入出門の制限 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出荷設備の定期点検 2. ローリー出荷設備の定期点検
設備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発災時の自衛防災活動 2. 発災状況の点検、報告 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非常用防災資機材の調達先、方法の調査 2. 防災資機材の事前調達

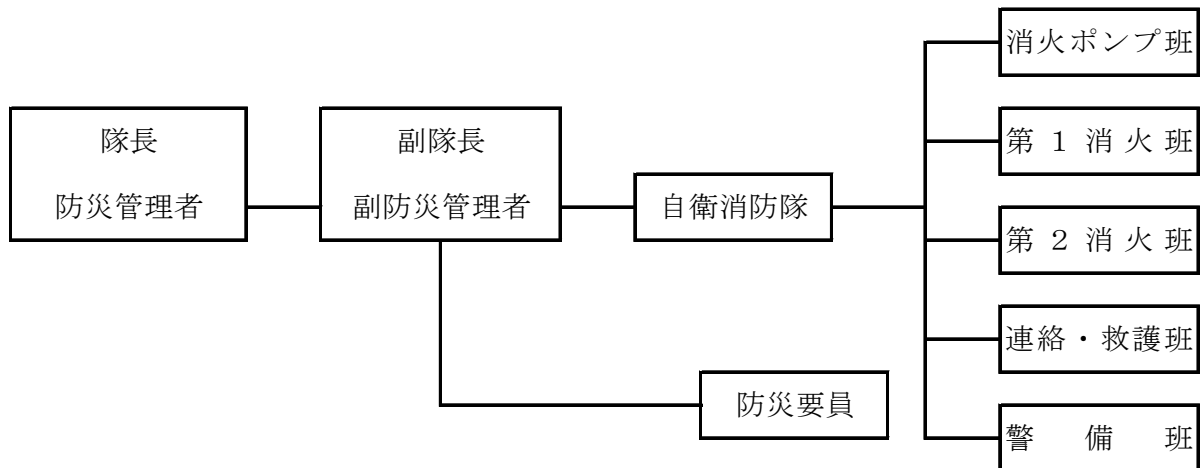
広 報 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報の収集記録報告、油槽所外部との連絡 2. 広報活動 3. 非常持出品の取扱い 4. 構内情報の収集、指示情報の伝達 5. 連絡方法の確認、設備の点検 6. 入出門の制限 7. 構内発災状況の確認、報告、記録 8. 周辺事業所の発災状況の確認、報告、記録 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所轄官公庁・近隣他社連絡網確認
救 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急用品、医療品の確保 2. 非常食、飲料水、寝具等の確保 3. 負傷者の救護 4. 他班の応援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救急法の習得
保安警備班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難場所・方法の確認 2. 避難状況の点検、報告 3. 外部応援隊の誘導 4. 正面警備 5. 他班の応援 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時の避難場所・避難通路確保

(ウ) 緊急通報系統図



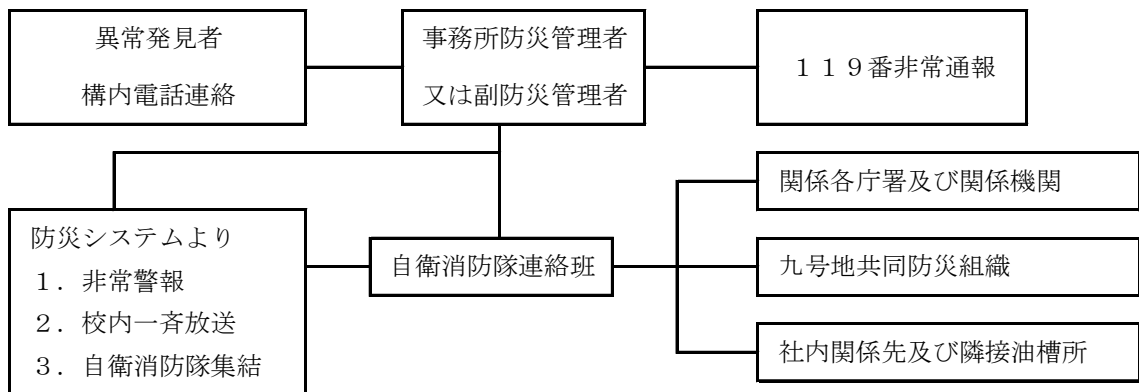
ウ セントラル・タンクターミナル(株) 名古屋事業所南ターミナル第2エリア

(ア) 組織図

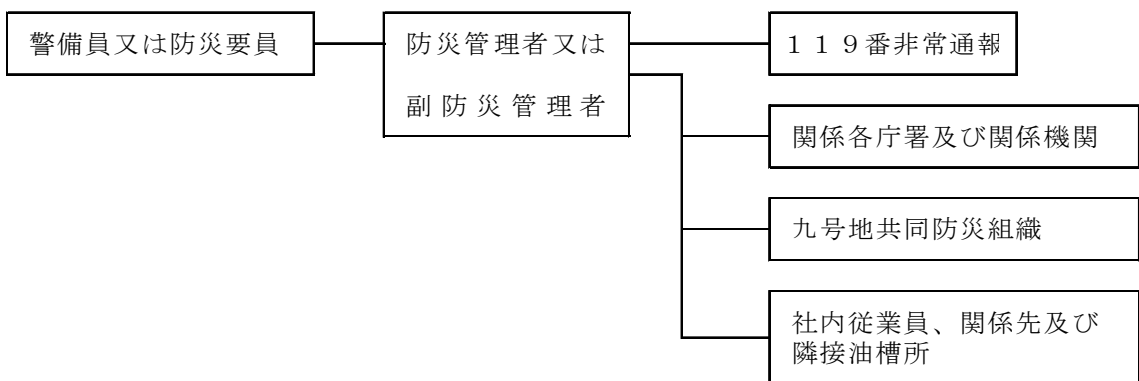


(イ) 非常通報系統図

a 通常時

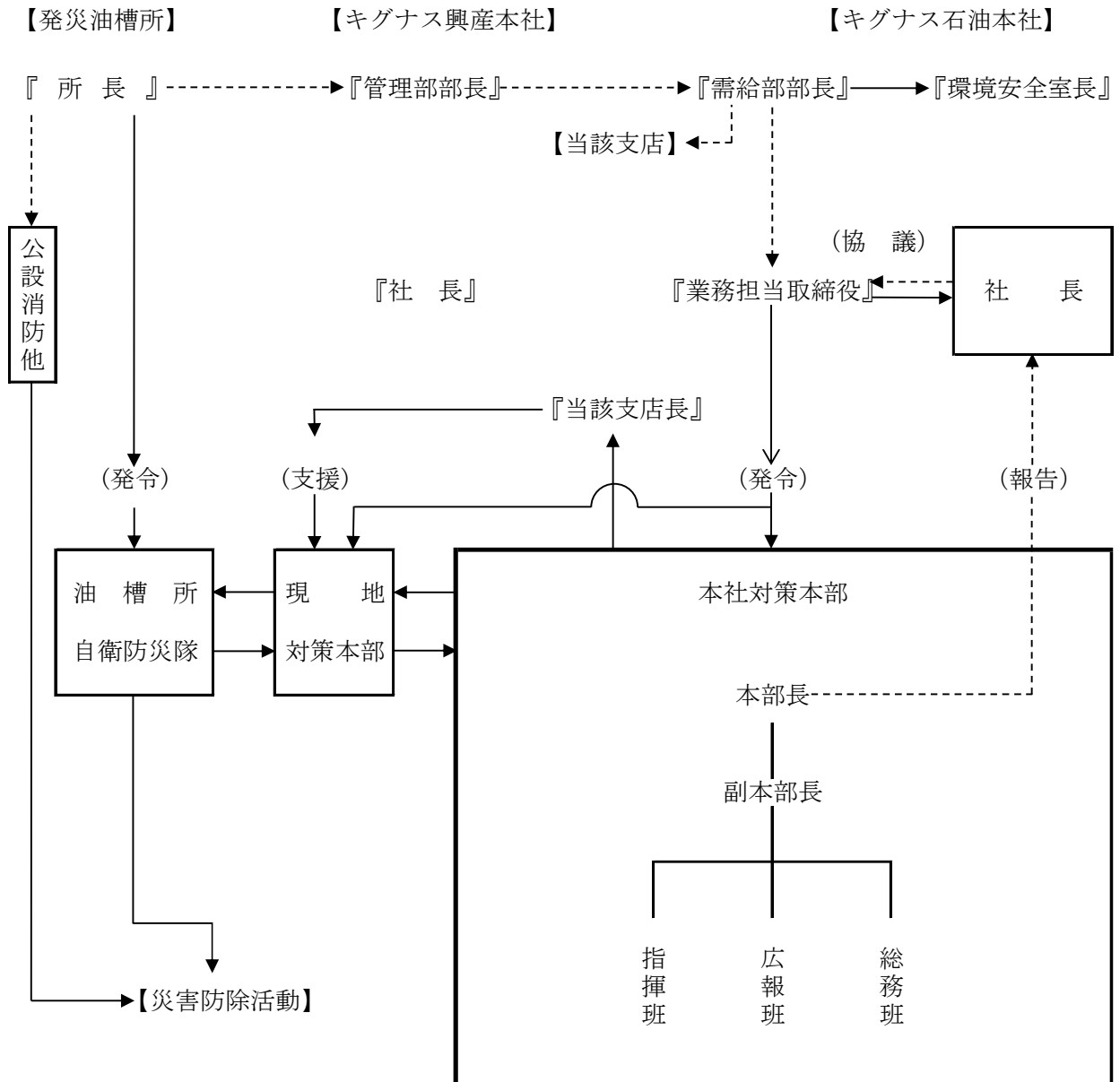


b 休日、夜間



エ キグナス石油(株)名古屋油槽所

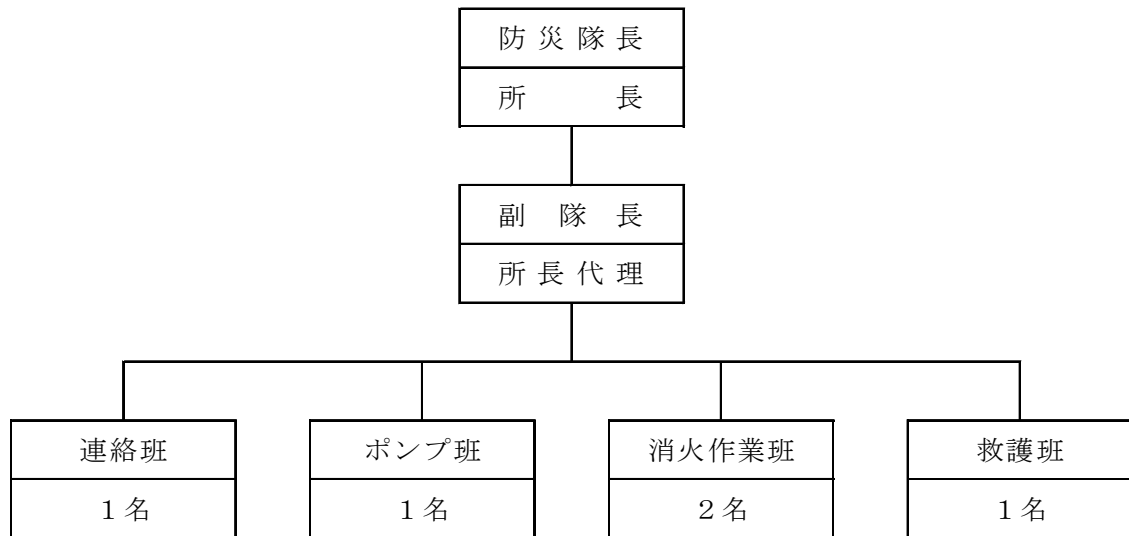
(ア) 災害防除活動関係図



(注) 通報連絡 ----->
命令指示 ----->

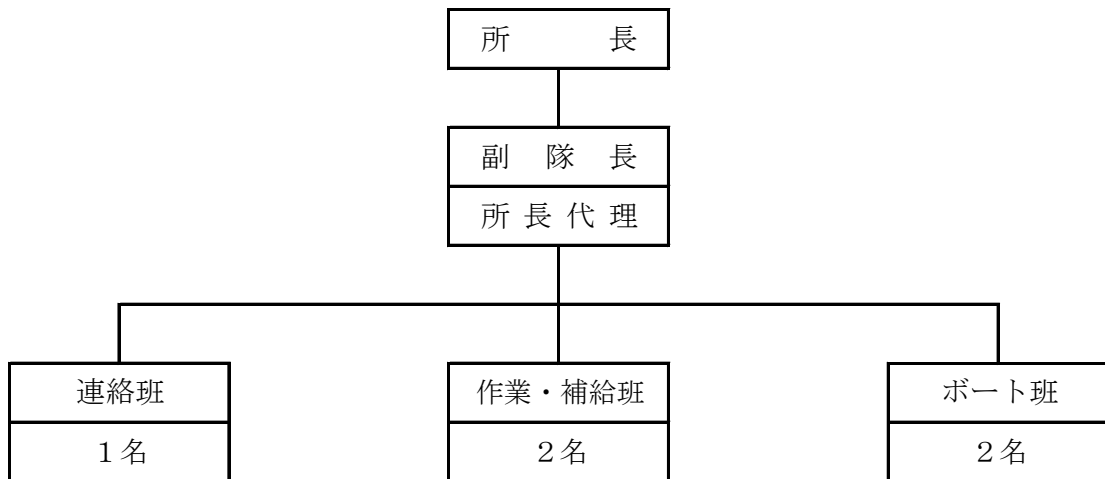
(イ) 自衛防災隊組織図

火 災



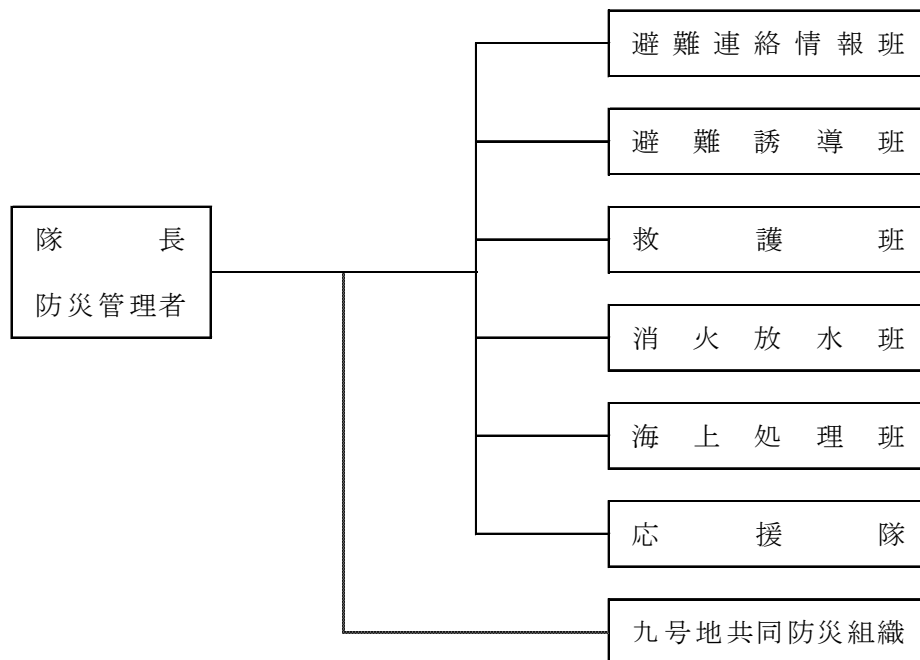
(ウ) 自衛流出油処理対策組織図

流出油



オ 丸中興産(株)名古屋油槽所

(ア) 組織図



(イ) 各班の所掌事務

隊長……防災管理者として総指揮にあたる。

*……隊長不在時は副防災管理者が隊長を代行する。

通報・連絡情報班……通報・情報の伝達及び官庁関係の連絡業務を行う。

避難誘導班……外来者・従業員及び車輛の避難誘導を行う。

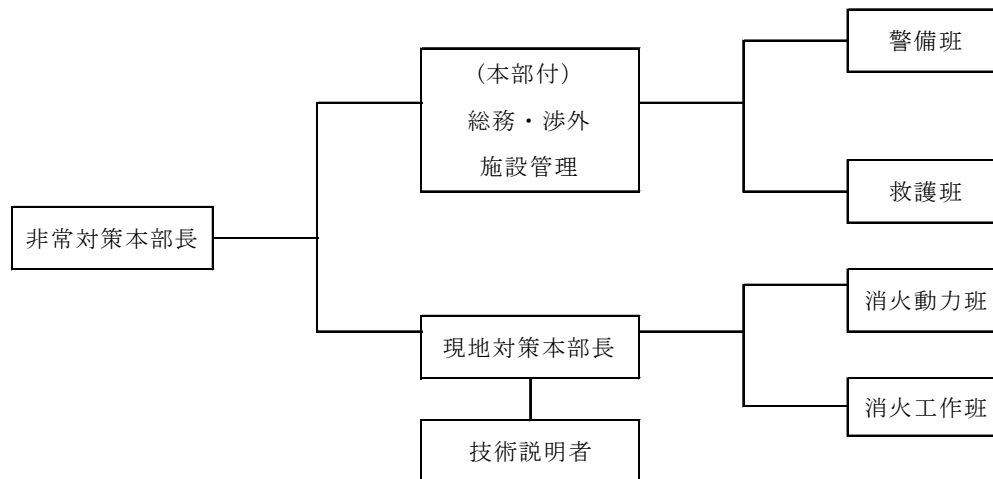
救護班……負傷者及び要救護者の応急措置並びに搬送を行う。

消火・放水班……消火器の搬送、消火ポンプの運転、泡原液の搬送、各消防栓操作を行い消火放水、冷却放水を行う。

海上処理班……オイルフェンスの展張及び流出油の防除処理を行う。

応援隊……状況に応じて各部所の応援を行う。

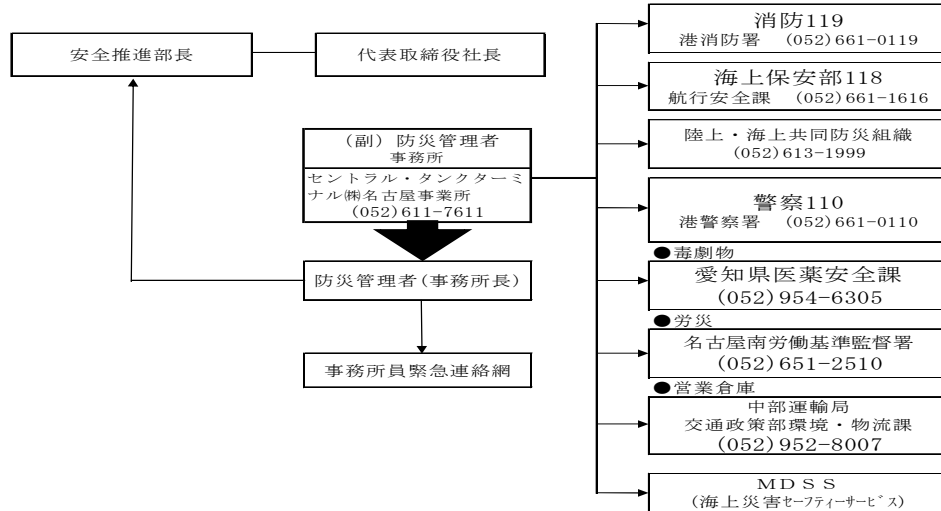
(ア) 組織図



(イ) 任務分担

非常対策本部長	1 非常対策本部員の招集および防災活動の総括指揮 2 他社及び地区防災組織の応援要請 3 避難の決定 4 その他非常対策本部の活動上必要な指示と決定
本部付	1 非常対策本部長を補佐する 2 本部活動についての本部員への通知 3 事業所内外の情報収集と災害活動の記録 4 消防署等防災機関、官庁、関係事業所と状況連絡応援要請等 5 付近住民への広報、官庁等諸機関の来訪者の応対、電話応対等 6 従業員と家族相互の安否に関する連絡及び電話応対等 7 食料、飲料水等の確保
現地対策本部長	1 技術説明者・消火動力班・消火工作班の招集および指導 2 他社及び地区防災組織の応援隊との連携・調整 3 その他現地対策本部の活動上必要な指示と決定
警備班	1 発災現場周辺の交通規制、道路遮断、標識掲示 2 ローリーその他の車輛の整理と誘導
救護班	1 負傷者の救護 2 避難時の誘導
技術説明者	1 公設、地域消防車の誘導および状況説明、防火物の物性等の情報提供
消火動力班	1 消火用水利の確保、ポンプの運転、消火用配管の点検
消火工作班	1 消火ホースの展張用意、放水（実際の消火活動）

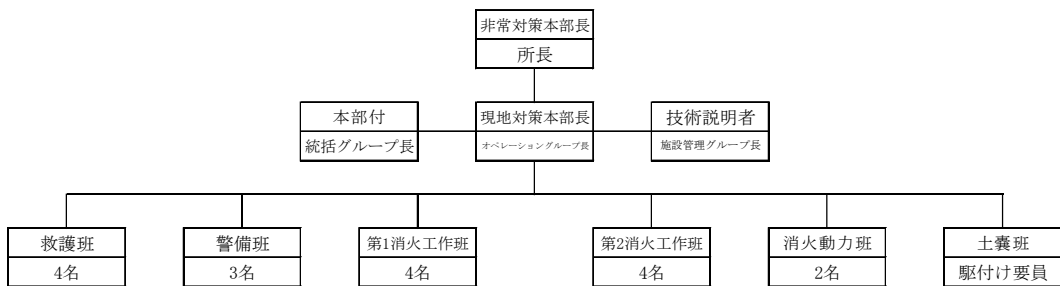
(ウ) 緊急通報系統図



キ セントラル・タンクターミナル株式会社 名古屋事業所北ターミナル

(ア) 自衛防災隊組織図

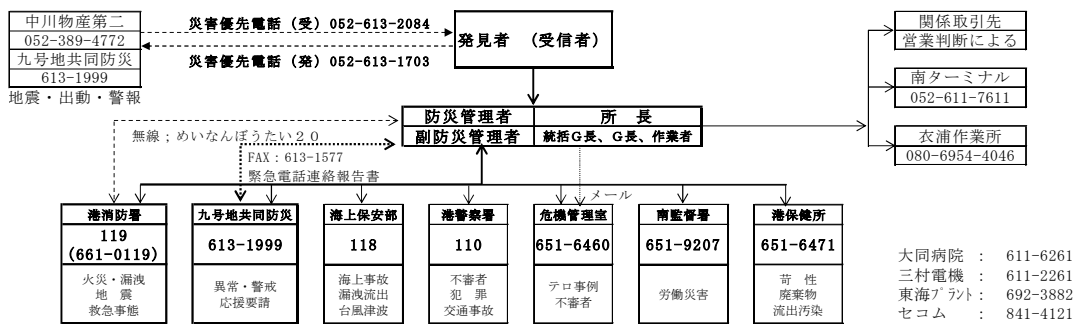
自衛防災隊編成表



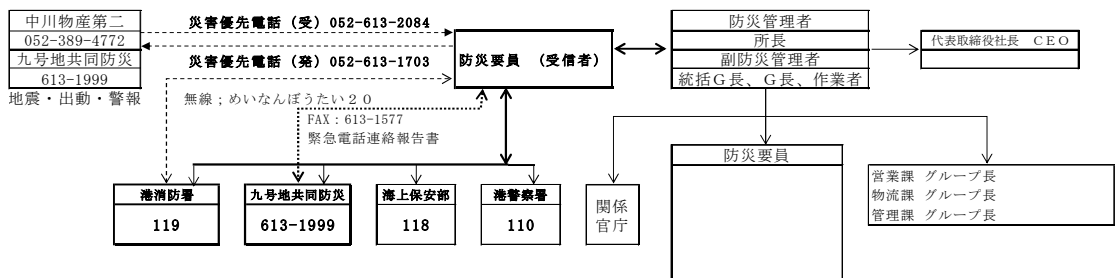
※技術説明者は施設管理Gr長が行い、任務後は現地対策本部付とする。
 ※非常対策本部長及び現地対策本部長が不在の場合の代理者は、別紙「副防災管理者一覧表」の優先順位順に自動的に任命されるものとする。
 ※各本部長以外の人員が不足する場合は、非常対策本部長の判断にて自衛防災隊の構成を再構築するものとする。

(イ) 緊急(異常)時連絡系統図

<昼間>

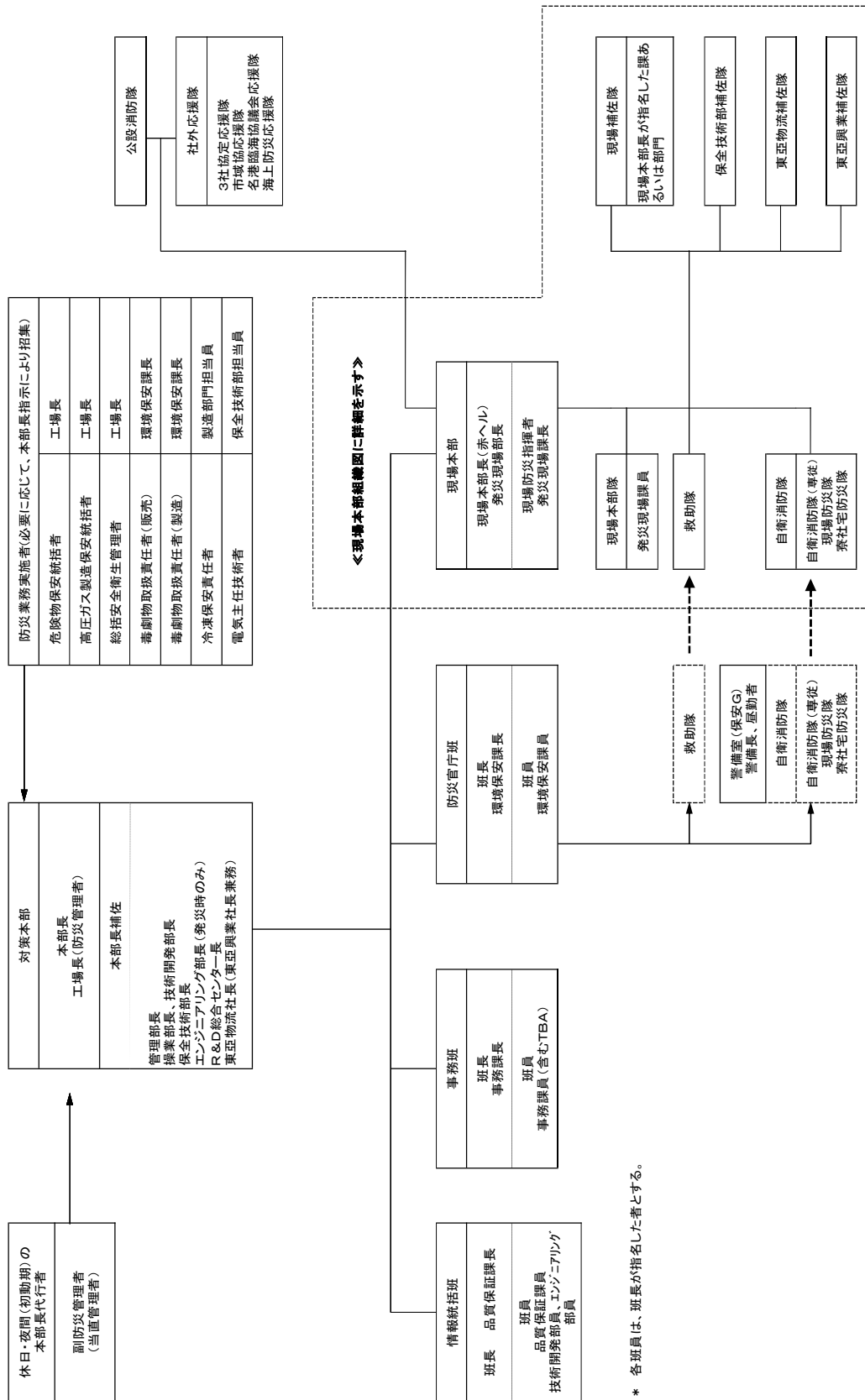


<夜間・休日>



(ア) 組織図

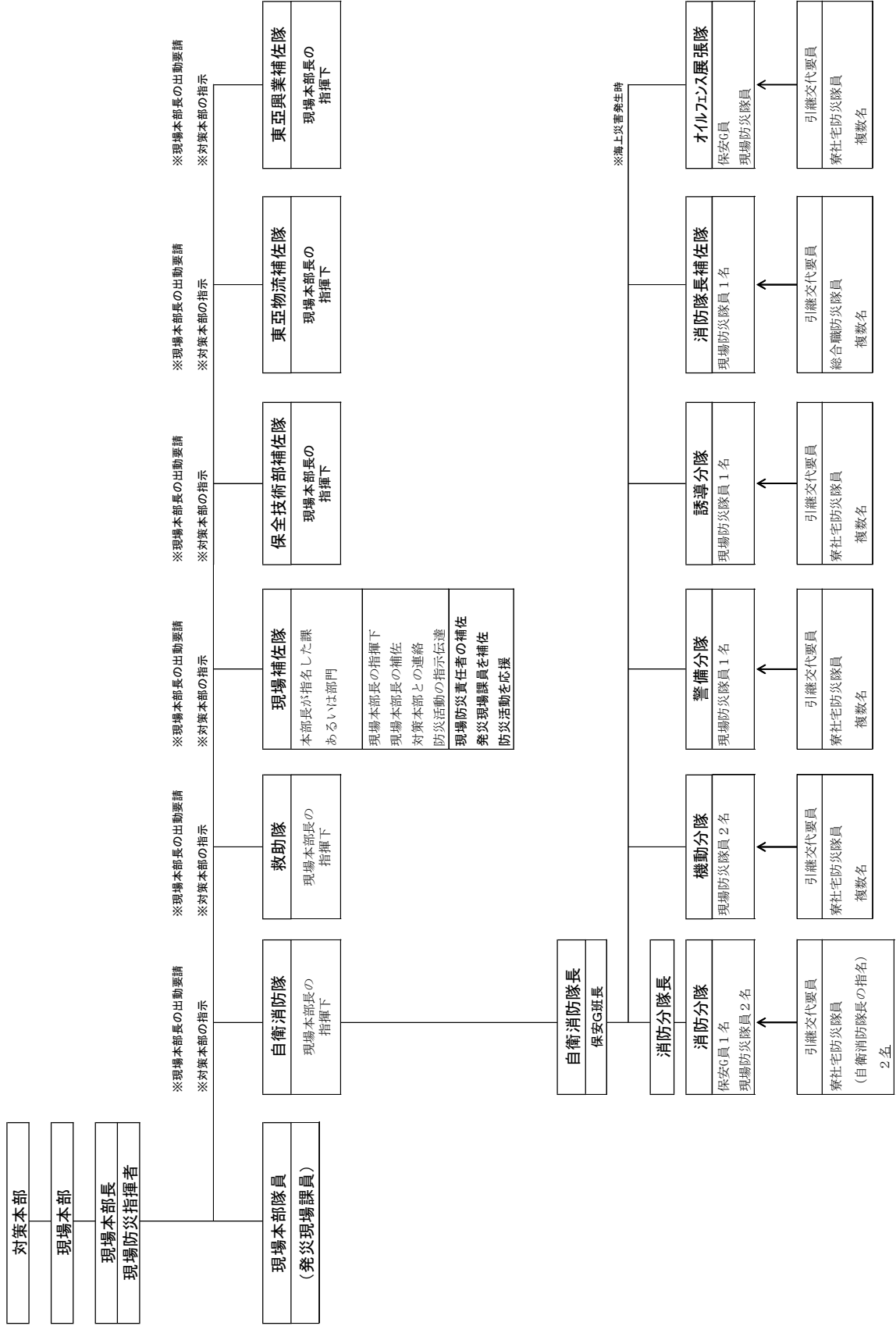
対策本部体制組織（組織図）



* 各班員は、班長が指名した者とする。

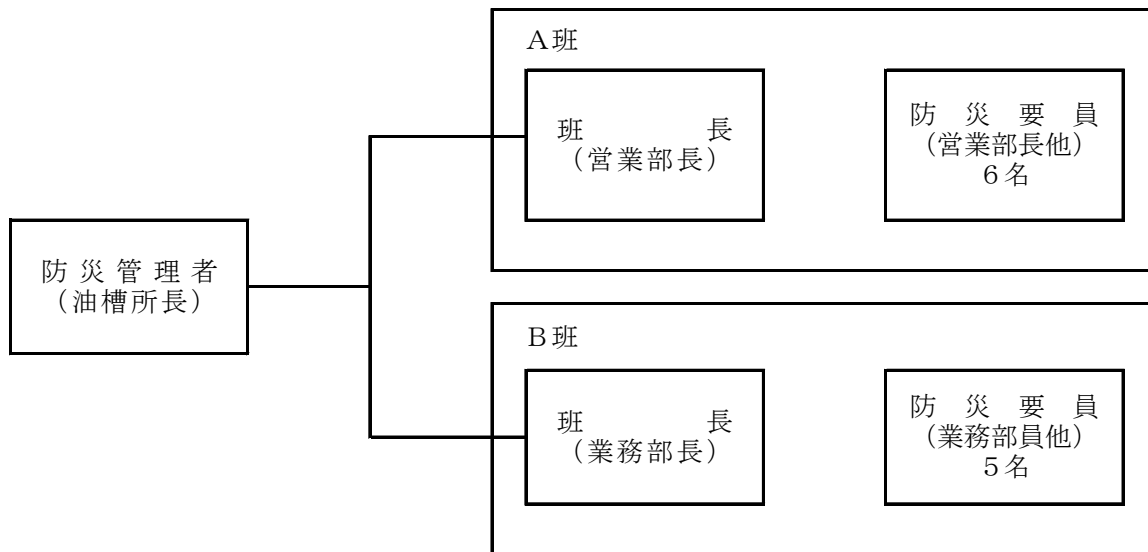
現場補佐隊は、発災初動時活動し、寮社宅防災隊に引き継ぐ。

現場本部組織図



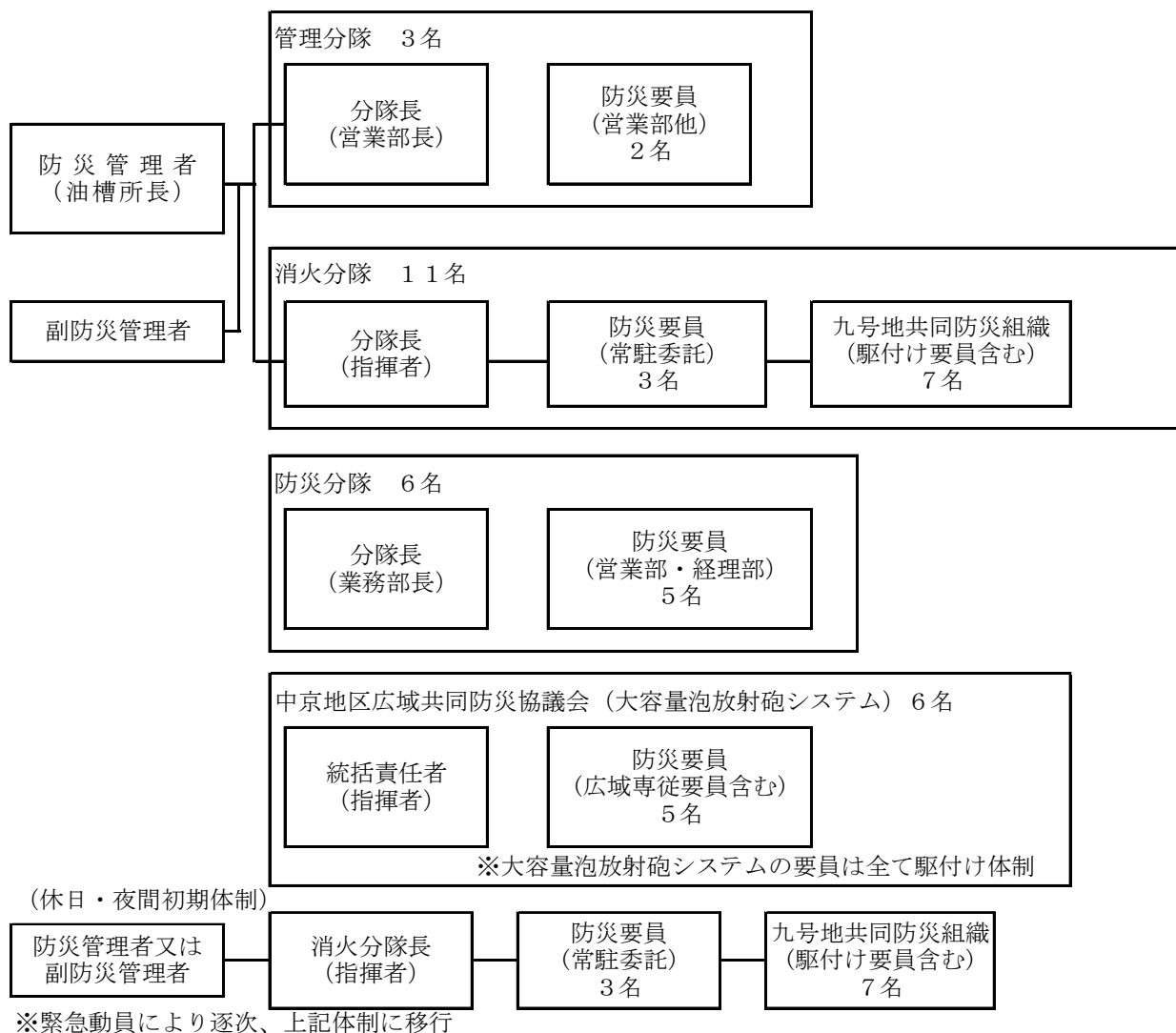
ケ 中川物産(株)名古屋第二油槽所

(ア) 防災管理組織



A班の任務	B班の任務
情報収集、通報・連絡、記録 人員把握、運転・設備状況の把握 防災設備・消防用設備等の点検 食料・医薬品、その他防災用資機材の点検把握 油槽所入出門管理強化・構内パトロールの実施	工事現場の状況確認及び応急措置 防災資機材等の点検及び確保 機械・電気設備の点検及び災害予防措置 自家発電設備試運転 S-5 栈橋パトロールの実施 危険物貯蔵・取扱施設の点検、災害予防措置

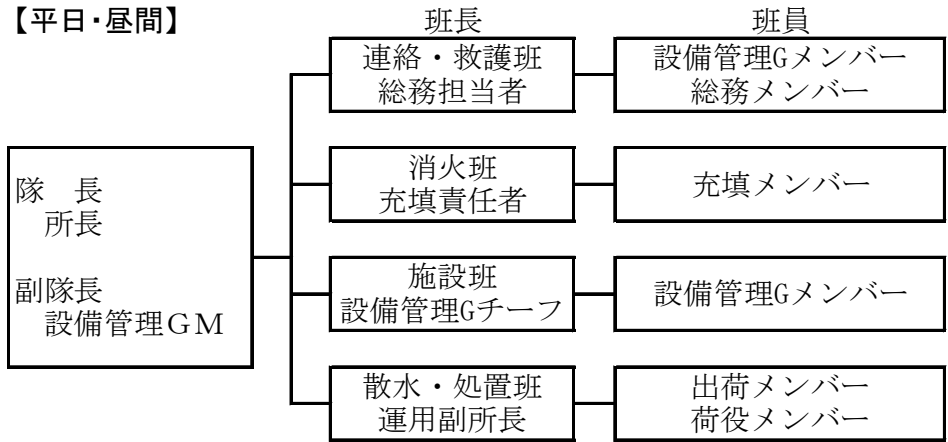
(イ) 自衛防災体制



管理分隊の任務	消火分隊の任務	防災分隊の任務
1. 事業所内外通報・連絡 2. 要員確保 3. 災害情報の収集 4. 第二次防災計画の策定 5. 公設消防隊の現地誘導 6. 負傷者の救護活動 7. 入出門及び構内警備、食料確保	1. 消火器及び固定消火設備等による消火活動 2. 3点セットによる消火活動	1. 消火器による消火活動 2. 流出油防止活動 (オイルフェンス展張・土嚢積・吸着材展開) 3. 防災活動 (防護安全処理・緊急資機材確保及び運搬等)
	中京地区広域共同防災協議会	
	1. 大容量泡放射砲システムによる消火活動	

コ 東邦液化ガス(株)名港LPG基地

(ア) 組織図



【休日・夜間】 (非常動員により速やかに平日・昼間体制に移行する)



* 隊長は、状況に応じ動員者数を適宜増減できる。

(イ) 各班の任務 **【平日・昼間】**

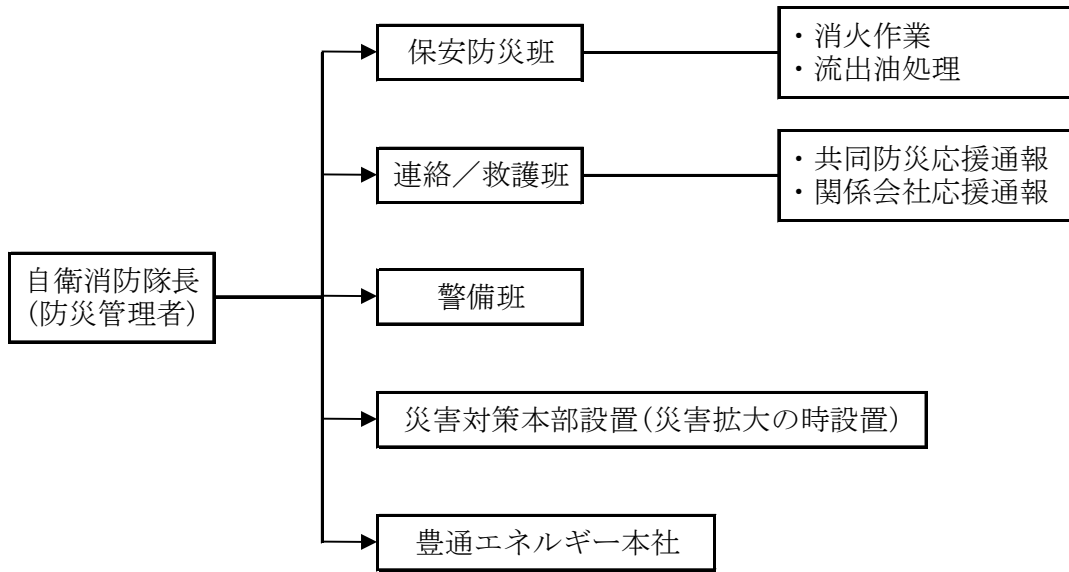
連絡・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・消防署他関係官庁、社内連絡・通報 ・災害の情報収集、本社との連絡 ・近隣企業への広報活動、報道機関対応 ・負傷者の救護
消火班	<ul style="list-style-type: none"> ・工場内の災害の鎮圧および拡大防止 (初期消火活動)
施設班	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の運転・停止 ・緊急処置実施後に二次災害防止 (防消火設備の運転・停止)
散水・処置班	<ul style="list-style-type: none"> ・構内警備、公設消防隊の誘導、交通整理 ・必要資機材の調達、設備の応急修理 ・栈橋緊急離栈

【休日・夜間】

隊長・班長	<ul style="list-style-type: none"> ・非常動員呼出し、通報、連絡 ・二次災害防止 (防消火設備の運転・停止)
班員	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の鎮圧および拡大防止 ・公設消防隊、応援消防隊の構内誘導

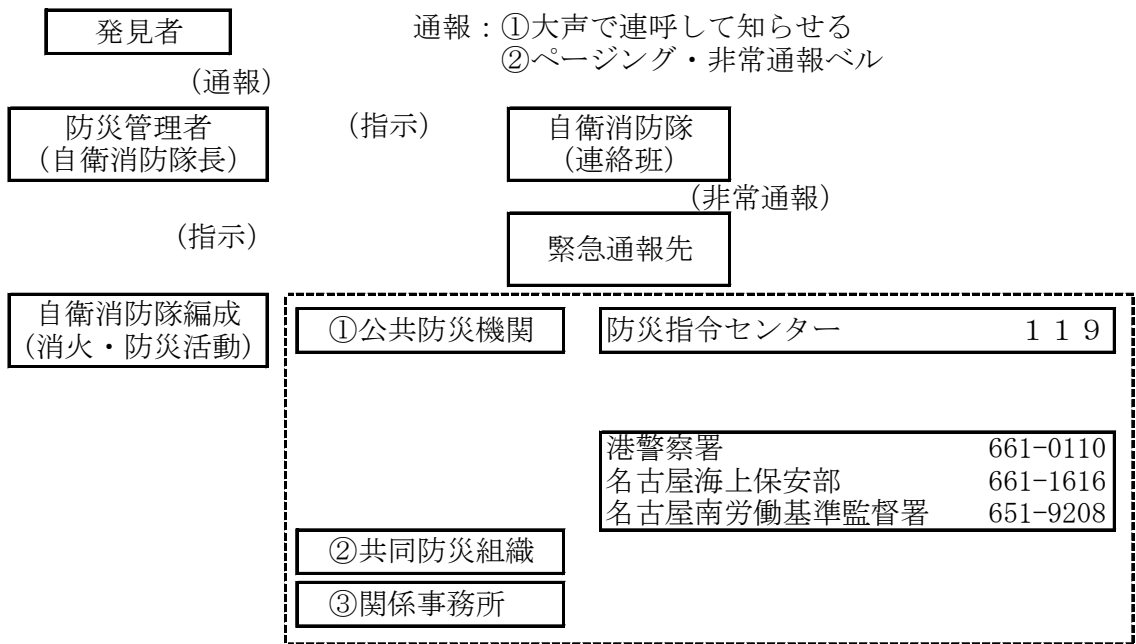
サ 豊通エネルギー(株)名古屋油槽所

(ア) 組織図

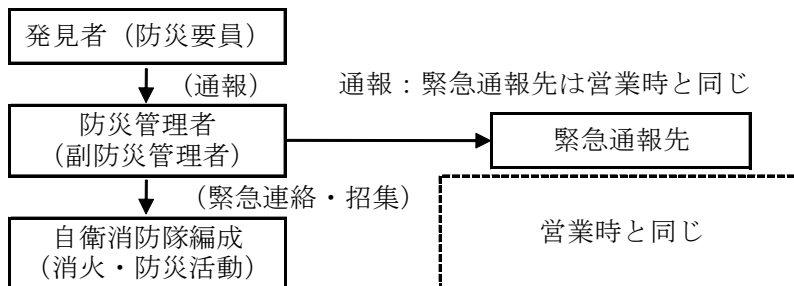


(イ) 緊急通報系統図

A 営業時

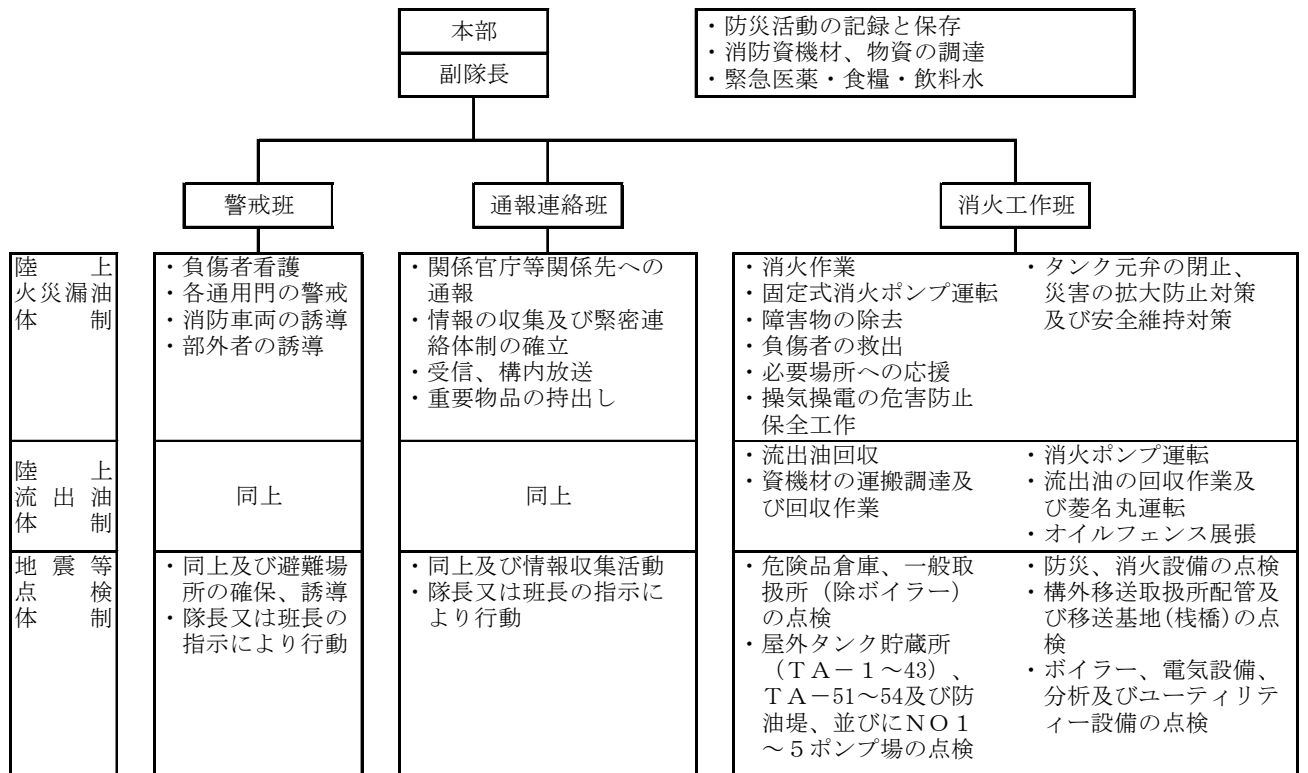


B 休業時

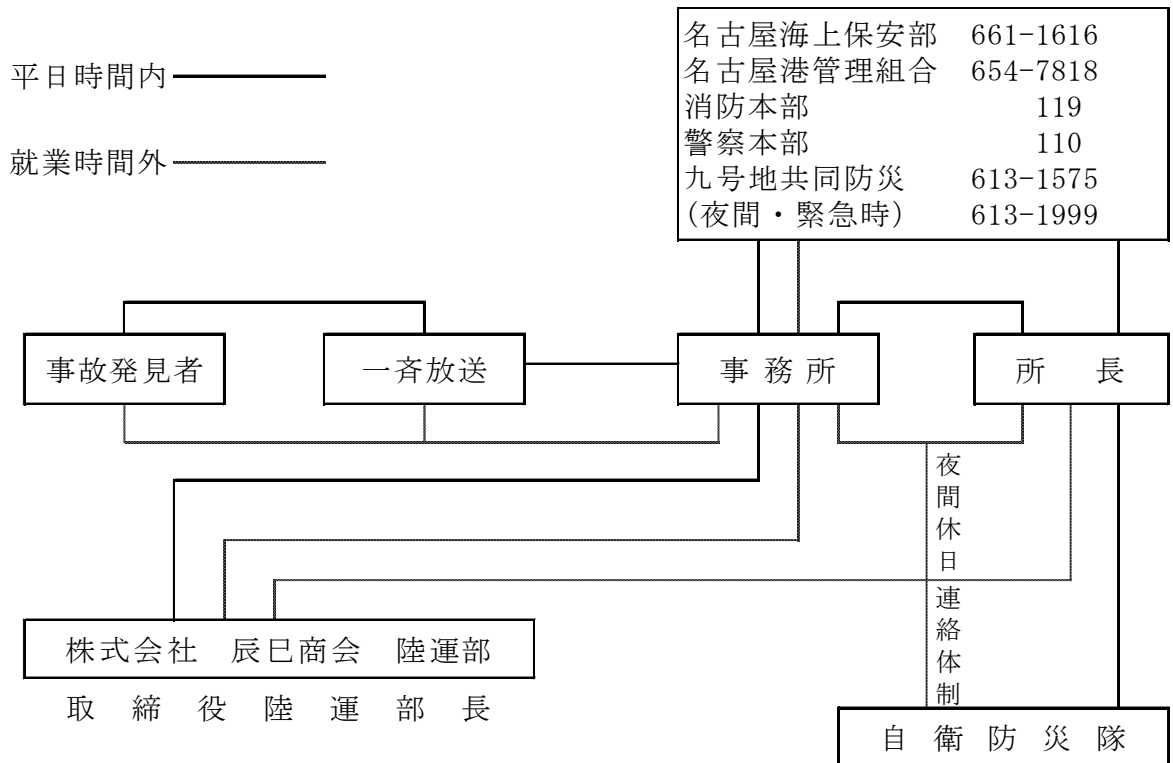


シ (株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル

(ア) 組織図と各班の所掌事務

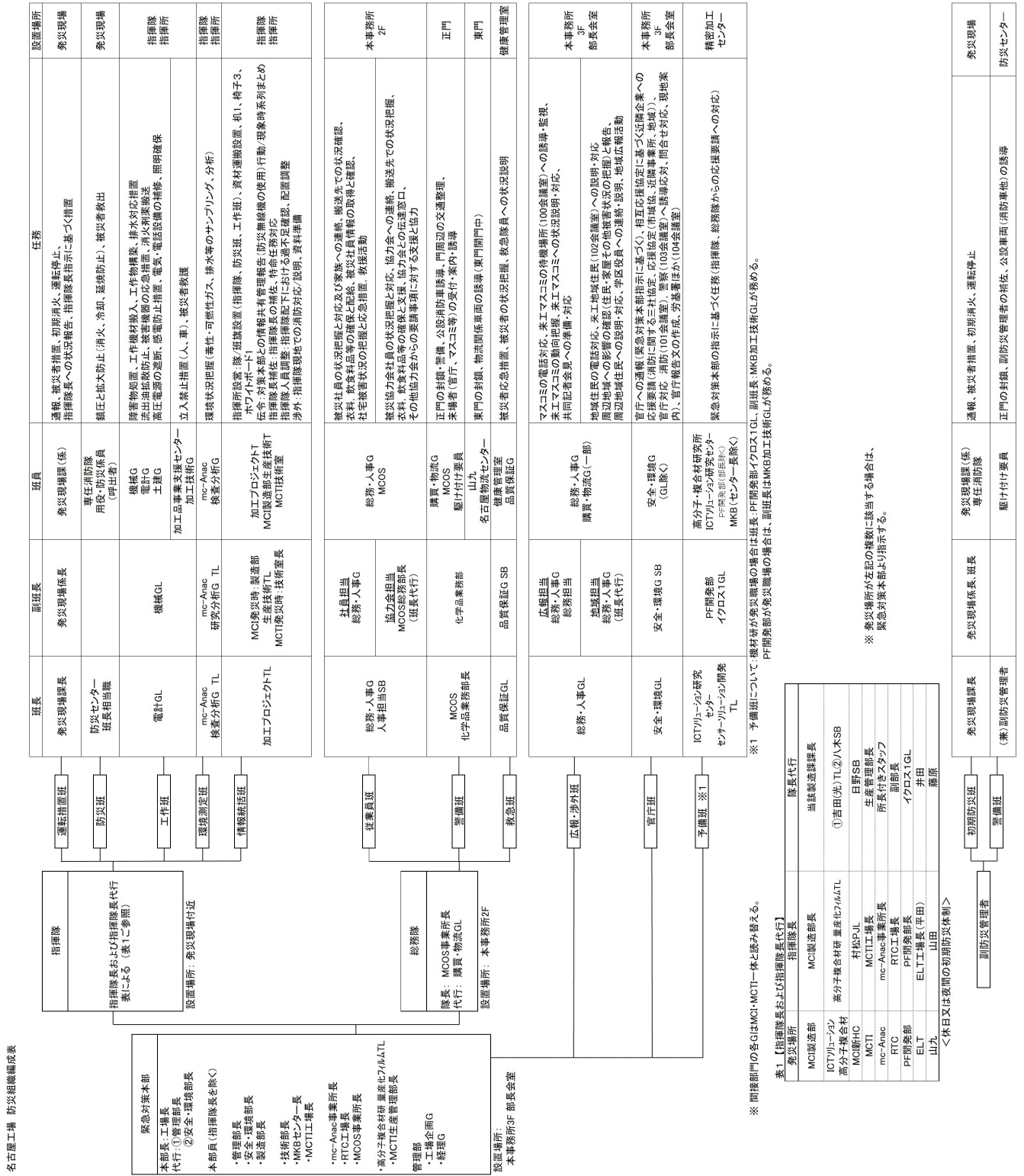


(イ) 通報連絡体制



ス 三井化学(株)名古屋工場

(ア) 組織図



(イ) 緊急対策本部、指揮隊及び総務隊の任務

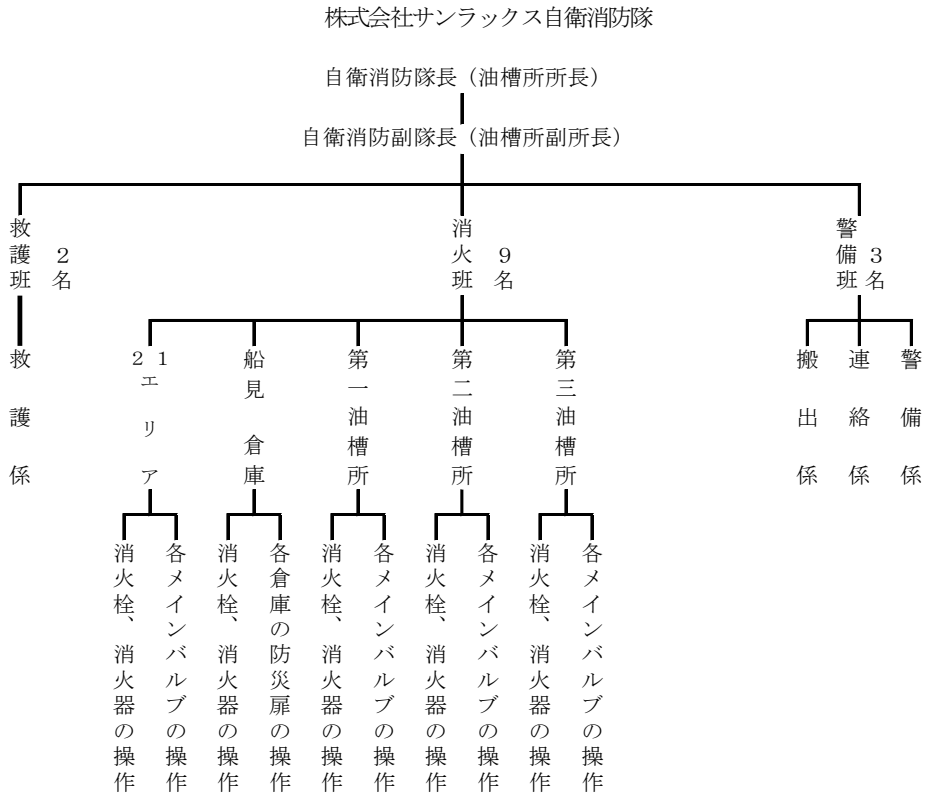
緊急対策本部	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害鎮圧及び渉外活動に関する基本方針の決定 ・ 防災組織の指揮 ・ 監督官庁への報告指示・実行 ・ 官庁・マスコミ対応、地域への対応 ・ 来場者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害・被災状況及び各隊の活動状況の把握（情報収集） ・ 災害鎮圧に関する技術的検討・調査 ・ 各プラント・工場の運転統制、運転状況・用役状況把握 ・ 生産調整計画立案 ・ 官庁・マスコミへの報告文作成・承認 ・ 本社及び社内への災害状況報告

指揮隊	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮隊各班の統括指揮 ・ 被災者の救出、災害の鎮圧及び拡大防止等の指示 ・ 指揮所の設営場所の決定 ・ 指揮隊各班の人員把握及び統制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急対策本部との連絡 ・ 自衛消防隊による現場での防災活動 ・ 災害内容及び鎮圧活動の把握

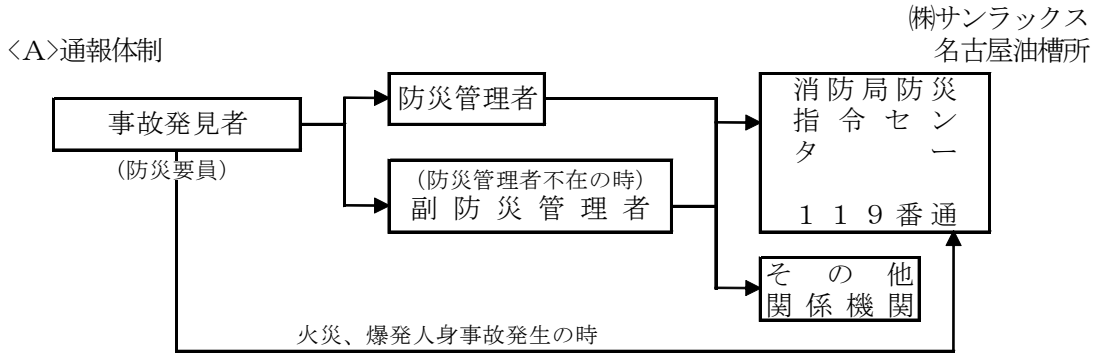
総務隊	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務隊各班の総括指揮 ・ 総務隊各班の人員把握及び統制 ・ 被災者の状況把握 ・ 衣料等の確保・配給・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公設消防車・来場者の誘導等 ・ 被災者応急措置，病院への連絡 ・ 緊急対策本部との連絡 ・ 正門の封鎖・警備，東門および東通用門の封鎖

セ (株)サンラックス名古屋油槽所

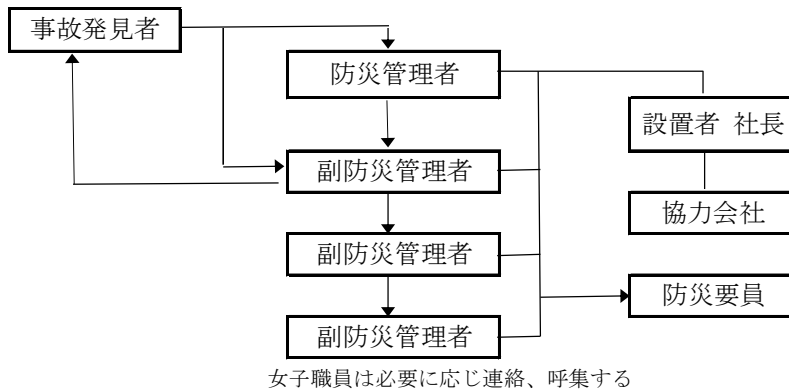
組織図



休日、夜間の通報連絡体制

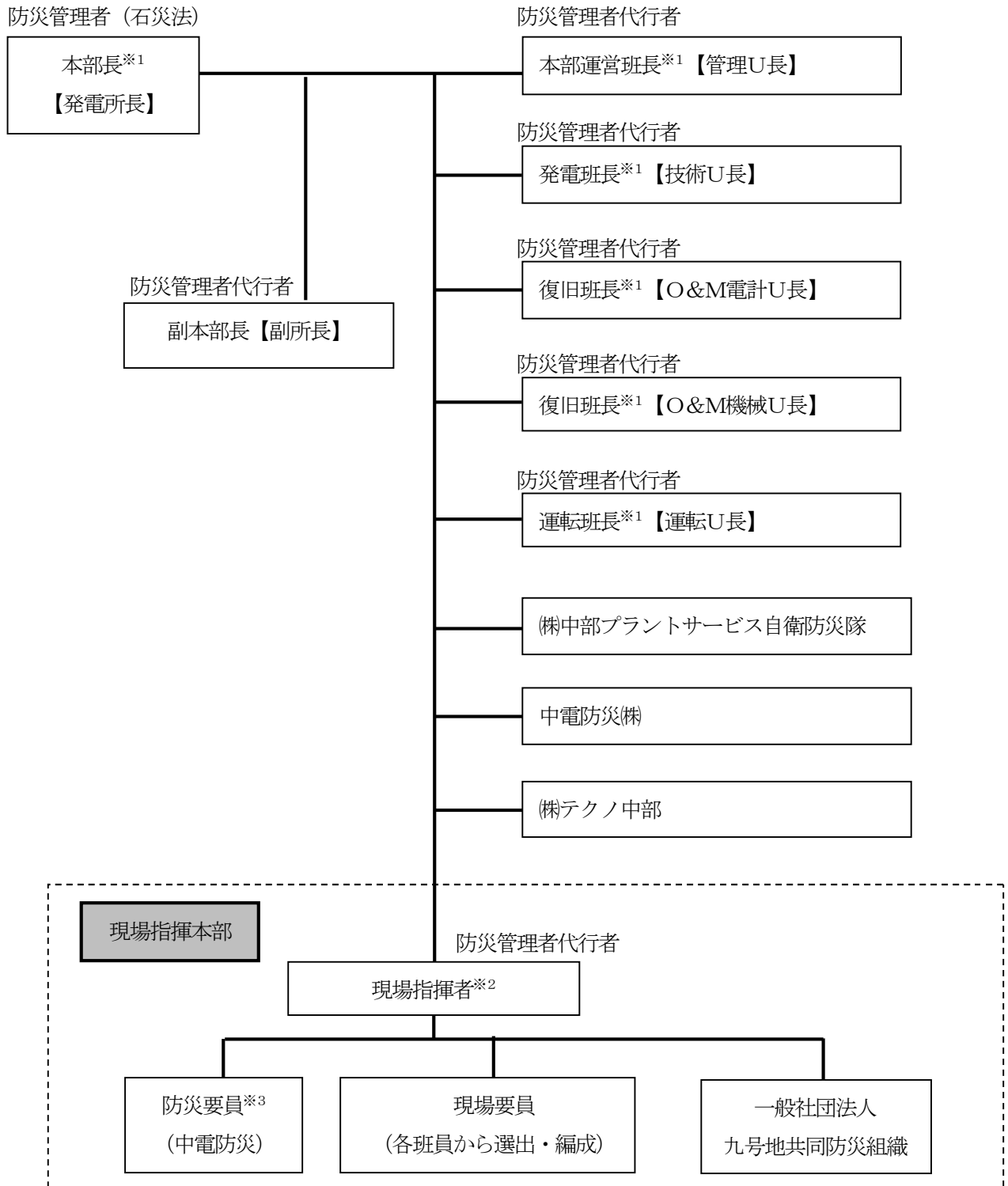


社内連絡体制



ソ (株)JERA 新名古屋火力発電所

(ア) 自衛防災組織 (防災本部の体制)

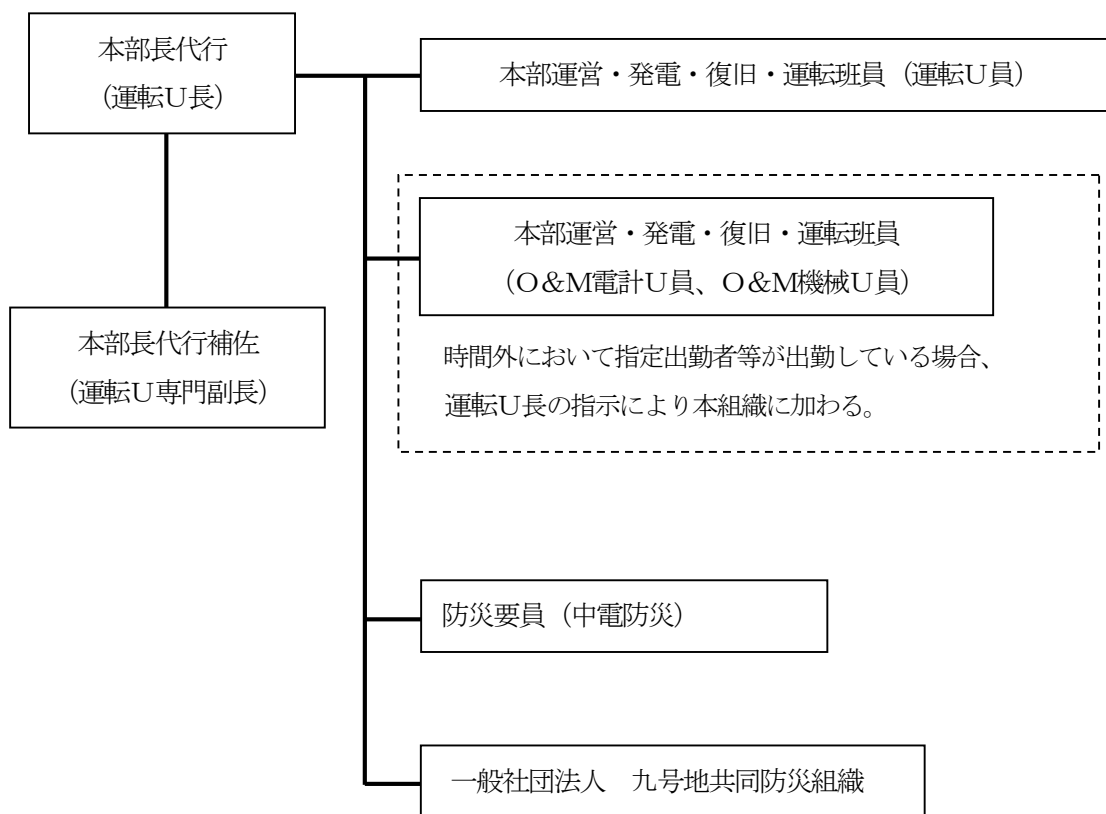


※1 消防法に基づく自衛消防組織の本部長（統括管理者）、および各班長は自衛消防業務講習を受講し、自衛消防業務の活動に必要な知識の習得に努める。

※2 原則として平日の現場指揮者は副所長とし、副所長不在時は机上の防災管理者代行者とする。

※3 石災法に基づき自衛防災組織に配置する2名の要員であり、中電防災がその任にあたる。

時間外の自衛防災組織（即応体制）

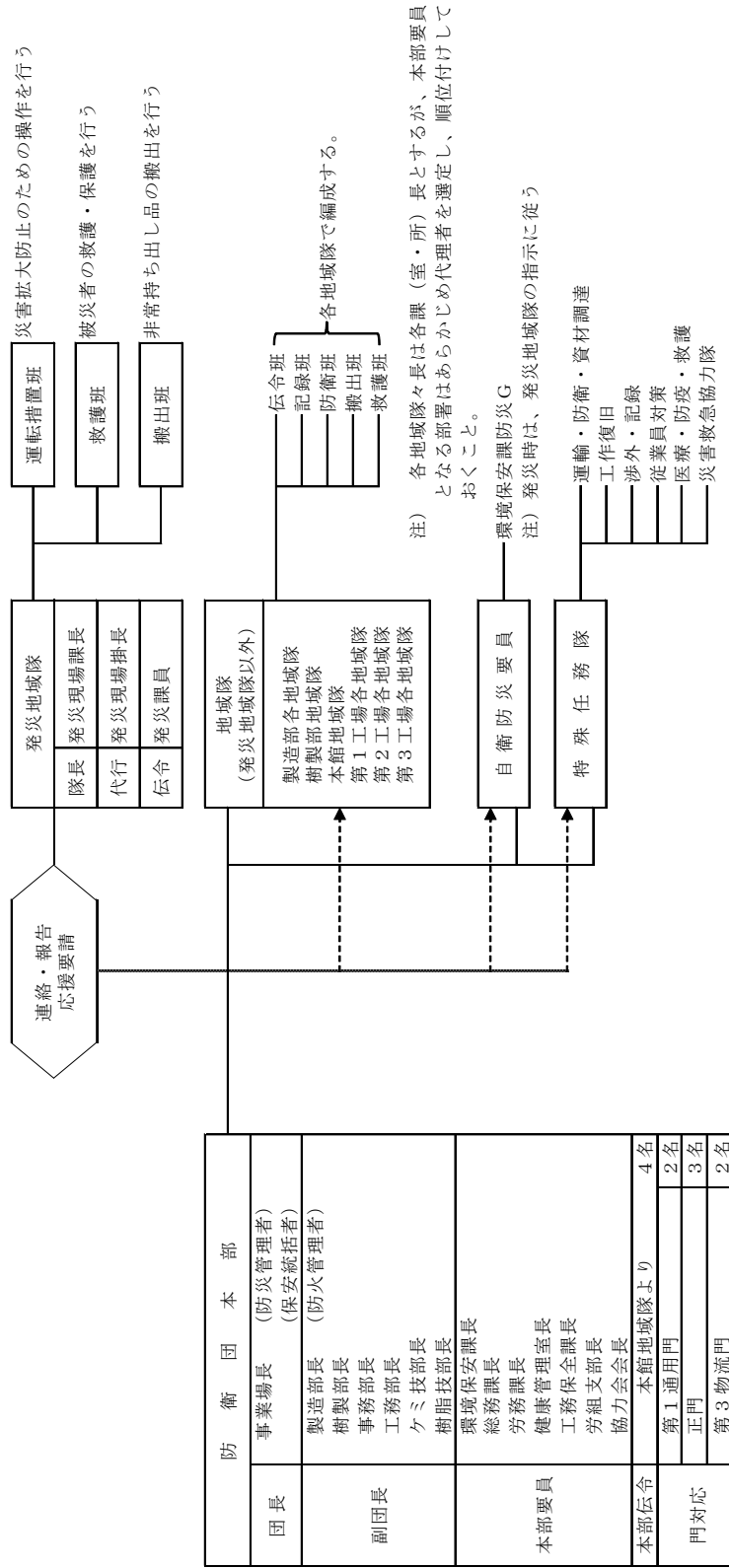


- 運転U長は災害の発生のおそれ、または発生した場合、非常態勢の発令を防災管理者へ具申する。
- 運転U長は本部長を代行し、自衛防災組織の統括者として防災活動を行う。なお、防災管理者が出社後は本部長を引継ぎ、本部長を補佐する。
- 運転Uは防災活動に従事する要員を予め任命しておく。また、関係箇所への通報・連絡、公設消防誘導等の役割・分担について、予め決めておく。
- 応援者（非常呼び出し対象者）が出社し、態勢別動員数が確保でき次第、順次平日の体制に移行する。

(イ) 非常態勢の構成・任務

班構成		業務分掌
本部運営班	運営	(主に本部運営に伴う対応) ・非常態勢発令の連絡、情報の収集・伝達 ・動員の連絡、動員状況の把握 ・本部設営・運営本部指示の伝達 ・地域行政対応（社内外関係機関への通報・連絡） ・被害状況・復旧状況の収集、把握、連絡
	支援	(主に安否確認・広報・救護に伴う対応) ・事業場の従業員およびその家族の安否確認 ・医療・救護活動・防疫対策 ・広報・マスコミ対応 ・食料、飲料水、寝具等の確保 ・来客・見学者等の安全確保（避難誘導等） ・被害状況の把握（道路、建物、社有車等） ・建物設備の健全性診断、防護措置、機能保持（主幹対応）
発電班		(主に設備の予防措置に関する対応) ・発電設備の予防措置（監視・操作） ・燃料の確認・調達・確保（非常電源の確保） ・危険物施設緊急点検 ・資機材の確保
復旧班		(主に設備の復旧に伴う対応) ・発電設備の被害状況の把握、緊急点検 ・復旧計画の策定／復旧工事の実施 ・復旧所要人員および復旧資機材の把握 ・復旧用資機材および機動力の確認・確保 ・サイバーセキュリティ対応 各クレーンの点検・固定 仕掛かり工事の中止
運転班		(主に設備の運転に伴う対応) ・発電設備の監視・操作
各班共通		・関係会社への連絡、被害状況等の確認 ・消火器・消火栓・消火設備による初期消火活動 ・公設・共同防災の消火活動応援 ・構内飛散・落下・転倒防止対策 ・建物の予防措置・応急対策（窓・シャッター等の閉止） ・立入り禁止区域設定 ・救出応急手当 ・漏洩状況の把握、漏油処理活動、漏洩流出防止措置 ・建物設備の健全性診断、防護措置、機能保持 ・火災予防措置 ・可燃物の移動、防災シートの展張等による延焼防止活動

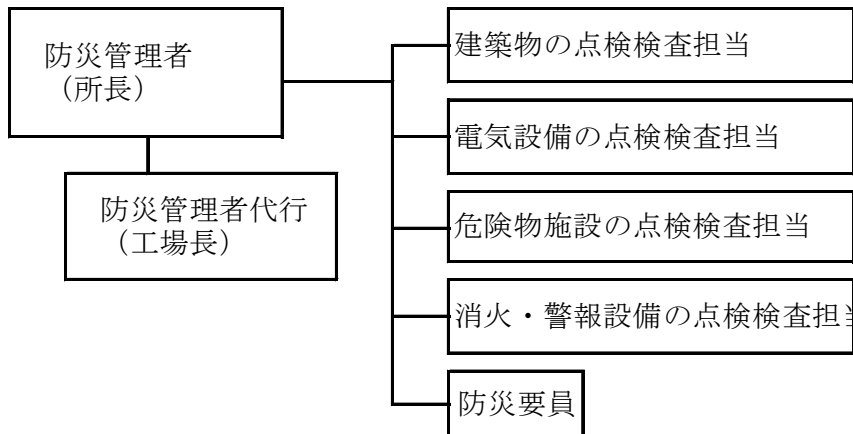
名古屋事業場 防災組織図



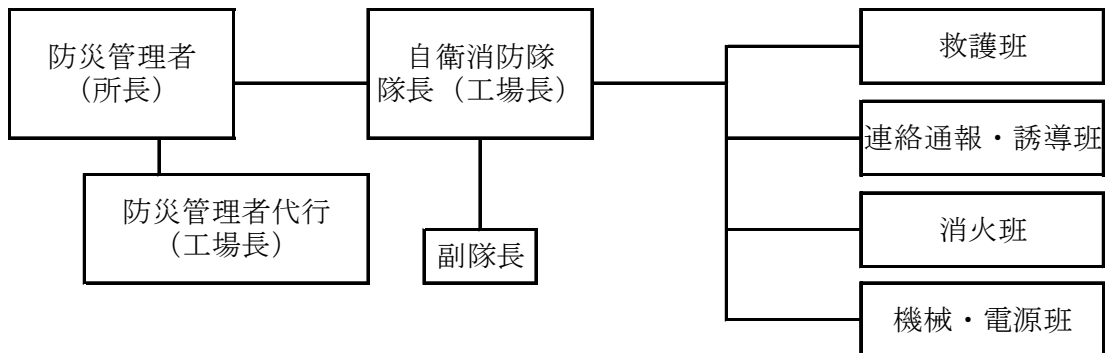
チ シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所

組織図

a 日常

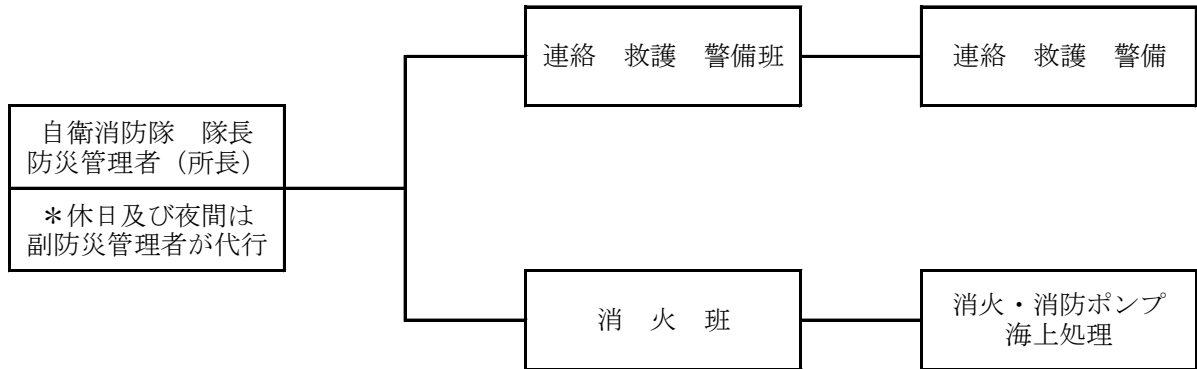


b 非常時



ツ ENEOS(株)名古屋第1油槽所

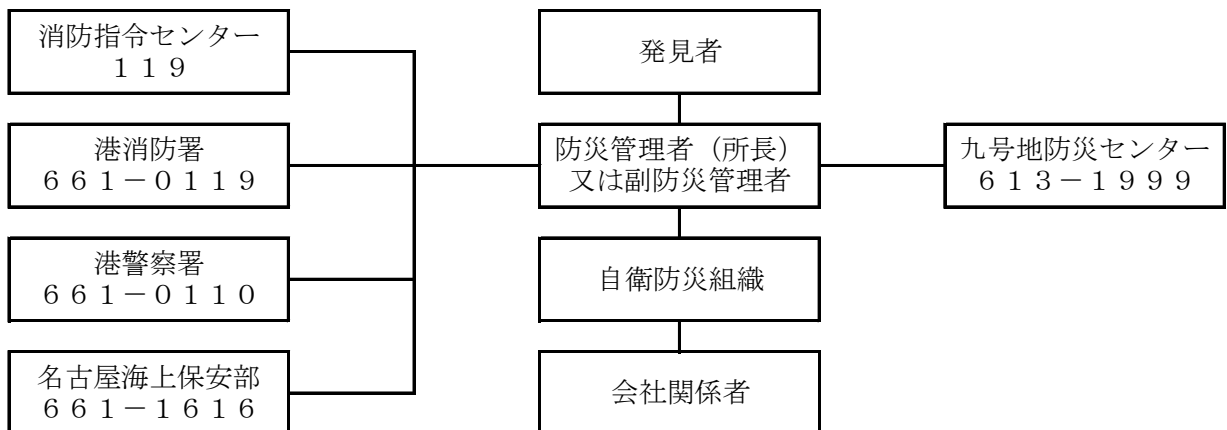
(ア) 組織図



(イ) 各班の所掌事務

自衛消防隊 隊長	・ 防災業務全般統括
連絡 救護 警備班	・ 連絡 — 隊長指示により各関係先への緊急通報 ・ 救護 — 負傷者の救急看護処置及び公設救急隊への救急手配 ・ 警備 — 各通用門の警戒、消防車両の誘導及び外来者の避難誘導
消 火 班	・ 消火 — 発災現場における初期消火活動、消火ホースの展張、放水 ・ 消防ポンプ — 消防ポンプの始動・調整及び屋外給水ポンプの始動関連作業 ・ 海上処理 — 流出油の防除処理

(ウ) 緊急通報系統図

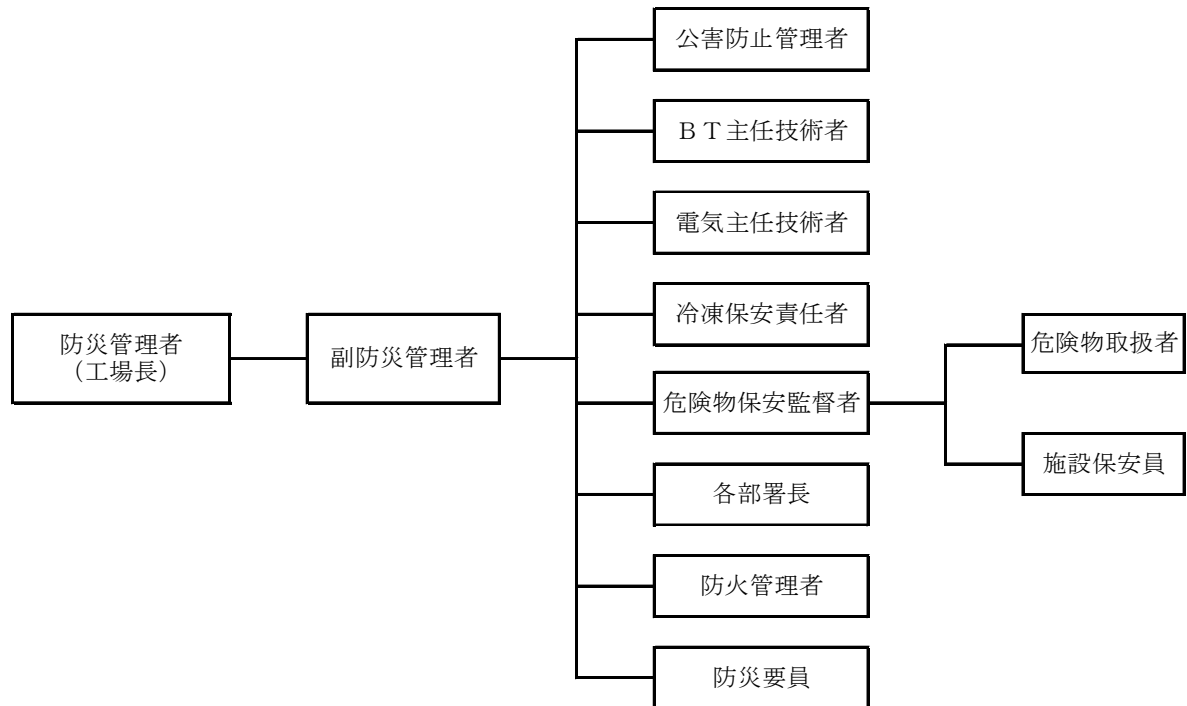


注) 休日及び夜間もこの系統表による

テ 日清オイリオグループ(株)名古屋工場

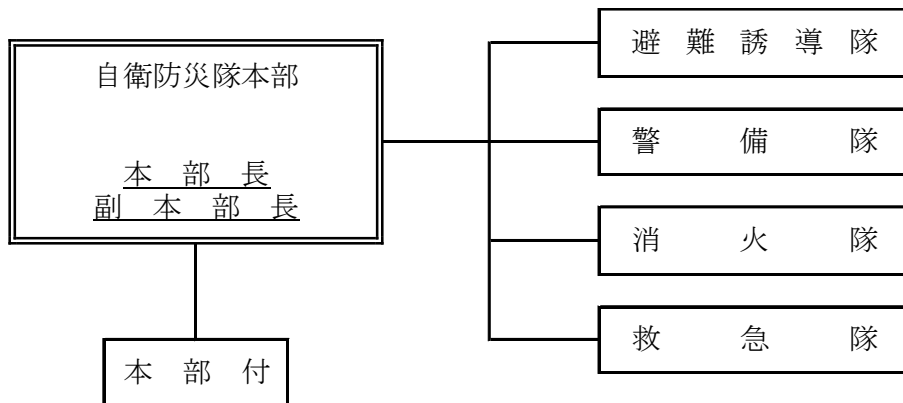
組織図

a 平常時

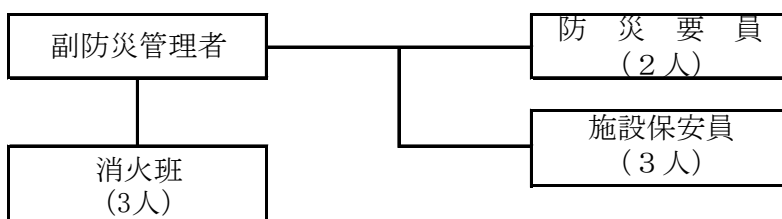


b 災害時

(a) 通常時間

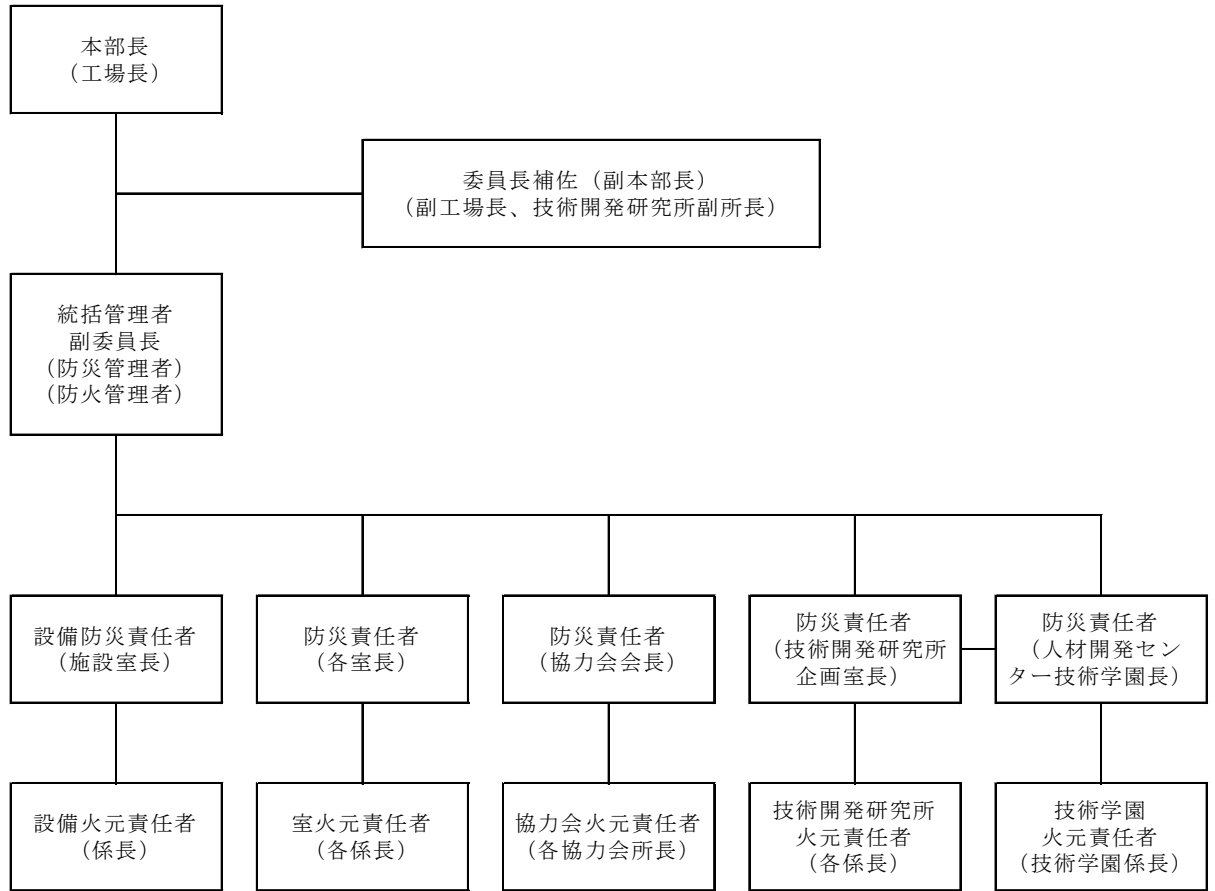


(b) 時間外・休日



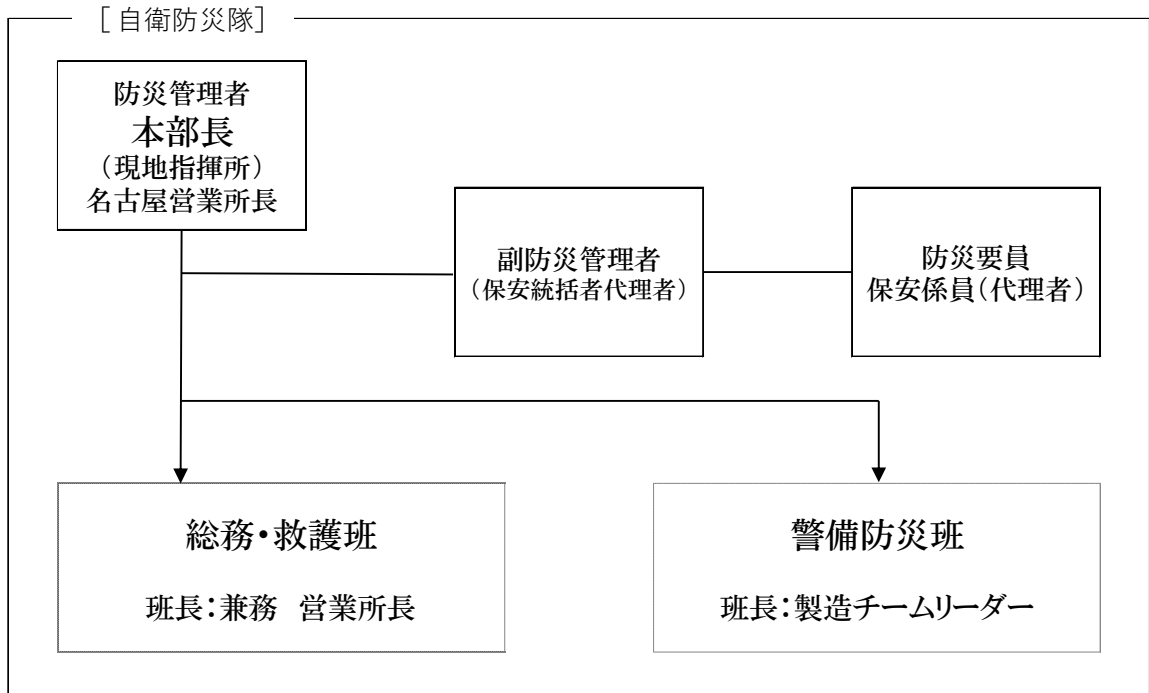
ト 大同特殊鋼(株)星崎工場

防災委員会組織表



ナ UBE(株)名古屋アンモニアセンター (宇部物流サービス(株)名古屋営業所)

(ア) 自衛防災隊組織図

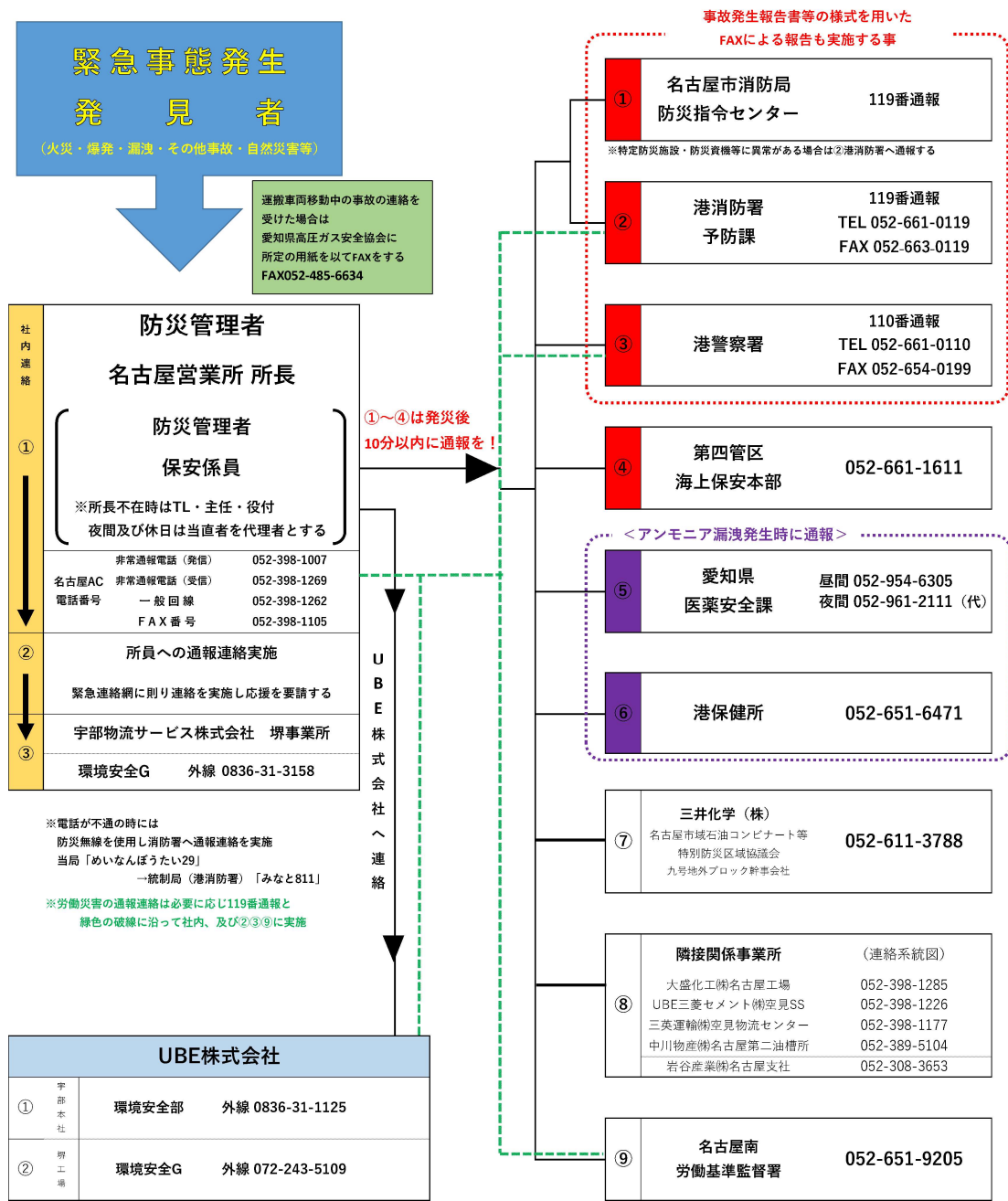


(イ) 各班の任務分担

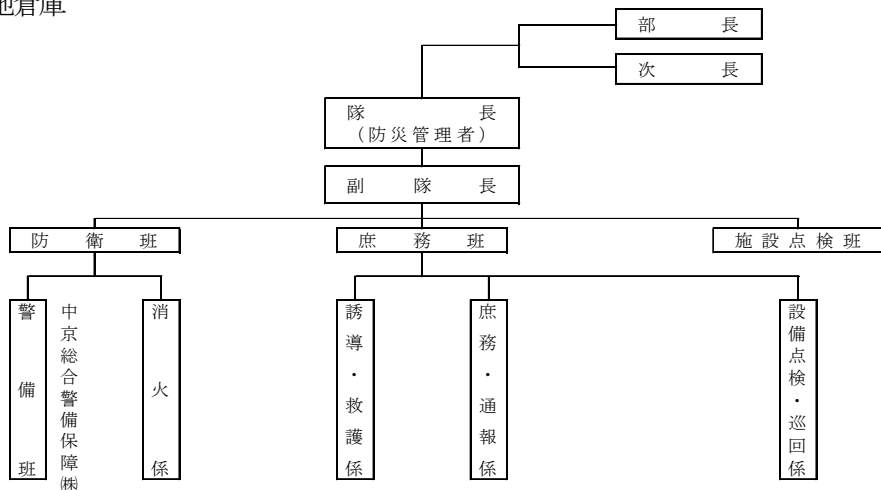
本部長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災本部の統括指揮 2. 防災本部の設置と解散 3. 関係官庁への状況報告
-----	--

防 災 本 部 員	
総務・救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員・来訪者の状況把握及び対応 2. 公設消防隊の構内誘導 3. 情報収集、受領、伝達、記録 4. 警備防災班への情報伝達 5. 関係官庁、防災機関への連絡 6. 近隣事業所への通報連絡 7. 避難誘導 8. 緊急医薬品、非常用食糧・飲料水の把握 9. 負傷者の救出・応急手当及び医療機関の手配 10. 周辺住民への広報
警備防災班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造設備の運転停止措置と別表3による点検 2. 災害発生の防止、軽減を図る措置 3. 別表4による設備防災資機材、設備の点検、措置 4. 別表5による消火設備の点検、措置 5. 防災資機材の調達 6. 被災した設備の応急措置 7. 漏洩時の散水・除害措置 8. 火災時の消火活動 9. 運転再開時の措置

(ウ) 緊急時連絡系統図

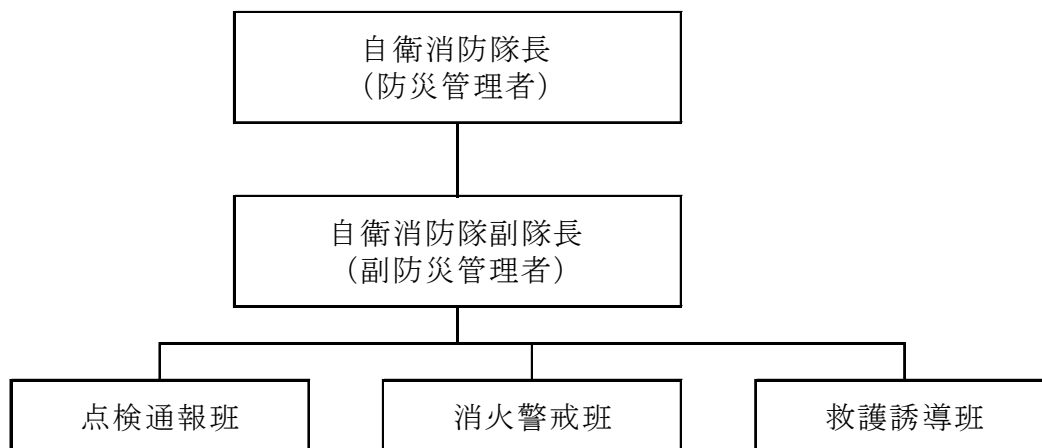


二 (株)築港九号地倉庫
組織図



ヌ 株式会社ダイセキ名古屋事業所

(ア) 自衛防災組織図



(イ) 各班の任務分担

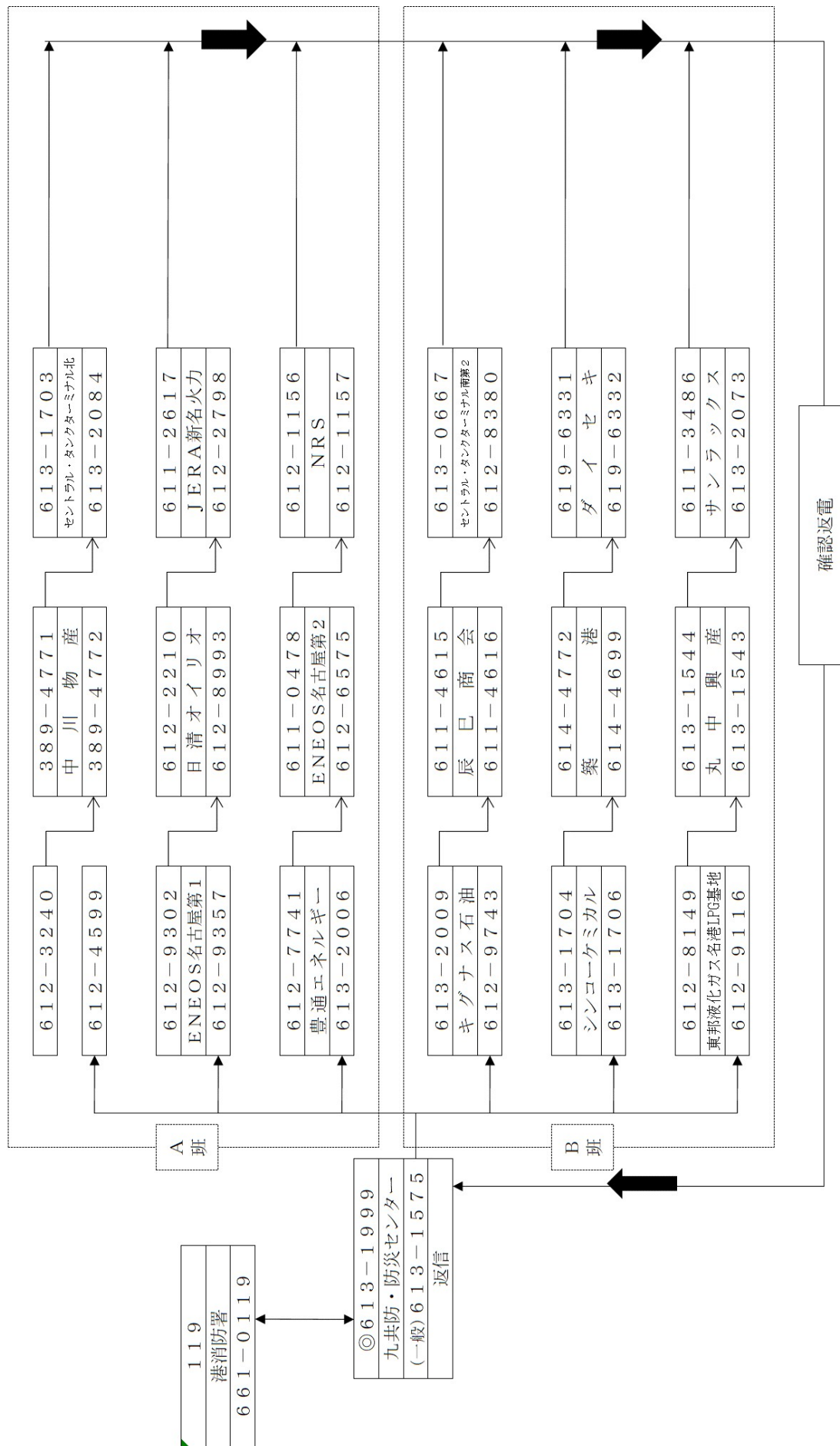
区 分	任 務 分 担
自衛消防隊長	1. 自衛防災組織の総指揮を行う。 2. 災害状況の把握及び判断を行う。 3. 消防機関等との調整・協議を行う。 4. 公設消防隊現着時の災害状況報告
自衛消防隊副隊長	1. 自衛消防隊の総括にあたる。 2. 災害の発生及び拡大防止にあたる。
点検通報班	1. 発生時等の施設点検、災害情報の把握 2. 工場内（名古屋事業所を含む。）の通報連絡 3. 公設消防隊への情報提供（自衛消防隊長の指示による。） 4. 避難状況の把握 5. 近隣への通報連絡
消火警戒班	1. 消火活動 2. 要救護者の救出 3. 周辺の警戒
救護誘導班	1. 負傷者の救護及び応急手当（応急救護所の措置を含む。） 2. 公設消防隊の誘導 3. 従業員の避難誘導 4. 公設救急隊との連携及び情報の提供

2 共同防災組織

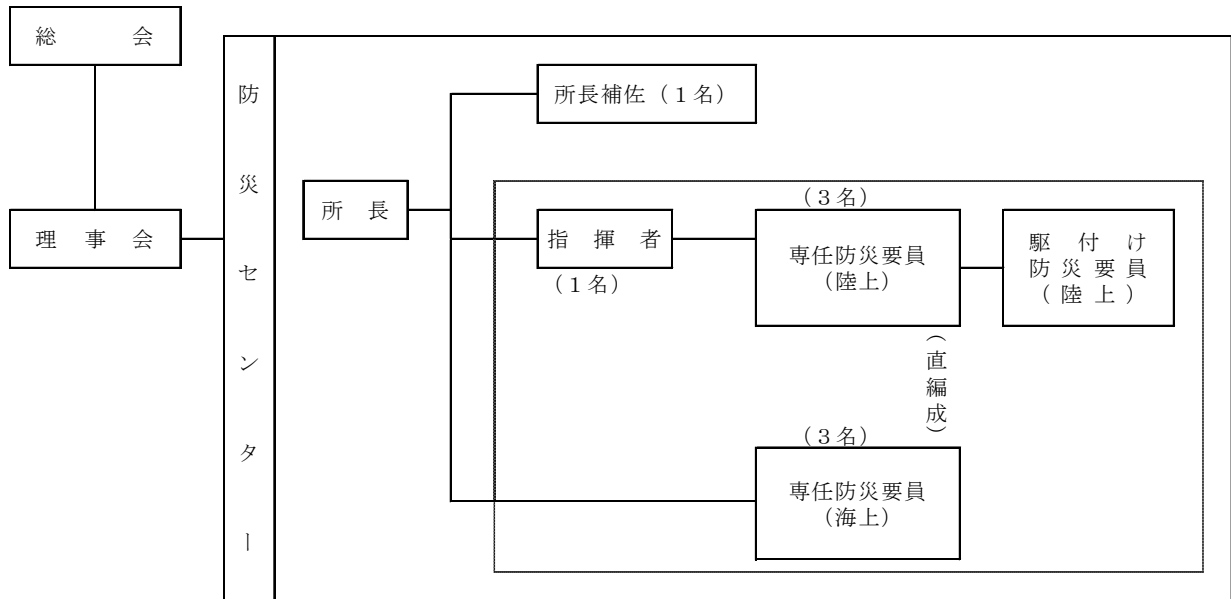
- (1) 組織名 一般社団法人 九号地共同防災組織
 (2) 設置 昭和52年6月15日(昭和53年12月27日・平成25年4月1日 改組)
 (3) 構成事業所 17社19事業所

	事業所名	所在地	電話
第一種事業所 (12事業所)	(株)NRS(株)名古屋ケミポート	名古屋市港区潮見町37番地31	611-3021
	ENEOS(株)名古屋第2油槽所	〃 37番地の4	611-4444
	セントラル・タンクターミナル(株)	〃 37番地の12	611-5681
	名古屋事業所南ターミナル第2エリア		
	キグナス石油(株)名古屋油槽所	〃 37番地25	611-2618
	丸中興産(株)名古屋油槽所	〃 37番地の23	612-1356
	セントラル・タンクターミナル(株)	〃 37番地7	611-7611
	名古屋事業所南ターミナル		
	セントラル・タンクターミナル(株)	〃 8番地	619-7732
	名古屋事業所北ターミナル		
	東邦液化ガス(株)名港LPG基地	〃 37番地46	614-3151
	豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	〃 37番地の3	612-7741
	(株)辰巳商會名古屋ケミカルターミナル	〃 37番地16	611-4611
(株)サンラックス名古屋油槽所	〃 11番地の1	611-1455	
中川物産(株)名古屋第二油槽所	〃 空見町1番の6	389-5100	
第二種事業所 (6事業所)	シンコーケミカル・ターミナル(株) 名古屋事業所	〃 37番地24	612-3911
	ENEOS(株)名古屋第1油槽所	〃 9番地	611-4510
	日清オイリオグループ(株)名古屋工場	〃 37番地15	611-4111
	(株)築港九号地倉庫	〃 10番地3	614-4600
	(株)JERA新名古屋火力発電所	〃 34番地	614-7320(代)
	(株)ダイセキ名古屋事業所	〃 37番地103	619-6331
(1) 事業所 その他事業所	(株)サンワテクノス	〃 3番地	612-3105

防災情報伝達ルート (九号地駆け付け要員伝達ルート)



(4) 共同防災組織図



(5) 防災資機材及び防災要員

共同防災組織に設置しなければならない防災資機材は、大型化学消防車等3点セットが1セット（放水砲、呼吸器、耐熱服を含む。）、泡消火薬剤 11,160ℓ、オイルフェンス 810m及び当該オイルフェンスを1時間以内に展張可能なオイルフェンス展張船1隻であり、また、指揮者並びに防災要員が置かれる。

3 協議会

- (1) 協議会名 名古屋市域石油コンビナート等特別防災区域協議会
 (2) 設置 昭和52年4月25日
 (3) 構成事業所 21社22事業所

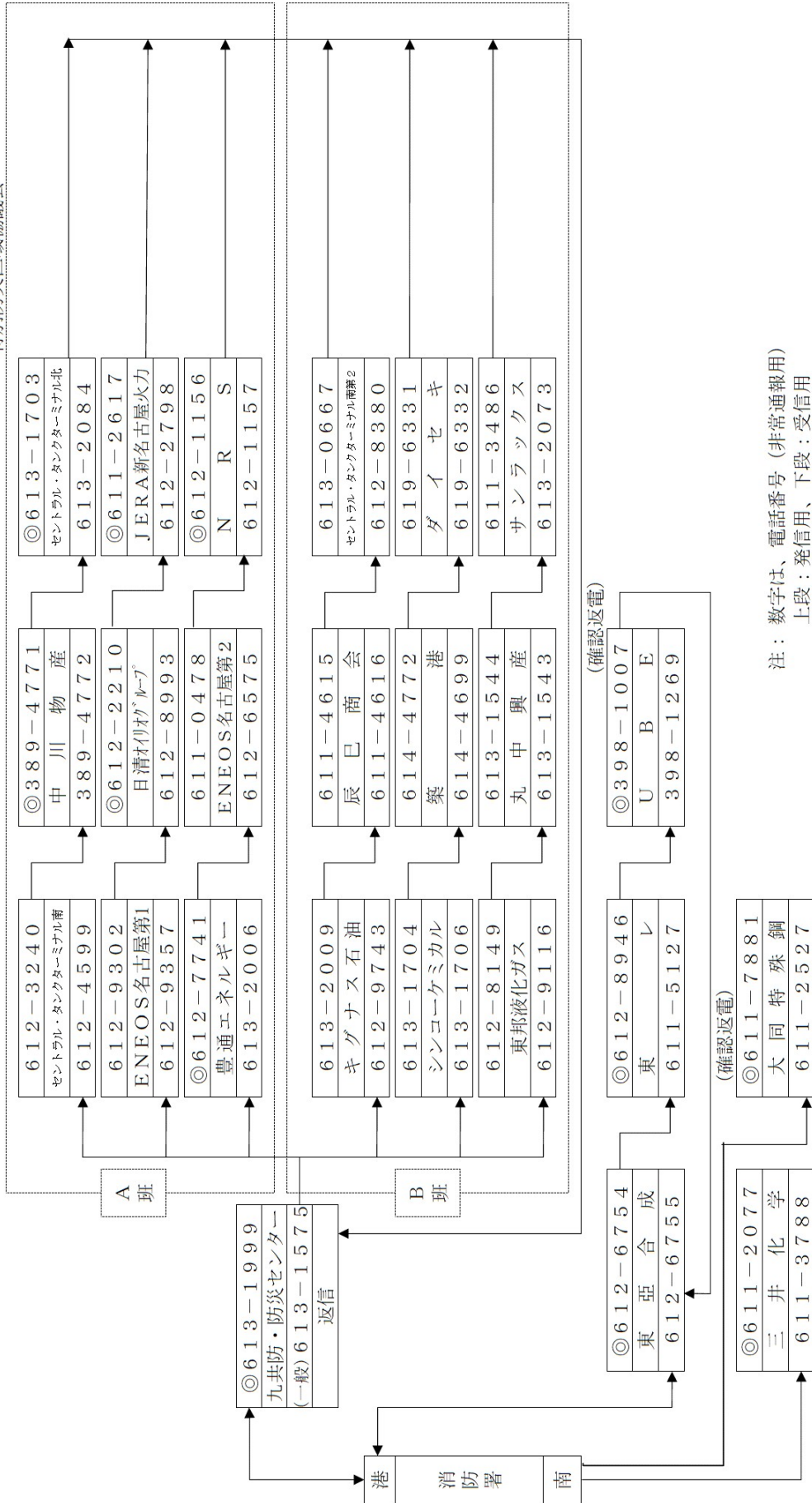
特 定 事 業 所 名	代 表 者
NRS(株)名古屋ケミポート	所 長
ENEOS(株)名古屋第2油槽所	〃
セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア	〃
キグナス石油(株)名古屋油槽所	〃
丸中興産(株)名古屋油槽所	取 締 役 所 長
セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所	所 長
(株)JERA新名古屋火力発電所	〃
東亜合成(株)名古屋工場	工 場 長
中川物産(株)名古屋第二油槽所	所 長
東邦液化ガス(株)名港LPG基地	〃
東レ(株)名古屋事業場	事 業 場 長
豊通エネルギー(株)名古屋油槽所	所 長
三井化学(株)名古屋工場	工 場 長
(株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	所 長
(株)サンラックス名古屋油槽所	〃
大同特殊鋼(株)星崎工場	工 場 長
シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所	所 長
ENEOS(株)名古屋第1油槽所	〃
日清オイリオグループ(株)名古屋工場	工 場 長
UBE(株)名古屋アンモニアセンター	所 長
(宇部物流サービス(株)名古屋営業所)	
(株)築港九号地倉庫	所 長
(株)ダイセキ名古屋事業所	所 長

- (4) 事務局 東邦液化ガス(株)名港LPG基地

- (5) 役員 会長 1名
 副会長 1名
 庶務 1名
 会計 1名
 教育 1名
 訓練 1名
 監事 2名

防災情報伝達ルート (自主基準第9, 10条)

名古屋市域石油コンビナート等
特別防災区域協議会



注：数字は、電話番号 (非常通報用)
上段：発信用、下段：受信用
◎印：災害時優先電話

第3 応援協力体制

1 名古屋市と他機関等との協定

協定名	協定機関	協定年月日
名古屋海上保安部と名古屋市消防局との業務協定	名古屋海上保安部	昭和44年12月1日
愛知県内広域消防相互応援協定	24市2町8組合	平成15年4月1日
消防活動への協力に関する協定	一般社団法人全国クレーン建設業協会愛知支部	平成26年3月24日
21大都市災害時相互応援に関する協定	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	平成24年10月1日
消防相互応援協定	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、東海市、大府市、尾張旭市、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、西春日井広域事務組合	平成18年11月1日
災害応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	平成7年11月14日
東京消防庁名古屋市航空機消防相互応援協定	東京消防庁	平成8年1月31日
五都市消防相互応援協定	名古屋市、神戸市、大阪市、京都市、堺市	平成24年3月1日
愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県 38市14町2村8組合	令和4年4月1日
県道名古屋半田線(知多半島道路に限る。)における消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多中部広域事務組合	平成10年3月26日
愛知県下高速道路等における消防相互応援協定	17市1町5組合	平成28年3月10日
四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市	平成27年4月1日
消防活動の協力に関する協定	一般社団法人愛知県産業資源循環協会	令和5年8月8日
中部国際空港消防相互応援協定	名古屋市、東海市、大府市、知多市、常滑市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合	平成16年9月30日

2 事業所間の協定

協定名	協定機関	協定年月日
災害相互援助協定	NRS(株)名古屋ケミポート ENEOS(株)名古屋第2油槽所 セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル第2エリア (株)上組名古屋支社 (株)サンラックス名古屋油槽所 キグナス石油(株)名古屋油槽所 セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所南ターミナル セントラル・タンクターミナル(株)名古屋事業所北ターミナル (株)JERA新名古屋火力発電所 シンコーケミカル・ターミナル(株)名古屋事業所 東邦液化ガス(株)名港LPG基地 豊通エネルギー(株)名古屋油槽所 ENEOS(株)名古屋第1油槽所 (株)フジトランスコーポレーション 丸中興産(株)名古屋油槽所 (株)辰巳商会名古屋ケミカルターミナル	平成22年7月1日

協定名	協定機関	協定年月日
	日清オイリオグループ(株)名古屋工場 (株)築港九号地倉庫 (株)ダイセキ名古屋事業所 中川物産(株)名古屋第二油槽所 (株)サンワテクノス	
消防に関する相互 応援協定	東レ(株)名古屋事業場 東亜合成(株)名古屋工場 三井化学(株)名古屋工場	昭和42年4月30日
近隣事業所間の相 互応援に係わる覚 書	中川物産(株)名古屋第二油槽所 UBE(株)名古屋アンモニアセンター (宇部物流サービス(株)名古屋営業所)	平成16年7月26日
隣接事業所間の相 互応援協定書	三井化学(株)名古屋工場 大同特殊鋼(株)星崎工場	平成8年4月1日

3 協議会間の応援協定

協 定 名	協 定 機 関	協定年月日
名古屋港臨海地区石油コンビナート等 特別防災区域内協議会相互応援協定	東海市臨海工業地帯 保安連絡協議会	平成10年4月30日
	知多市石油コンビナート等 特別防災区域保安連絡協議会	
	名古屋市域石油コンビナート等 特別防災区域協議会	

第2節 通報連絡体制

第1 通報系統

1 非常通報の通報系統

- (1) 異常現象発生事業所は、法第23条第1項に基づき名古屋市防災指令センターに通報するほか、加盟共同防災組織及び関係事業所に連絡する。なお、海域に災害が波及し又は波及するおそれがあるときは、第四管区海上保安本部救難課運用司令センター(118番)にも通報するものとする。また、屋外タンク貯蔵所において、直径34メートル以上の浮き屋根式タンクに全面火災発生のおそれがあるときは、中京地区広域共同防災センターにも通報する。
- (2) 名古屋市防災指令センターは特定事業所から前項の通報を受けた場合は、速やかに総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式(特定の事故)」により図-3「非常通報の通報系統図」に示された関係連絡機関に通報する。この場合、通報先は異常現象の態様に応じ表-4「態様別通報先一覧」に定めるところによる。
- なお第1報通報後、通報内容に変動が生じた場合は、適宜第2報以降を通報する。
- (3) 防災危機管理局危機対策室長は前記の情報等が重要事項と認められる場合市長、副市长及び消防局長に報告する。

図-3 非常通報の通報系統図

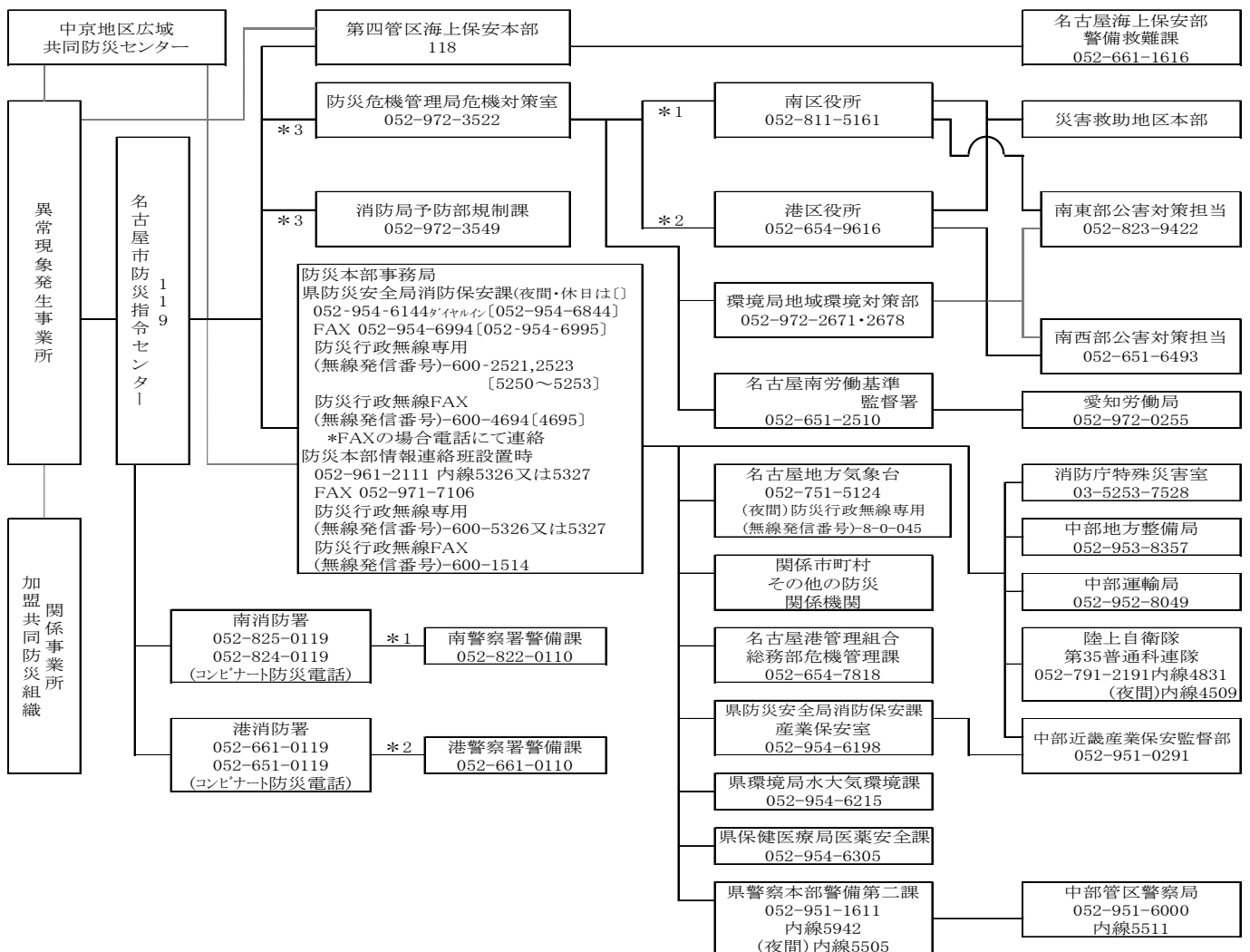


表-4 態様別通報先一覧

施設	現象		愛知県	警察署	海上保安部	区役所 総務課	環境局地域環境 対策部	労働基準 監督	労働監督 署
	危険物	小規模な異常現象(事業所内で止るもので労務災害を伴わないもの)		○	○				労働災害を伴うもの及びボイラー施設の異常現象は通報
上異常以外の象		海上へ流出し、又は流出する恐れのあるも	○	○	○	○	○		
		その他	○	○		○			
ガス	すべての異常現象で労務災害を伴わないもの		○	○	(○) ※	○			
	すべての異常現象で労務災害を伴うもの		○	○	(○) ※	○		○	
毒物及び劇物	消防法に定める危険物施設に係るすべての異常現象		危険物施設の例による			○	(○)		危険物施設の例による
	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法の規則を受けるガス施設の異常現象		ガス施設の例による			○	○		ガス施設の例による
	その他の毒劇物	すべての異常現象で労務災害を伴わないもの	○	○	(○) ※	○	○		
		すべての異常現象で労務災害を伴うもの	○	○	(○) ※	○	○	○	
ばい煙	大気汚染防止法に定めるばい煙又は特定物質が大気中に大量に排出		○	○	(○) ※		○		
その他	すべての火災		○	○					

※ 海上に災害が波及するおそれのある場合 通報

2 気象情報等の伝達系統

気象情報等は次に定めるところにより、住民、特定事業所、船舶等に伝達するものとする。

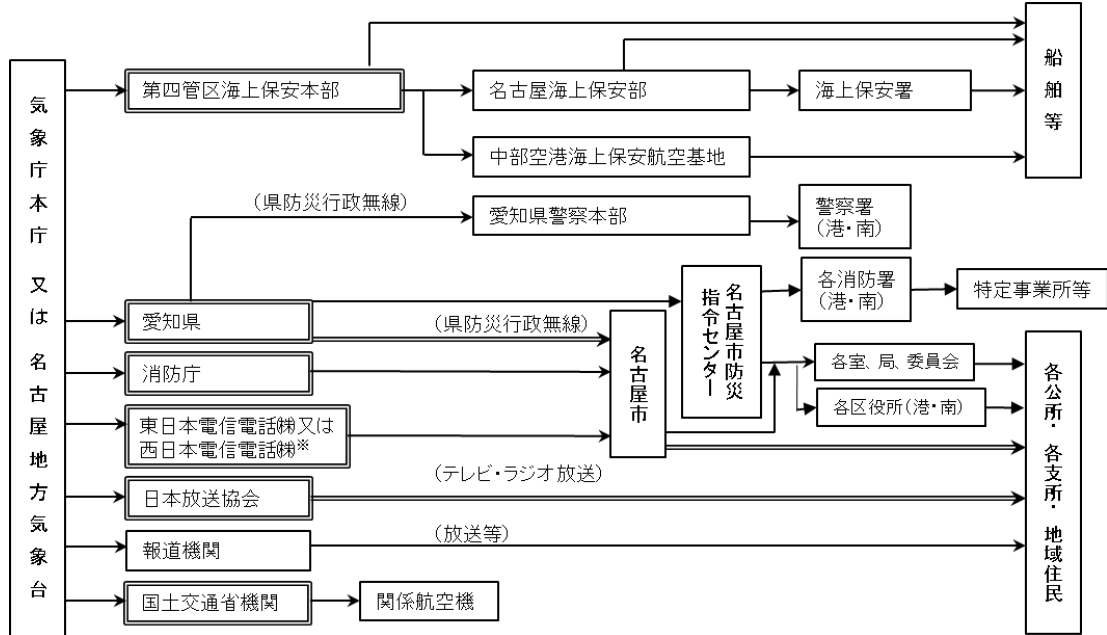
(1) 気象情報等の種類

大雨特別警報、暴風特別警報、波浪特別警報、高潮特別警報、大雨警報、暴風警報、波浪警報、高潮警報、天津波警報・津波警報・津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報

(2) 伝達系統

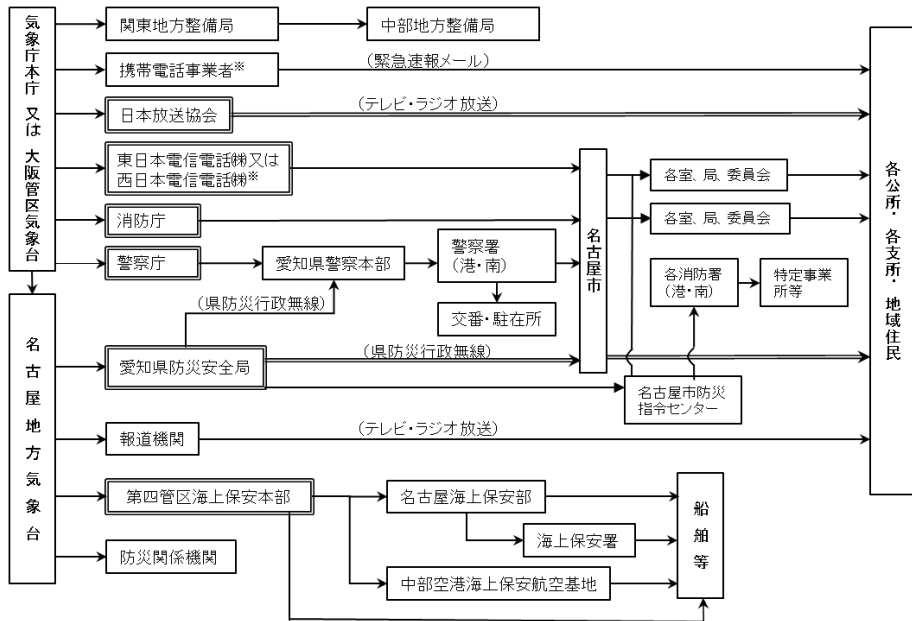
気象情報等の伝達系統は次のとおりとする。

大雨特別警報・暴風特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨警報・
暴風警報・波浪警報・高潮警報の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

津波警報等の伝達系統図



※気象庁から東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社には、大津波警報及び津波警報についてのみ伝達を行う。
※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
注) 津波警報等とは、大津波警報、津波警報、津波注意報、南海トラフ地震に関連する情報。
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第2 情報の収集及び伝達

1 収集及び伝達の方法

(1) 特定事業所

発生した災害の状況及びその実施した応急措置の概要等について総論編掲載の即報要領が規定する「第2号様式（特定の事故）」により名古屋市防災指令センター（現地本部が設置されている場合は、同本部連絡員室）へ伝達する。

(2) 名古屋市防災指令センター

災害発生事業所等からの情報及び自ら収集した情報を図-3「非常通報の通報系統図」により、関係各機関（現地本部が設置されている場合は、同本部連絡員室）に伝達する。

(3) その他の機関

名古屋市防災指令センター以外の各防災関係機関は、各々その組織を通じて所掌する防災活動の内容等の情報収集に努めるとともに収集した情報を防災本部事務局（現地本部が設置されている場合は同本部連絡員室）に伝達する。

2 情報の伝達時期及び内容

(1) 災害発生の直後

災害応急対策の実施状況と今後の実施予定

(2) 災害応急対策の実施中

ア 災害の状況

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 今後予想される災害の態様

エ 今後必要とされる対策

オ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項

カ その他必要な事項

(3) 災害応急対策の完了後

災害応急対策状況の全般に関する事項

3 通信手段の確保

災害時における通信連絡は、有線電話、無線電話等のうち最も迅速な方法で実施するものとするが、自己の保有する通信施設、携帯無線、移動無線等の利用により通信手段の確保に努めるものとする。このため、防災関係機関及び関係事業所は、定期的に試験通話を実施するなど、相互に通信施設の利用についてあらかじめ調整しておくものとする。

4 災害報告書の提出

(1) 特定事業所の通報義務者は、当該特定事業所における事故について、総論編掲載の様式1「石油コンビナート等災害防止法関係事故報告書」（正本1通、副本2通）により、事故発生から10日以内に消防局長に報告する。

(2) 消防局長は、(1)による報告書の提出を受けた後、副本1通を(3)に定める事故報告に添付して県に提出するものとする。この場合、次の事項に関する意見を添付する。

ア 現行法令基準に対する意見

- イ 実験研究を要すると思われる事項
- ウ 経済産業省、総務省消防庁に対する要望
- エ その他

(3) 消防局長は、特定事業所における事故について、総論編掲載の様式2「事故報告」を事故発生月の翌月の15日までに防災本部事務局長宛てに提出するものとする。

第3 災害広報・広聴

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 防災関係機関
- (3) 名古屋市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

災害発生事業所は、災害が区域外に及ぶおそれがある場合、広報班を編成し、事業所所有の広報車等を利用して、地域住民に対し広報活動を行うものとする。

(2) 災害関係機関の広報

防災関係機関は、それぞれ得た情報を必要に応じ所有の広報手段をもって地域住民等に周知するものとする。

(3) 市の措置

ア 報道機関に対する発表

災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示及び注意事項をとりまとめ適宜報道機関に発表するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

なお、広報事項は、あらかじめ、現地本部長の承認を得て、防災本部と連携を図りつつ行うものとする。

(ア) 出火、爆発、石油等の漏洩、装置等の破損、暴走反応等の状況（発生箇所、被害状況）

(イ) 医療救護所の開設状況

(ウ) 避難場所等（避難所の位置、経路等）

(エ) 住民の心得等、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項

イ 一般住民に対する広報

一般住民に対する広報は、災害情報及び応急措置の状況をまとめて広報するものとし、被害の程度、避難の準備及び指示、応急措置の状況等が確実に行渡るよう広報するとともに、住民の不安を解消し、ニーズを把握するために、広聴活動を実施するものとする。また、広報内容は前記の報道機関に対する発表内容に準じて行うものとする。

第3節 救出救護

1 実施機関

救出救護の内容は、以下の通り細分し、各欄に掲げる機関が任務を分掌する。

区 分	機 関 名
救 出	1 名古屋市（消防局） 2 県警察（関係警察署） 3 名古屋海上保安部
救 急 搬 送	1 名古屋市（消防局） 2 県警察（関係警察署） 3 名古屋海上保安部
医 療 救 護	1 名古屋市（健康福祉局、病院局及び区役所） 2 その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 救出

石油コンビナート等に係る災害に関する救出としては、爆発火災をはじめ危険物品の流出その他の事故により、下敷き、高所、又は、危険物品中での孤立等が想定される。このため、消防局は保有する救出用資機材の有効な活用を図り、救出活動に着手するものとする。

また、多数の死傷者が発生した事故に際しては、次表のとおり、早期に大量の救急隊及びその他の消防隊を出動させて、集団災害に準じた救出及び救急活動にあたるものとする。

区 分 出動種別	救急隊	その他	(備考) 1. 隊に不足を生ずるときは、さらに特命で所要の隊を出動させる。 2. 事故に火災が伴う場合は、第8節災害別応急対策に規定する隊を出動させる。
多数救急第一種	7～11 隊	5 隊	
多数救急第二種	13 隊＋必要数	10 隊	
集団災害	18 隊	21 隊1機	

イ 救急搬送

(ア) 搬送の要領

事故による傷病者の救急搬送は、医療機関へ搬送する場合と救護所へ搬送する場合が考えられる。基本的には、救急隊によって、これら搬送の全てを処理するものとするが、救急隊に不足を生じる時には、医療機関及び救護所への搬送については救急隊以外の活用を図るものとする。

(イ) 搬送順位の決定

傷病者の搬送は、傷病の程度、医療機関の収容体制等を勘案し、搬送順位を決定して行う。搬送順位の決定にあたっては、必要に応じて医師の診断又は助言を得るものとする。

(ウ) 搬送者等の記録及び報告

救急隊は、搬送者の氏名、住所、性別、年齢（推定可）、傷病名、程度、収容医療機関名等を記録し、大隊長（指揮官）に報告するものとする。また、医療機関等に収容するに至らない軽症者についても同様とする。

ウ 医療救護

(ア) 医療の範囲

医療の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術、医療機関等への収容、及び看護とする。

(イ) 医療の方法

医療は、救護班と周辺医療機関により行う。なお、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が必要な場合は、消防が県にDMATの派遣を要請する。

- a 医療救護班は、災害現場及び救護所において傷病者に対し、必要、適切な応急措置、指導を行う。
- b 医療救護班の編成は、医師1名、看護保健職員2名、薬剤師1名、連絡員1名を原則とする。
- c 医療救護班による救護ができない者、又は医療救護班による救護が適切でない傷病者については、市医師会を通じ協力要請の上、周辺医療機関において行う。
- d 災害の規模及び傷病者の発生状況に応じ市医師会に対して応援出動を要請するとともに、必要とする場合は、県に対し応援出動を要請する。
- e 医療救護活動に伴う救急搬送等、消防局所管業務との円滑な連携を図るため、必要に応じて関係機関と適宜協議調整を図る。

(ウ) 現場医療救護所の設置

- a 現場医療救護所は、地域ごとに次の場所に設置するものとする。ただし、災害の発生状況によってこれらの場所に設置することが適当でない場合には、現場の防災活動の総合性を図るため、消防指揮本部と協議のうえ設置場所を決定するものとする。（表－5、図－4）

表－5 救護所設置場所

地 域	医 療 救 護 所 設 置 場 所
南区 星崎町、丹後通、南野一丁目、神松町、大同町一帯	市立白水小学校
港区 本星崎町、大江町、昭和町、船見町一帯	市立東築地小学校又は市立柴田小学校
港区 潮見町一帯	(株)J E R A新名古屋火力発電所
港区 空見町一帯	市立野跡小学校

(2) 県警察（関係警察署）の措置

市、区及び関係機関と緊密な連携のもと救出を行い、負傷者については、医療機関（現場医療救護所を含む。）に収容する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 救出

市及び県警察と連携して被災者の救出を行う。

イ 救急搬送

救出した被災者のうち、負傷者等医療救護を要する者については、市及び県警察と緊密な連携のもとに医療機関（救護所を含む。）に収容する。

ウ 医療救護

医療機関等により応援の要請を受けた名古屋海上保安部は、積極的にその業務に協力する。

(4) その他の防災関係機関及び特定事業所等の措置

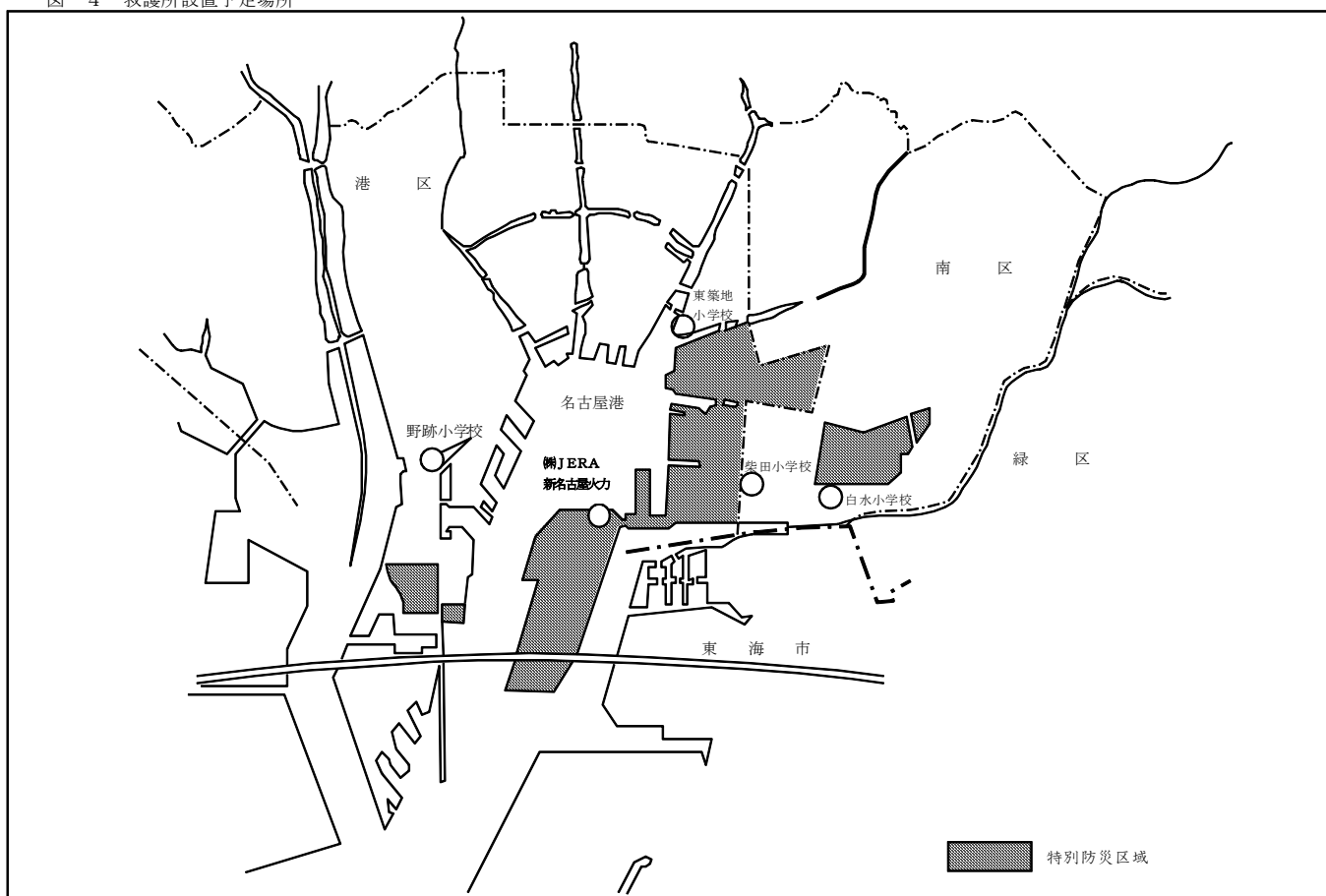
ア 県は市から要請があった場合、災害対策本部の指示により必要な医療救護班の編成を災害拠点病院、日本赤十字社愛知県支部及び県医師会に要請し出動する。

さらに、医療及び助産の確保を必要とする場合は、自衛隊、国立病院機構又は他県に対して応援を要請する。

イ 日本赤十字社愛知県支部、県医師会及び国立病院機構は、県から応援要請を受けたとき、又は必要があると認めるときは、必要な医療救護を実施する。

ウ 特定事業所等は、応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

図－4 救護所設置予定場所



第4節 避難

1 実施機関

- (1) 名古屋市
- (2) 県警察（関係警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 避難誘導の対象者は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがあるものとする。

イ 担当部は、総括部及び区本部とする。

ウ 避難指示の区分。

指示は、市長が事態に応じ次の区分により行うものとする。

(ア) 事前避難指示

災害の発生あるいは拡大、波及のおそれがあり、事前に妊産婦・傷病人・障害者・老幼者が安全な場所へ避難することができる場合は、危険地域の住民に対し避難準備又は事態の周知を図り縁故避難（安全な親族、知人、友人等の縁故先への避難）又は計画避難（指定された一時避難又は収容避難所への避難）を指示する。（表－6、図－5）

(イ) 緊急避難指示

事前避難のいとまがなく、災害がまさに発生あるいは拡大、波及せんとし、又は一部に災害が発生あるいは拡大、波及した時に居残っている者がいる場合は、緊急避難を指示する。

(ウ) 収容避難

事前避難に利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させ、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、収容避難を実施する。

エ 避難指示の伝達方法

(ア) 伝達の方法

避難警報は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で住民に危険が切迫していると認められたとき、危険地域の住民に対して、市長が立退きを指示するものであり、次の方法により関係住民に伝達するものとする。

a 信号による伝達

警鐘、サイレンによる避難信号の伝達は次によるものとし、信号の内容を周知させるため、他の方法による伝達も合わせて行うものとする。

区 分	打 鐘 信 号	余いん防止付サイレン信号	関連信号
緊急避難信号	○—○—○—○—○ (連 点)	約3秒 約3秒 約3秒 ○— ○— ○— 約2秒 約2秒	消防信号(近火信号) 水防信号(避難信号)

b 放送による伝達

(a) ラジオ、テレビ放送による伝達

放送局に対して、避難の指示を行なった旨を通知するとともに、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を依頼する。

(b) 広報車による伝達

市の保有している広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。

(c) 個別訪問による伝達

避難を指示した時が夜間であり、停電等で十分に周知できない場合においては、消防団、災害救助地区本部などの組織を利用して家庭を個別に訪問し、伝達の周知を図る。

なお、この方法については、区役所、消防、警察及び消防団員、災害対策委員など地域住民組織の関係者と協議し、定めておくものとする。

(イ) 伝達の内容

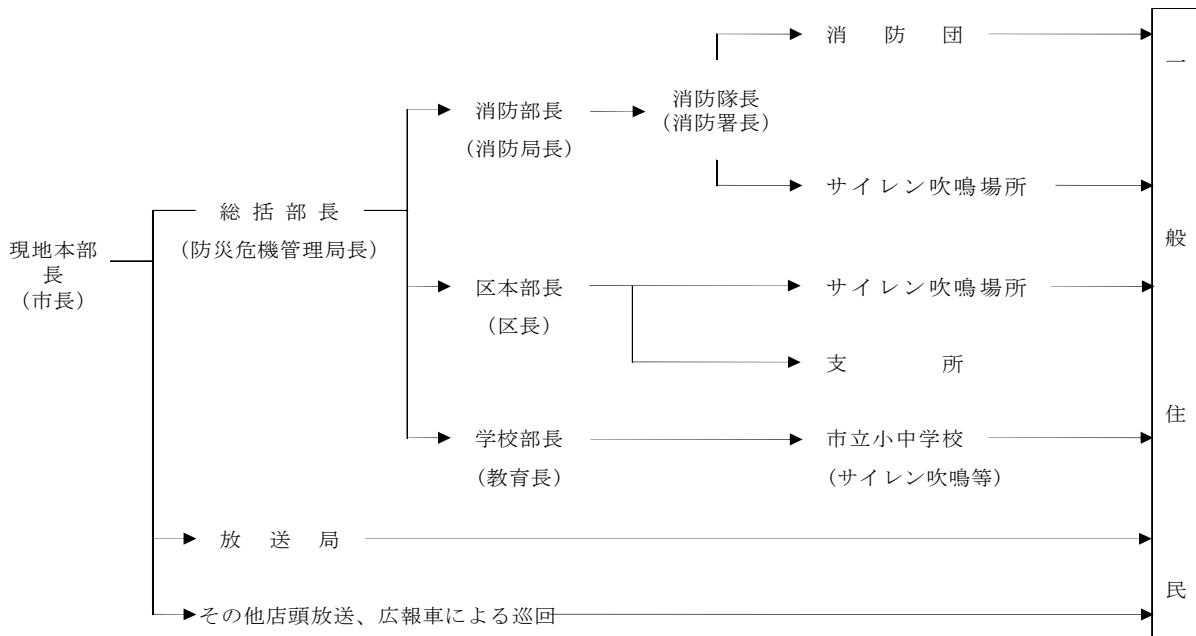
避難指示を行う場合の伝達内容は、次のとおりとする。

- a 指示者
- b 指示の理由
- c 避難所の名称及び所在
- d 避難経路
- e 注意事項（火災、盗難の予防、携行品、服装等）

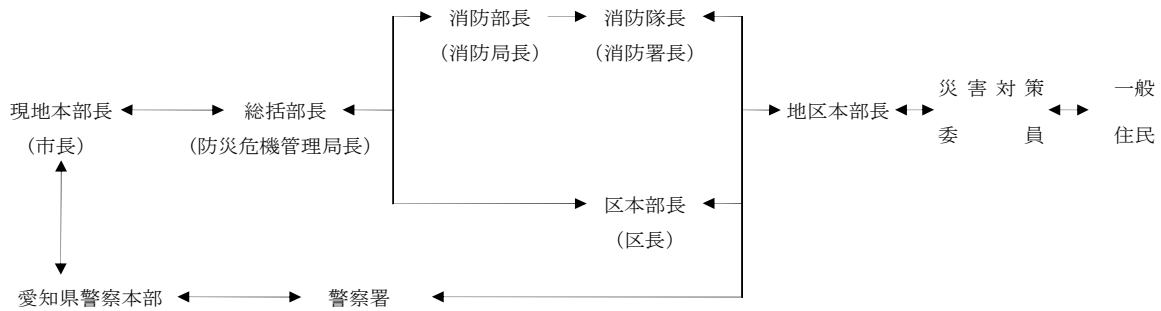
(ウ) 避難警報伝達経路

図－5 避難警報伝達図

a 個別訪問以外の場合



b 個別訪問の場合



オ 避難の誘導及び移送

(ア) 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- a 避難の誘導は、消防職員、区本部職員等が行うものとし、地域ごとに責任者、及び誘導員を定めておくものとし、誘導にあたっては、極力安全と統制を図るものとする。
- b 避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者・老幼者を優先し、一般を次順位とする。
- c 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか要所に誘導員を配置し事故防止に努める。特に夜間の場合は、照明を確保し誘導の安全を期し、浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置し万全を期すものとする。

(イ) 移送の手段

避難立退きにあたっては、前記2-(1)-ウ「避難の指示の区分」によって実施するものであるが避難者が自力により立退き不可能な場合は、可能な限り車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、県に対して応援要請を行うものとする。

カ 学校、社会福祉施設等における避難対策

児童、生徒の避難は、集団行動をとるものとするが、秩序の乱れ、混乱による危険を防止するため、管理者は安全な避難方法を検討するとともに、避難訓練を適宜実施するものとする。また、各学校、施設においては次のことを定め、職員に徹底するよう指導するものとする。

- a 避難実施責任者
- b 避難の順位
- c 避難誘導責任者及び補助者
- d 避難誘導の要領措置

(2) 県警察（関係警察署）の措置

ア 避難の指示

(ア) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合で、特にその必要があると認められる事態において、市長が立退きを指示することができないと認めるとき又は市長からの要求があったときは、自ら立退きを指示する。なお、この措置をとったときは、直ちに市長に通知する。

(イ) 災害で危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その場の危害を避けるために、避難させる等必要な措置をとる。

イ 避難の誘導

避難の誘導にあたっては、市及び区機関と緊密な連絡のもとに、現場の状況に応じ交通規制を実施するなど避難を容易にするように努め、可能な限り市の定める避難場所に誘導する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部長は避難のため必要と認めるときは、現場周辺の海域における船舶の航行を制限し、若しくは禁止する。また、必要と認めるときは巡視艇により避難の誘導を行う。

市長又は防災本部長から応援の要請を受けたときは、積極的にその業務に協力する。

状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

表-6 避難所施設一覧

区	学区	避難場所	所在地	収容員	施設の種類	電話番号	番号
港区	野跡	野跡小学校	野跡一丁目 4-11	401	鉄筋3階建	382-5422	1
		野跡コミュニティーセンター	野跡四丁目 3-13	44	鉄筋平屋建	381-1712	2
		稲永スポーツセンター	野跡五丁目 1-10	1,210	鉄筋2階建	384-0300	3
		市営稲永荘集会所	野跡五丁目 3	36	鉄筋平屋建	—	4
		市営みなと荘集会所 (1棟)	野跡四丁目 1	75	鉄筋25階建	—	5
		市営みなと荘集会所 (6棟) ・ 市営みなとシルバー南集会所	野跡三丁目 5-4	46	鉄筋9階建	—	6
		市営みなと荘集会所 (7棟)	野跡三丁目 5	35	鉄筋平屋建	—	7
		シティファミリー鴨浦集会所	野跡二丁目 5-4	48	鉄筋25階建	—	8
	東築地	東築地小学校	東築地町 26	437	鉄筋4階建	691-0111	9
		東築地コミュニティーセンター・多目的センター	木場町 9-10	133	鉄筋2階建	694-5668	10
		東築地学区防災センター	木場町 9-9	115	鉄筋平屋建	691-0525	11
		J E R A新名古屋火力発電所	潮見町 34	110	鉄筋4階建	614-7320	—
		中央卸売市場南部市場	船見町 1-39	66	鉄骨一部3階建	614-4129	—
	南区	大生	大生小学校	西又兵ヱ町 3-76	261	鉄筋3階建	611-3795
名古屋南高等学校			東又兵ヱ町 5-1-11	380	鉄筋4階建	613-0001	13
南生涯学習センター			東又兵ヱ町 5-1-10	476	鉄筋2階建	613-1310	14
日本ガイシスポーツプラザ			東又兵ヱ町 5-1-16	1,233	鉄筋3階建	614-3111	15
大生ふれあいセンター			西又兵ヱ町 4-8-1	70	鉄筋2階建	614-1133	16
宝		宝小学校	中割町 2-5	360	鉄筋3階建	611-3777	17
		宝コミュニティーセンター	宝生町 2-2	70	鉄筋2階建	612-9893	18
宝南		宝南小学校	堤起町 3-48	302	鉄筋3階建	614-0300	19
		南光中学校	浜田町 4-119	503	鉄筋3階建	611-5308	20
		宝南コミュニティーセンター	元塩町 1-20-6	56	鉄筋2階建	614-1955	21
白水		白水小学校	松下町 2-1	462	鉄筋3階建	612-3124	22
		大同大学大同高等学校	大同町 2-21	510	鉄筋4階建	611-0511	23
		白水コミュニティーセンター	鳴尾町字丹後江 3023-3	60	鉄筋2階建	611-3328	24
千鳥		千鳥小学校	三吉町 6-1	877	鉄筋3階建	611-2874	25
		名南中学校	三吉町 5-43	455	鉄筋2階建	611-2641	26
		千鳥コミュニティーセンター	天白町四丁目 22	50	鉄筋2階建	611-6520	27
		特別養護老人ホームはるかぜ	要町 4-13	90	鉄筋4階建	612-6600	28
柴田		柴田小学校	白水町 19	423	鉄筋3階建	611-0723	29
		つどいの館和光	元柴田東町 2-20-2	91	鉄筋3階建	614-8312	30
	大同大学石井記念体育館 (滝春校舎)	滝春町 10-3	930	鉄筋2階建	612-6111	31	

第5節 警戒警備

1 実施機関

- (1) 名古屋市（消防局一所轄消防署）
- (2) 県警察（関係警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 警戒区域の設定

危険物、ガス等の漏洩、流出、火災爆発等の災害が発生し、又は発生しようとしている場合において市長は警戒区域を設定し、当該区域内における火気の使用禁止、又は災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。なお、設定の実施は、区長、消防署長等が実施するものとする。

イ 警戒区域の設定要領

警戒区域は、火災、爆発等の防止若しくは、これに伴う人命損傷の防止、又は円滑な応急対策活動を行うために設定するものであり、設定にあたっては次の点に配慮するものとする。また、可燃性蒸気、ガスの測定の必要があるときは、関係特定事業所に指示して行わせるものとする。

- (ア) 警戒区域の設定者は、その場所に表示、なわ張り等をするほか、必要な警戒員を配置し、事故防止に努めるものとする。特に夜間の場合は、照明を確保して安全を図るものとする。
- (イ) 警戒区域は、事後拡大することのないように、事故の規模、風向風速、地形等を十分考慮し、余裕をもって設定するものとする。
- (ウ) 警戒区域が避難場所及び避難経路を包含するようになった場合は、直ちに必要な措置をとるものとする。
- (エ) 付近住民への広報は、広報車を使用して行い必要に応じて消防団員、警察官等の協力を得るものとする。

(2) 県警察（関係警察署）の措置

ア 警戒区域の設定

(ア) 警察署長は市長の要求があった場合、この要求に基づき、警戒区域を設定する。前記設定権者が現場にいないときは、災害の規模により後記図－6「交通規制計画」の各第1次～第3次規制地域を基準として、警戒区域を設定する。

- (イ) 警戒区域の設定にあたっては、地域住民の安全と関係機関の救助活動等応急措置の円滑を図るよう努める。
- (ウ) 警戒線は立看板、ロープ、赤旗、赤色燈等の資機材を活用して設定し、住民に徹底する。
- (エ) 警戒線及びその周辺は、必要な要員を配置して立入禁止等の群衆整理を行う。
- (オ) 警戒区域内及びその周辺の警らを強化し、危険防止と各種犯罪の予防取締りを行う。

イ 警戒体制

警戒体制は、原則として次の区分により行う。

南区星崎地区……………南警察署

港区6、7、8、9号地……………南、港、東海警察署

港区11号地……………港警察署

(3) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部長は、災害の発生又は発生するおそれがある海域及びその周辺海域のうち、船舶交通の安全確保並びに災害応急対策上必要と認める海域を警戒区域として設定し、船舶の航行制限など必要な措置を行う。

第6節 緊急輸送

1 実施機関

- (1) 名古屋市（経理部）
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 中京地区広域共同防災協議会
- (4) その他の防災関係機関及び特定事業所

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 車両等の調達

- (ア) 輸送手段として必要な車両・舟艇は、原則として各部・区本部保有のものを第一次的に使用する。
- (イ) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する（区本部は、総括部を経由）。ただし、特殊車両等については、各部で調達する。
- (ウ) 区本部は、必要に応じて車両等の現地調達ができる。
なお、現地調達を行ったときは、すみやかに経理部へ報告する。

イ 輸送方法

(ア) 陸上輸送

市有のトラックその他の車両を利用して、現地指揮所その他の場所へ輸送する。

(イ) 海上輸送

名古屋海上保安部、名古屋港管理組合及び水上消防団と連絡をとり、所属、舟艇の配舟をうけ、名古屋港ガーデンふ頭から潮見ふ頭その他の必要な場所へ輸送する。

(ウ) 災害の状況により空輸を必要とする場合、鶴舞グラウンドの仮設ヘリポートを輸送経路とする。

(2) 名古屋海上保安部の措置

名古屋海上保安部は、巡視艇により災害対策要員及び必要資機材の輸送に当たる。

なお、状況により名古屋海上保安部長は、他部署からの派遣を要請する。

(3) 中京地区広域共同防災協議会の措置

ア 中京地区広域共同防災協議会は、災害発生事業所から大容量泡放射システムの搬送の要請を受けたときは、タンク火災時における消火用資機材の緊急輸送に関する協定書に基づき、輸送車輛を調達し出動体制の準備を講ずることとする。

イ 防災本部に対し大容量泡放射システムの搬送を行う旨の連絡をするとともに、警防計画に基づき大容量泡放射システムの搬送に当たる。

なお、警防計画を変更しようとするときは、あらかじめ防災本部と調整するよう努めることとする。

ウ 中京地区広域共同防災センターは、大容量泡放射システムの積み込み及び搬送作業に必要な要員の手配を行うとともに、防災本部及び防災関係機関から輸送に関する情報収集を行う。

事業所名	車輛数	運搬経路
中川物産(株) 名古屋第二油槽所 (名古屋市港区空見町1-6)	11 台	経路 1 (高速道路使用) 34.6 km、 43 分
		配置場所 ⇒ 国道 23 号⇒みえ川越 IC⇒伊勢湾岸自 (四日市市榑町) 動車道 ⇒名港中央 IC⇒金城橋南交 差点⇒金城埠頭線⇒金城橋交差点⇒ 目的地
		経路 2 (一般道使用) 41.0km、 1 時間 00 分
		配置場所 ⇒ 国道 23 号⇒宝神 1 交差点⇒西稻永交 (四日市市榑町) 差点⇒金城埠頭線⇒目的地

(4) その他の防災関係機関及び特定事業所の措置

その他の防災関係機関及び特定事業所は、緊急輸送を行うため必要があると認めるときは、緊急輸送の実施及び輸送力の確保に関し、必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

- (1) 輸送力に不足を生じた場合は、県、防災関係機関及び事業所等に対し、応援を要請するものとする。
- (2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

第7節 交通規制

1 実施機関

- (1) 道路管理者
- (2) 県警察（関係警察署）
- (3) 名古屋海上保安部

2 実施内容

(1) 道路管理者の措置

道路管理者は、道路の破損、欠壊等により交通が危険であると認められる場合又は工事のためやむを得ないと認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 県警察（関係警察署）の措置

ア 規制の方法

県警察（関係警察署）は発生した災害の規模に応じ、図－6「交通規制計画」により必要な交通規制を実施する。

イ 標識の設置

交通規制を行う場合は、必要なところに規制内容を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要するため標識の設置が困難なときは、現場警察官の指示、その他適宜の方法により通行の禁止、制限等の規制を実施したことを明示する。

ウ 広報

交通規制の広報については、立看板、案内板、広報車等の活用を図るほか、ラジオ、テレビ等の積極的な協力を得て実施する。

(3) 名古屋海上保安部の措置

ア 規制の方法

名古屋海上保安部長は、災害発生海域及びその周辺海域における船舶交通の安全を確保するため必要があるときは、危険海域を設定し、危険海域内の船舶に対し、その海域から退去を、あるいはその海域に進入してくる船舶の進入禁止等を命ずる。また災害応急対策活動の遂行上支障のある海域を航泊禁止区域とするほか付近船舶に対し、う回航路を設定、又は速力制限を行い防災活動を阻害しないよう措置する。

イ 標識の設置








交通規制海域を明示するため浮標等の標識を設置する。

ウ 広報

交通規制海域を設定した場合、現場においては巡視船艇により航行船舶等に周知するとともに、その旨を緊急通信、安全通信、港長公示等によるほか報道関係への協力要請により周知徹底する。

図-6 交通規制計画

凡 例

記号	内容
	特 別 防 災 区 域
	緊 急 交 通 路
	規 制 路 線 及 び 番 号
	規 制 地 域
	要 員 配 置 地 点 及 び 番 号 規 制 地 点 整 理 地 点
	う 回 路
	警 察 署

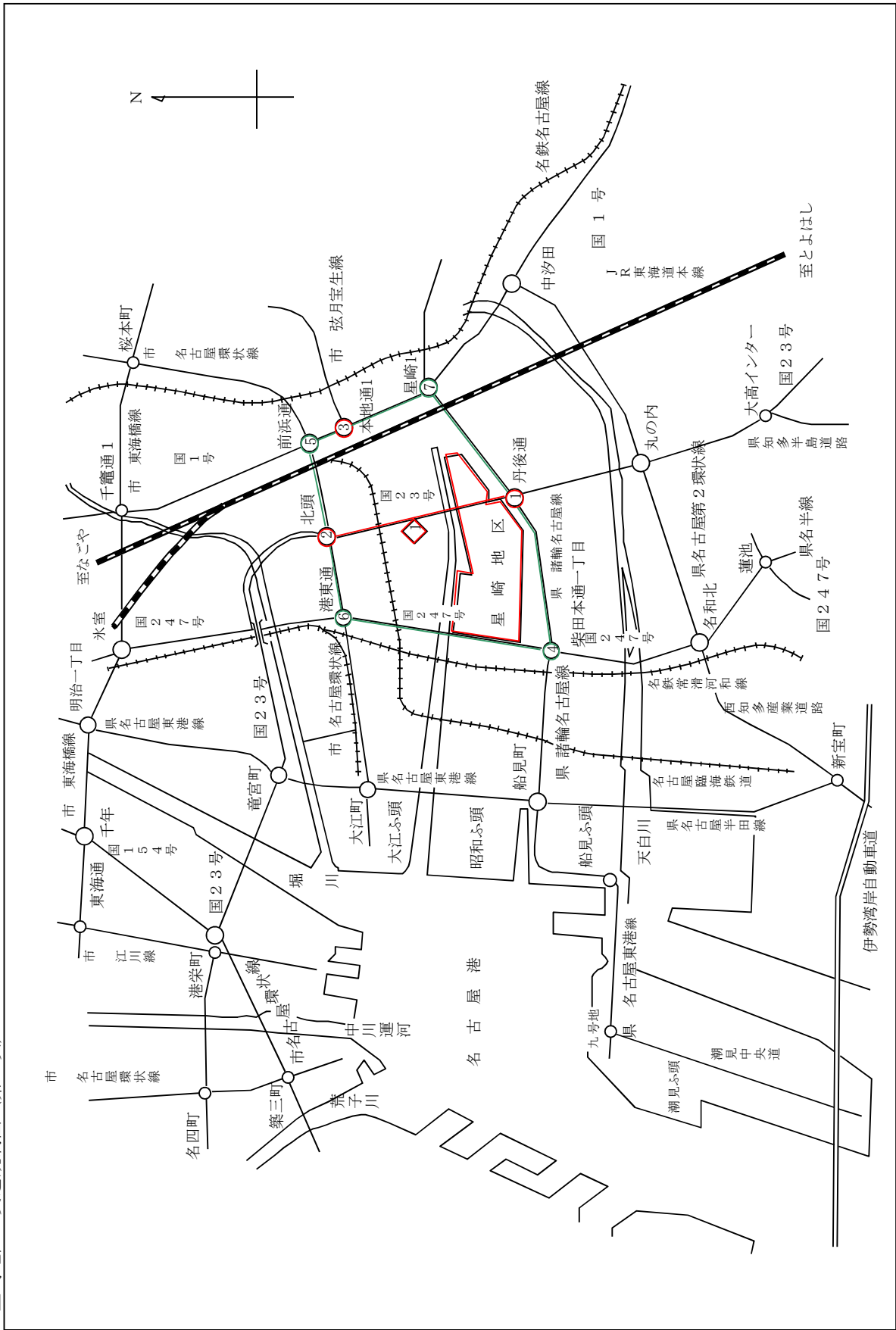
規制の区分

区 分	内 容
第1次規制	事故発生直後において実施する。
第2次規制	災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、規制路線（地域）を拡大強化する。
第3次規制	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められる場合に実施する。

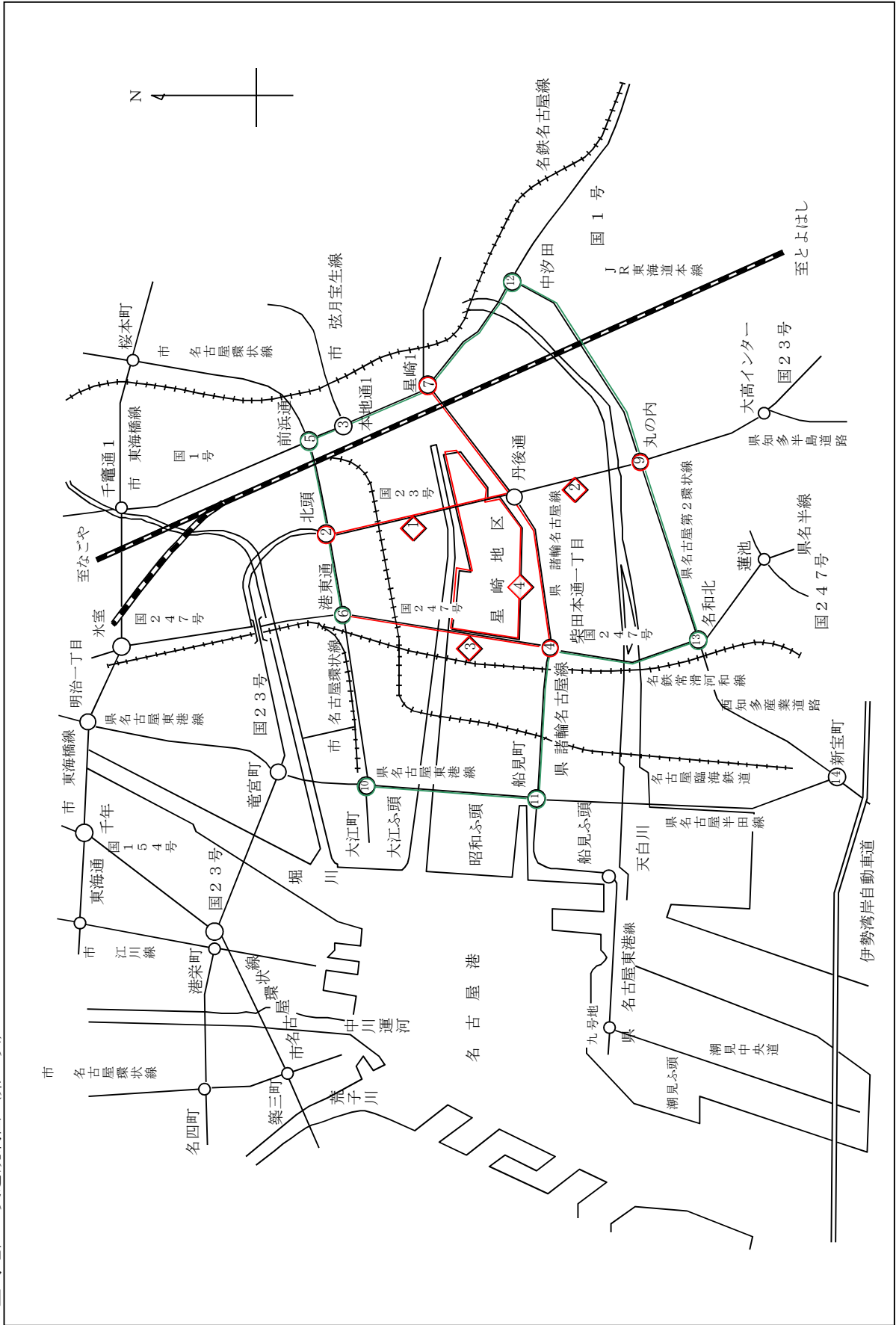
星 崎 地 区 の 交 通 規 制 計 画

区域別	区分 規制別	交通規制路線 (区域)	要員配置地点																			
			番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																
名古屋港臨海地区	第1次規制	<p>㊦名古屋環状線、㊦1号、㊦諸輪名古屋線及び㊦247号に囲まれた地域内への一般車両への進入を禁止し、これらの路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>国23号</td> <td>丹後通～北頭町</td> <td>1.6km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	国23号	丹後通～北頭町	1.6km	①	南	丹後通	北進禁止								
	番号	路線名	区間	距離																		
◇	国23号	丹後通～北頭町	1.6km																			
			②	〃	北頭町	南進禁止																
			③	〃	本地通1丁目	西進禁止																
			④	〃	鶴見通	緊急通行車両の優																
			⑤	〃	寺部通	先通行の確保及び																
			⑥	〃	港東通	一般車両の整理誘																
			⑦	〃	星崎	導																
			⑧	〃	その他主要地点	地域内への車両の 進入禁止 その他整理誘導																
	第2次規制	<p>㊦名古屋環状線、㊦1号、㊦名古屋第2環状線、㊦247号、㊦諸輪名古屋線及び㊦名古屋東港線に囲まれた地域内への一般車両への進入を禁止し、これらの路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路名</th> <th>区間</th> <th>距</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>国23号</td> <td>丸の内～丹後通</td> <td>1.2km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>国247号</td> <td>柴田本通一丁目～港東通</td> <td>1.8km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>最諸輪名古屋線</td> <td>柴田本通一丁目～星崎</td> <td>2.5km</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路名	区間	距	◇	国23号	丸の内～丹後通	1.2km	◇	国247号	柴田本通一丁目～港東通	1.8km	◇	最諸輪名古屋線	柴田本通一丁目～星崎	2.5km	⑨	緑	丸の内	北進禁止
番号	路名	区間	距																			
◇	国23号	丸の内～丹後通	1.2km																			
◇	国247号	柴田本通一丁目～港東通	1.8km																			
◇	最諸輪名古屋線	柴田本通一丁目～星崎	2.5km																			
			④	南	柴田本通1丁目	北進及び東進禁止																
			⑥	〃	港東通	南進禁止																
			⑦	〃	星崎	西進禁止																
			⑩	港	大江町	緊急通行車両の優																
			⑪	〃	船見町	先通行の確保及び																
			⑫	緑	大慶橋東	一般車両の整理誘																
			⑬	東	名和北	導																
			⑭	海	新宝町	地域内への車両の																
			⑮	〃	その他主要地点	進入禁止 その他整理誘導																
				南、 港、 東 海																		

星崎地区の交通規制図 (第1次)



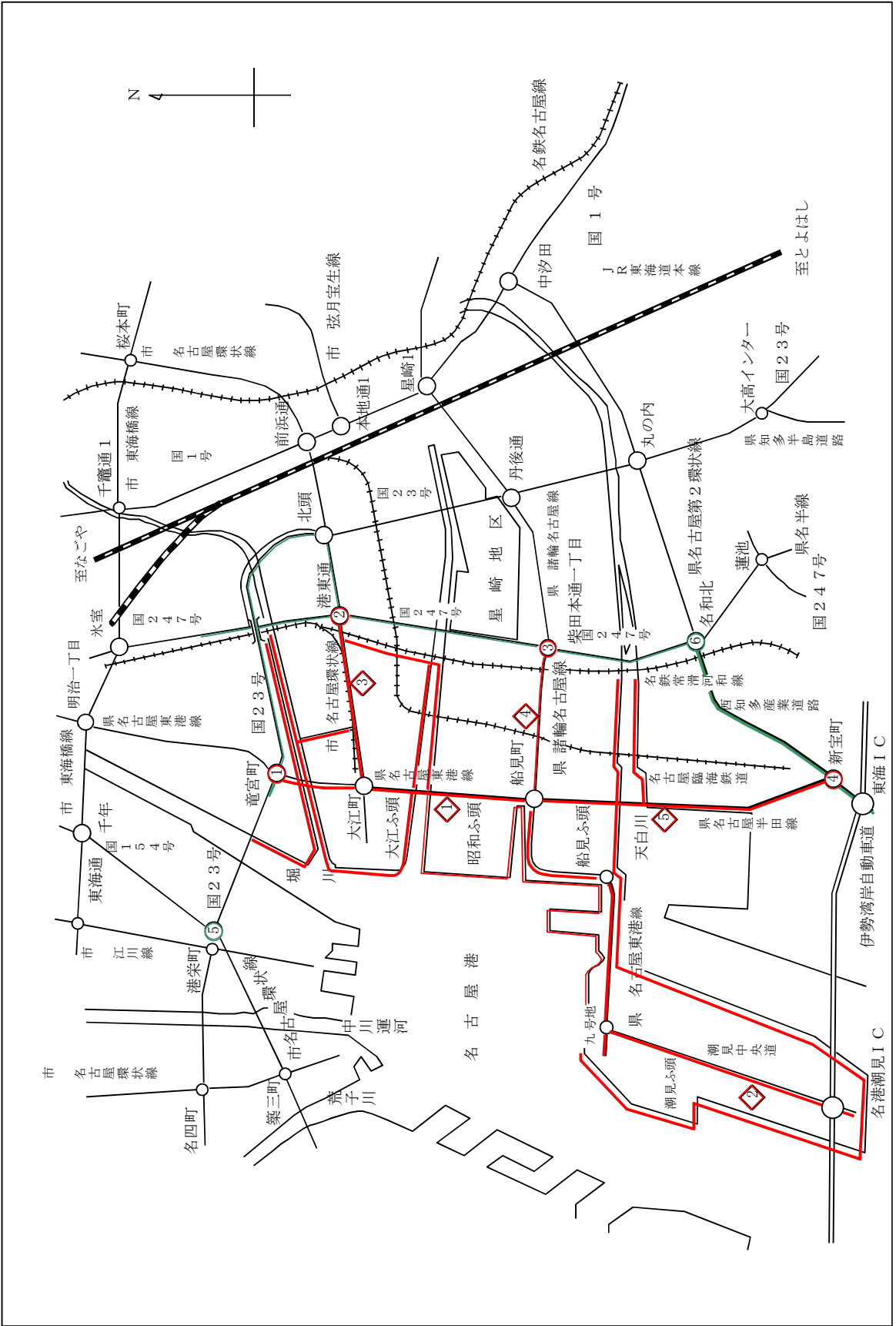
星崎地区の交通規制図 (第2次)



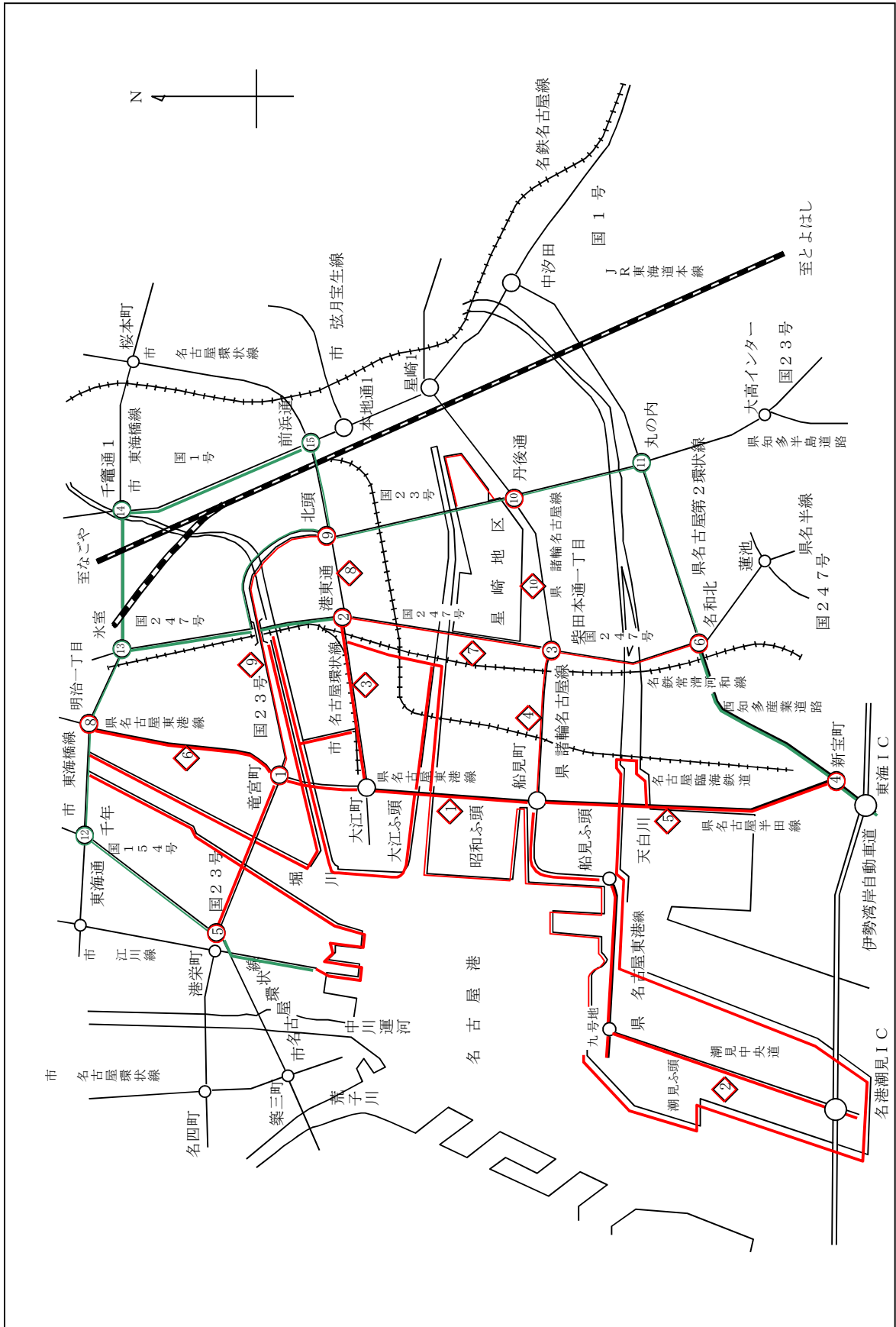
大江ふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、潮見ふ頭の交通規制計画

区域別	区分 規制別	交通規制路線 (区域)	要員配置地点																								
			番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																					
名古屋港臨海地区	名古屋市 大江ふ頭・昭和ふ頭・船見ふ頭・潮見ふ頭	<p>㊦23号、㊦247号及び西知多産業道路 (㊦247号バイパス) に囲まれた地域内への一般車両の進入を禁止し、上記路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋東港線</td> <td>竜宮町～九号地</td> <td>4.3 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦潮見中央道</td> <td>九号地以南</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋環状線</td> <td>港東通～大江町</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦諸輪名古屋線</td> <td>柴田本通一丁目～船見町</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋半田線</td> <td>新宝町～船見町</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路名	区間	距離	◇	㊦名古屋東港線	竜宮町～九号地	4.3 km	◇	㊦潮見中央道	九号地以南	2.3	◇	㊦名古屋環状線	港東通～大江町	1.4	◇	㊦諸輪名古屋線	柴田本通一丁目～船見町	1.3	◇	㊦名古屋半田線	新宝町～船見町	2.6	<p>① 港 竜宮町 南進禁止 ② 南 港東通 西進禁止 ③ " 柴田本通一丁目 西進禁止 ④ 東海 新宝町 北進禁止 ⑤ 港 港栄町 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 ⑥ 東海 名和北 ⑦ 港南、東海 その他主要地点 地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導 ○ 高速 名港 潮見IC (本線上) 上り線通行禁止本線車輛を流出誘導 ○ 高速 東海IC (本線上) 下り線通行禁止本線車輛を流出誘導</p>
		番号	路名	区間	距離																						
◇	㊦名古屋東港線	竜宮町～九号地	4.3 km																								
◇	㊦潮見中央道	九号地以南	2.3																								
◇	㊦名古屋環状線	港東通～大江町	1.4																								
◇	㊦諸輪名古屋線	柴田本通一丁目～船見町	1.3																								
◇	㊦名古屋半田線	新宝町～船見町	2.6																								
<p>㊦154号、㊦東海橋線、㊦247号、㊦23号、㊦名古屋第2環状線及び㊦西知多産業道路 (㊦247号バイパス) に囲まれた地域内への車両の進入を禁止し、上記路線をう回路とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋東港線</td> <td>明治一丁目～竜宮町</td> <td>1.7 km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦247号</td> <td>名和北～港東通</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦名古屋環状線</td> <td>港東通～北頭町</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦23号</td> <td>北頭町～港栄町 (東進禁止)</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦諸輪名古屋線</td> <td>丹後通～柴田本通一丁目</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	番号	路線名	区間	距離	◇	㊦名古屋東港線	明治一丁目～竜宮町	1.7 km	◇	㊦247号	名和北～港東通	3.0	◇	㊦名古屋環状線	港東通～北頭町	0.7	◇	㊦23号	北頭町～港栄町 (東進禁止)	2.3	◇	㊦諸輪名古屋線	丹後通～柴田本通一丁目	1.3	<p>⑤ 港 港栄町 東進禁止 ⑧ 南 明治一丁目 南進禁止 ② " 港東通 西進及び南進禁止 ⑨ " 北頭 西進禁止 ⑩ " 丹後通 西進禁止 ⑥ 東海 名和北 北進禁止 ④ " 新宝町 北進禁止 ⑪ 緑 丸の内 緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導 ⑫ 熱田 千年 ⑬ 南 氷室 ⑭ 南 千竈通1 ⑮ 南 前浜通 ⑯ 港南、緑、熱田、南 その他主要地点 地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導</p>		
番号	路線名	区間	距離																								
◇	㊦名古屋東港線	明治一丁目～竜宮町	1.7 km																								
◇	㊦247号	名和北～港東通	3.0																								
◇	㊦名古屋環状線	港東通～北頭町	0.7																								
◇	㊦23号	北頭町～港栄町 (東進禁止)	2.3																								
◇	㊦諸輪名古屋線	丹後通～柴田本通一丁目	1.3																								

大江ふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、潮見ふ頭の交通規制図（第1次）



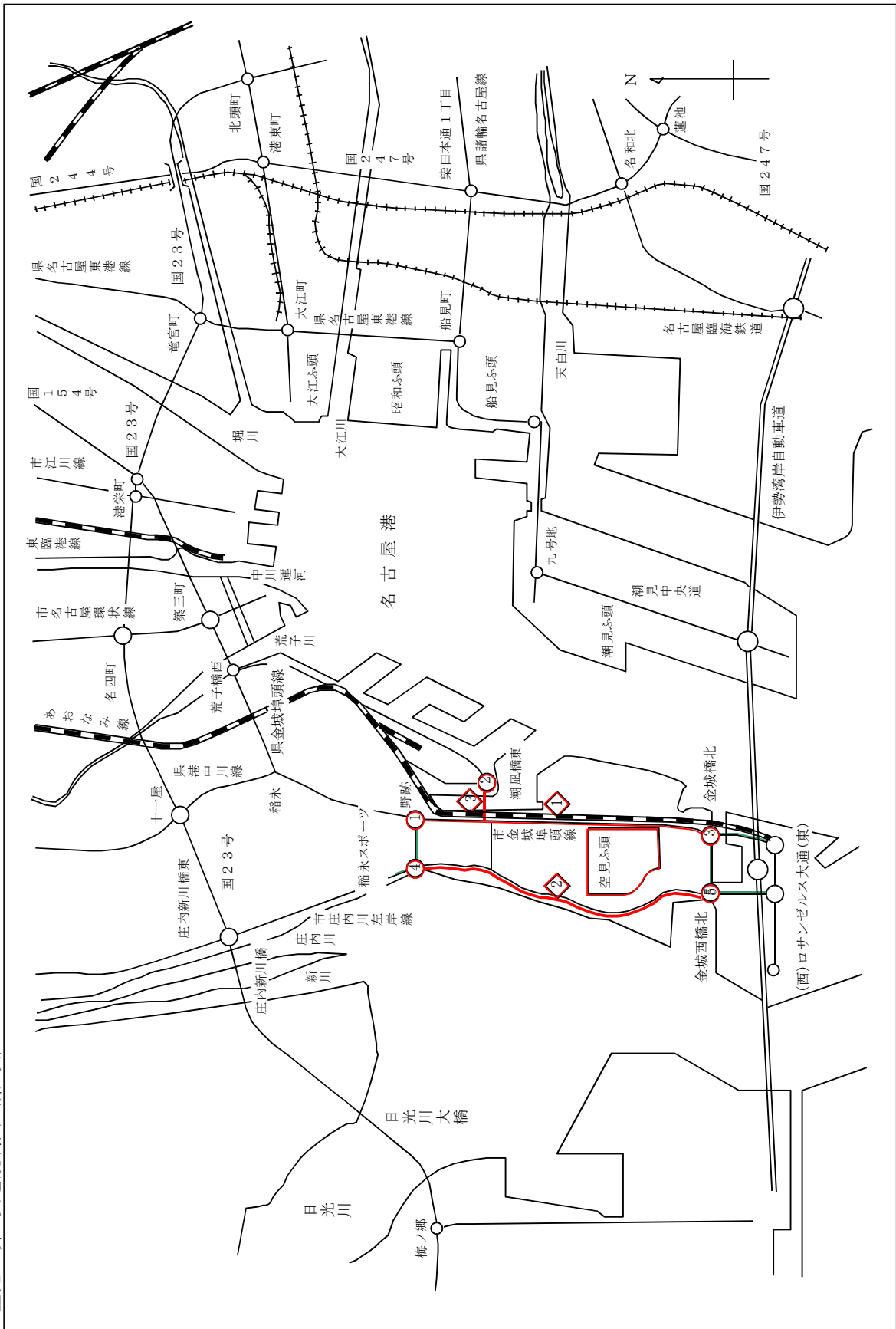
大江ふ頭、昭和ふ頭、船見ふ頭、潮見ふ頭の交通規制図（第2次）



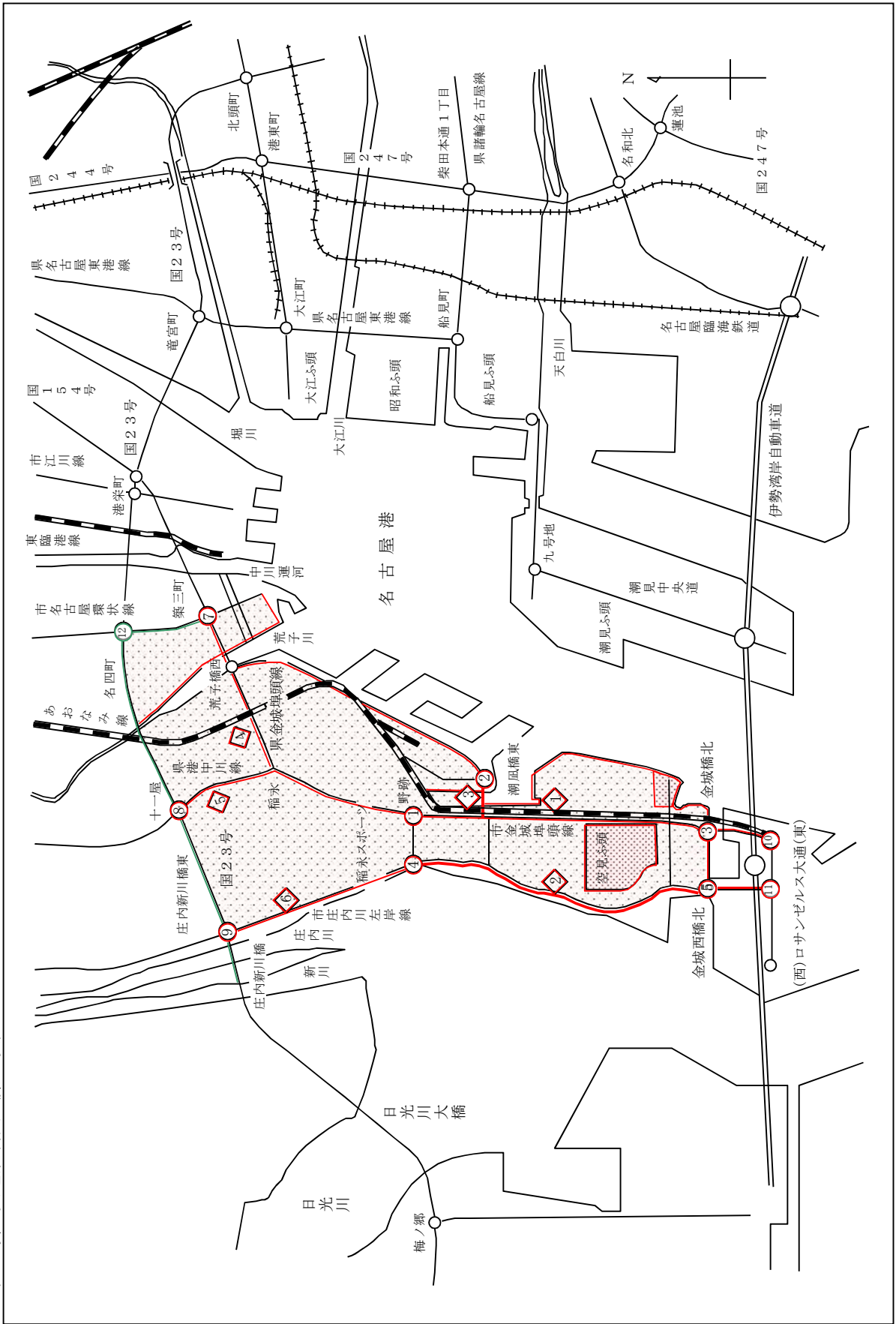
空見ふ頭の交通規制計画

区域別	規制別	区分	交通規制路線 (区域)		要員配置地点																																																			
			番号	路線名	区間	距離	番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																																														
名古屋港 臨海地区	規制別	区分	㊦金城埠頭線、㊦野跡東西線、㊦庄内新川左岸線及び㊦フェリーふ頭北川東西線に囲まれた地域内への一般車両の進入を禁止する。																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦金城埠頭線</td> <td>野跡～金城大橋北</td> <td>2.4km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦庄内川左岸線</td> <td>稲永スポーツセンター～金城西橋北</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦潮風線</td> <td>潮風橋東～潮風橋西</td> <td>0.3</td> </tr> </tbody> </table>		番号	路線名	区間	距離	◇	㊦金城埠頭線	野跡～金城大橋北	2.4km	◇	㊦庄内川左岸線	稲永スポーツセンター～金城西橋北	2.5	◇	㊦潮風線	潮風橋東～潮風橋西	0.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>署別</th> <th>地点 (交差点) 名</th> <th>規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>港</td> <td>野跡</td> <td>南進禁止</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>〃</td> <td>潮風橋東</td> <td>西進禁止</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>〃</td> <td>金城橋北</td> <td>北進禁止</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>〃</td> <td>土木分所前</td> <td>南進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>〃</td> <td>金城西橋北</td> <td>北進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>〃</td> <td>その他主要地点</td> <td>地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導</td> </tr> </tbody> </table>				番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容	①	港	野跡	南進禁止	②	〃	潮風橋東	西進禁止	③	〃	金城橋北	北進禁止	④	〃	土木分所前	南進禁止	⑤	〃	金城西橋北	北進禁止	⑥	〃	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導				
番号	路線名	区間	距離																																																					
◇	㊦金城埠頭線	野跡～金城大橋北	2.4km																																																					
◇	㊦庄内川左岸線	稲永スポーツセンター～金城西橋北	2.5																																																					
◇	㊦潮風線	潮風橋東～潮風橋西	0.3																																																					
番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																																																					
①	港	野跡	南進禁止																																																					
②	〃	潮風橋東	西進禁止																																																					
③	〃	金城橋北	北進禁止																																																					
④	〃	土木分所前	南進禁止																																																					
⑤	〃	金城西橋北	北進禁止																																																					
⑥	〃	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導																																																					
			㊦23号及び㊦名古屋環状線の以南地域への一般車両の進入を禁止し、上記路線のう回路とする。																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名</th> <th>区間</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>◇</td> <td>㊦金城埠頭線</td> <td>築三町～野跡</td> <td>2.5km</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦港中川線</td> <td>荒子陸橋西～稲永</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>◇</td> <td>㊦庄内川左岸線</td> <td>庄内新川橋東～土木分所前</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>		番号	路線名	区間	距離	◇	㊦金城埠頭線	築三町～野跡	2.5km	◇	㊦港中川線	荒子陸橋西～稲永	0.9	◇	㊦庄内川左岸線	庄内新川橋東～土木分所前	1.7	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>署別</th> <th>地点 (交差点) 名</th> <th>規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦</td> <td>港</td> <td>築三町</td> <td>西進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>〃</td> <td>十一屋</td> <td>南進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>〃</td> <td>庄内新川橋東</td> <td>南進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑩</td> <td>〃</td> <td>ロサンゼルス大通東</td> <td>北進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑪</td> <td>〃</td> <td>ロサンゼルス大通中央</td> <td>北進禁止</td> </tr> <tr> <td>⑫</td> <td>〃</td> <td>名四町</td> <td>緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導</td> </tr> <tr> <td>⑬</td> <td>〃</td> <td>その他主要地点</td> <td>地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導</td> </tr> </tbody> </table>				番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容	⑦	港	築三町	西進禁止	⑧	〃	十一屋	南進禁止	⑨	〃	庄内新川橋東	南進禁止	⑩	〃	ロサンゼルス大通東	北進禁止	⑪	〃	ロサンゼルス大通中央	北進禁止	⑫	〃	名四町	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導	⑬	〃	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導
番号	路線名	区間	距離																																																					
◇	㊦金城埠頭線	築三町～野跡	2.5km																																																					
◇	㊦港中川線	荒子陸橋西～稲永	0.9																																																					
◇	㊦庄内川左岸線	庄内新川橋東～土木分所前	1.7																																																					
番号	署別	地点 (交差点) 名	規制内容																																																					
⑦	港	築三町	西進禁止																																																					
⑧	〃	十一屋	南進禁止																																																					
⑨	〃	庄内新川橋東	南進禁止																																																					
⑩	〃	ロサンゼルス大通東	北進禁止																																																					
⑪	〃	ロサンゼルス大通中央	北進禁止																																																					
⑫	〃	名四町	緊急通行車両の優先通行の確保及び一般車両の整理誘導																																																					
⑬	〃	その他主要地点	地域内への車両の進入禁止 その他整理誘導																																																					

空見ふ頭の交通規制図（第1次）



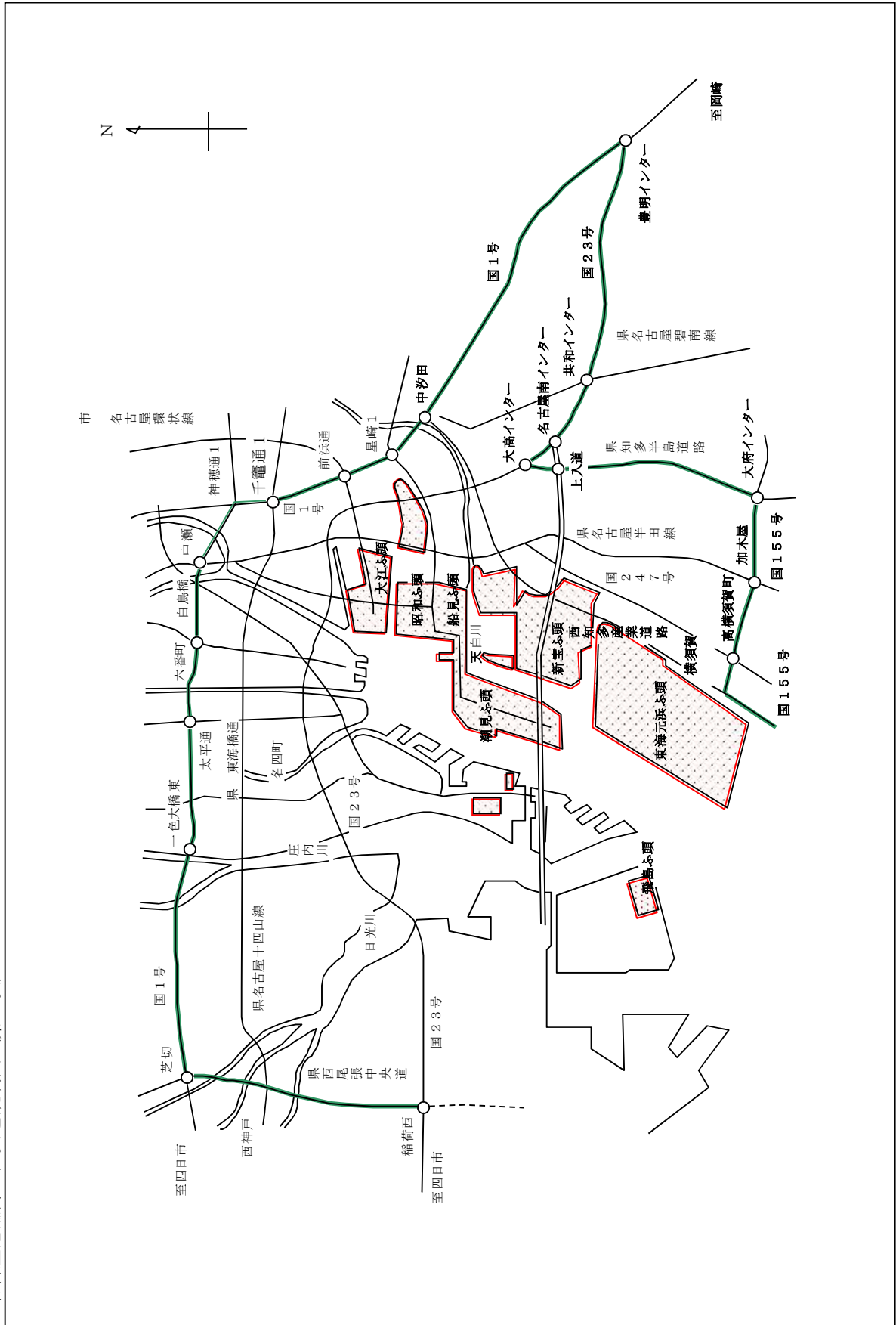
空見ふ頭の交通規制図 (第2次)



名古屋港臨海地区交通規制計画（第3次）

区域別	区分 規制別	交通規制路線（区域）	要員配置地点			
			番号	署別	地点（交差点）名	規制内容
名古屋港 臨海地区	第3次規制	災害の拡大防止のため、特に広域規制が必要と認められたときは、災害の規模、交通の混雑状況等に応じ、「名古屋港臨海地区交通規制図（第3次）」による一般車両の一回規制を行い、地域内への車両の進入を禁止、制限する。		蟹江	稻荷西	
				〃	西神戸	
				〃	芝切	
				中川	一色大橋東	
				〃	太平通	
				熱田	六番町	
				〃	一番2	
				〃	中瀬	
				瑞穂	神穂通1	
				南	千竈通1	
				〃	前浜通	
				〃	本地通1	
				〃	星崎	
				愛知	豊明インター	
				東海	共和インター	
				緑	大高インター	
				東海	大府インター	
	〃	加木屋				
	〃	高横須賀町				
	〃	横須賀インター				
	関係署	その他主要地点				

名古屋港臨海地区交通規制図（第3次）



第8節 災害別応急対策

第1 屋外タンク貯蔵所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋市
- (3) 中京地区広域共同防災協議会

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 屋外貯蔵タンクに漏洩、火災その他の事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 一般的な措置

- a 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがある事態が生じたときは、取扱作業（機器等の運転を含む）を停止し、直ちに構内緊急通報を発する。
- b 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事故が発生したときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を有効に活用し、火災発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。
- c 自衛防災組織及び共同防災組織の消防隊は、定められた指導者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。なお、消火作業は必ず風上の方向から行う。
- d 付近住民に被害が及ぶおそれがある場合は、付近住民に広報を行う。

(イ) 漏洩の場合の措置

- a 直ちに漏洩箇所の応急処置を講ずる。
- b 引火の危険性があるので、応急作業を行う前は、火気、電気設備等を直ちに遮断する等の措置を講じ、必要に応じ、事前に可燃性ガスの測定を行う。

(ウ) 火災の場合の措置

- a 構内の従業員等は、全ての作業を中止し、各タンクの元バルブを閉止し、機器の運転を中止する。
- b 冷却注水及び冷却散水設備等による散水により、隣接タンクへの延焼防止に努めながら、火災タンクの固定消火設備により一挙に泡消火液を注入し、消火する。
- c 隣接タンク、設備等の火災によりタンクが爆発する危険性がある場合は、急きょ安全な場所に退避する等の処置を講じる。

イ 直径34メートル以上の屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式タンクの全面火災が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) アの措置に準じた措置を講ずる。

(イ) 所轄消防機関に大容量泡放射システムを用いた防御活動の判断を求めた上で、中京地区広域共同防災協議会へ資機材の出動要請を行う。

(ウ) 消防機関及び共同防災組織は、大容量泡放射システムによる防御活動を開始するまでの間、出来る限り災害拡大防止措置（泡シール、冷却散水等）を講ずる。

- (エ) 大容量泡放射システムを用いた警防計画に基づき、資機材の設置、防災要員・補助要員の配置を行い、消防機関の指揮下で防御活動を実施する。
- ウ 地震が発生したときは、次の措置を講じる。
- (ア) 震度4以上の地震が発生した場合は、緊急施設点検（一時点検）を行い、何らかの異常が認められた場合には、当該異常の内容を所在市町村（所轄消防本部（署））へ電話等により速やかに報告するものとする。
- (イ) 危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害を最小限に食い止める。
- (ウ) 油槽、配管、バルブ等の破損による漏洩、流出の場合は、直ちに漏洩、損傷箇所等の点検を行い、必要に応じ応急処理を講じる。

(2) 市の措置

災害の種類		出動体制	出動部隊数		活動内容	備考												
漏洩	少量の場合	警戒	タンク車	1	① 火災・爆発の予防警戒 ② 応急処置 ③ 避難誘導 ④ 火気の使用禁止等の広報	特定危険物施設とは、潮見ふ頭内の事業所及び中川物産(株)名古屋第二油槽所及び東亜合成(株)名古屋工場に所在する屋外貯蔵タンクをいう。特定危険物施設以外の火災については、屋内貯蔵所等の火災に準じた体制とする。出動部隊数は、状況により増減する。												
	大量の場合		大隊長	1			中隊長	2	指揮車	2	タンク車	7	化学車	3	特殊災害対応車	1	救急車	1
火災	特定危険物施設の火災(直径30メートル以上)	第1次出動	大隊長	2			① 人命救助 ② 火災防御 ③ 避難誘導 ④ 情報収集											
			中隊長	5														
			指揮車	5														
			タンク車	21														
			大型化学高所放水車	2														
			化学車	2														
	泡原液搬送車	1																
	救助車	1																
	救急車	1																
	輸送車	2																
	消防艇	1																
	航空機	1																
	第2次出動	タンク車	6	はしご車	1	化学車	1											
特定危険物施設の火災(直径20メートル以上30メートル未満)	第1次出動	大隊長	2															
		中隊長	5															
		指揮車	5															
		タンク車	18															
		大型化学高所放水車	1															
		化学車	2															
救助車	1																	
救急車	1																	
輸送車	1																	
消防艇	1																	
航空機	1																	
	第2次出動	タンク車	3			大型化学高所放水車	1	泡原液搬送車	1	輸送車	1							
特定危険物施設の火災(直径20メートル未満)	第1次出動	大隊長	2															
		中隊長	5															
		指揮車	5															
		タンク車	8															
		大型化学高所放水車	2															
		泡原液搬送車	1															
		救助車	1															
		救急車	1															
		輸送車	1															
		消防艇	1															
航空機	1																	
	第2次出動	タンク車	6	はしご車	1	化学車	1											

(3) 中京地区広域共同防災組織の措置

- a 大容量泡放射システムを用いた警防計画に基づき、消防機関の指揮下で防御活動を実施する。
- b 中京地区広域共同防災センターの消防力

(令和5年4月1日現在)

区 分	防災要員	放水砲	水中ポンプ	加圧ポンプ	メ イ ス ン	耐 熱 服	空 気 呼 吸 器	泡 消 火 薬 剤	消 火 薬 剤 用 仮 設 タ ン ク
		10,000 ~30,000 L/min	30,000 L/min	30,000 L/min					
中京地区広域共同 防 災 セ ン タ ー	人	砲	ユニット	台	m	着	個	kℓ	個
	4	2	2	4	3,510	4	4	74	2

3 応援協力関係

市町村消防機関に対し、化学車、高所放水車、泡原液搬送車等の特殊車両による活動及び本市消防隊に対する補水又は支援活動を要請するものとする。なお活動の細部については、現場到着後現場指揮本部において個々に指示する。

また、大規模な災害が発生することも考えられるので、特別防災区域所在市町村は相互に一体となって県下統一的な応援協力体制を確立するものとする。

第2 屋内貯蔵所、屋外貯蔵所及び移送取扱所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 危険物施設等に漏洩、火災その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれのあるときは、当該発災事業所の関係者は次の措置を講じ、それらの災害の拡大による被害を最小限度にとどめるように努める。

(ア) 危険物の漏洩、火災及び爆発等が発生するおそれがあるときは、取扱作業（機器等の運転を含む。）

を停止し、直ちに構内緊急通報を発するとともに、漏洩危険物の流出防止等の応急措置を講じる。

(イ) 危険物の漏洩、火災及び爆発等の事故が発生したときは、直ちに構内及び消防機関に通報するとともに、所有の消火設備を有効に活用し、災害発生現場の従業員は、災害の拡大防止及び消火活動に従事する。

(ウ) 自衛防災組織及び共同防災組織の消防隊は、定められた指揮者の指揮のもとに、それぞれの分担任務に従って消火活動を実施する。なお、消火活動は必ず風上の方向から行う。

イ 地震が発生した場合は、危険物施設の取扱作業を迅速かつ安全に停止するとともに、施設、設備の被害を的確に把握し、可燃性ガス等による二次的災害を最小限に食い止める。

(2) 市の措置

災害の種類		出動体制	出動部隊数		活動内容	備考																	
漏油	少量の場合	警戒	タンク車	1	① 火災・爆発の予防警戒 ② 応急措置 ③ 避難誘導 ④ 火気の使用禁止等の広報	出動部隊数は、状況により増減する。																	
	大量の場合		大隊長	1			中隊長	2	指揮車	2	タンク車	7	化学車	3	特殊災害対応車	1	救急車	1	航空機	1			
火	災	危険物施設火災 第1次出動	大隊長	1	① 人命救助 ② 火災防御 ③ 避難誘導 ④ 情報収集																		
		中隊長	2	指揮車			2	タンク車	8	はしご車	1	大型化学高所放水車	1	化学車	2	特殊災害対応車	1	救助車	2	救急車	1	航空機	1
		危険物施設火災 第2次出動	中隊長	1			指揮車	1	タンク車	4													
		危険物施設火災 第3次出動	大隊長	1			中隊長	2	指揮車	2	タンク車	4											
		危険物施設火災第4次出動	中隊長	1			指揮車	1	タンク車	4													
		危険物施設火災 特別第2次出動	大隊長	1			中隊長	4	指揮車	4	タンク車	5	大型化学高所放水車	1	化学車	1	救助車	3	救急車	2	航空機	1	
		危険物施設火災 特別第3次出動	タンク車	5			化学車	1															
		危険物施設火災 特別第4次出動	中隊長	1			指揮車	1	タンク車	5													

3 応援協力関係

市町村消防機関に対し、化学車、高所放水車、泡原液搬送車等の特殊車両による活動及び本市消防隊に対する補水又は支援活動を要請するものとする。

なお、活動の細部については、現場到着後、現場指揮本部において個々に指示する。

第3 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア タンクローリーに油槽所等のローリー詰場で漏洩、火災等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、本節第2・2・(1)に準ずる。

イ タンクローリーに充填中に火災が発生したときは、隣接のタンクローリーはローリー詰場に停止させむやみに移動をさせない。

(2) 市の措置

災害の種類		出動体制		出動部隊数		活動内容		備考												
漏洩	少量の場合	警戒		タンク車	1	①火災爆発の予防警戒 ②応急措置 ③避難誘導 ④火気の使用禁止等の広報		出動部隊数は、状況により増減する。												
	大量の場合			大隊長	1					中隊長	2	指揮車	2	タンク車	7	化学車	3	特殊災害対応車	1	救急車
災害の種類	出動部隊数									活動内容	備考									
火災	火災出動種別	対象とする主な火災	第1次出動	第2次出動	第3次出動					第4次出動	① 人命救助 ② 火災防御 ③ 避難誘導 ④ 情報収集	出動部隊数は、状況により増減する。								
	タンクローリー火災	高速自動車国道、知多半島道路、伊勢湾岸道路及び名古屋高速道路におけるタンクローリーの火災	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 7 水槽車 1 大型化学高所放水車 1 化学車 2 特殊災害対応車 1 救助車 2 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4					タンク車 4										
		高速自動車国道及び名古屋高速道路（高架区間に限る）のタンクローリーの火災	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 7 水槽車 1 はしご車 2 大型化学高所放水車 1 化学車 2 特殊災害対応車 1 救助車 2 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4					タンク車 4										
		高速自動車国道、知多半島道路、伊勢湾岸道路及び名古屋高速道路以外で発生したタンクローリーの火災	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 6 大型化学高所放水車 1 化学車 2 特殊災害対応車 1 救助車 2 救急車 1 航空機 1	中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4	大隊長 1 中隊長 2 指揮車 2 タンク車 4					中隊長 1 指揮車 1 タンク車 4										

3 応援協力関係

本節第2. 3に準ずる。

第4 製造所及び一般取扱所における災害

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋市

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

本節第1・2・(1)・ア及びイ並びに本節第2・2・(1)・ア及びイに準ずるほか次による。

ア 危険物の事故によりニッケルカーボニル等の特殊な危険物若しくは一酸化炭素、塩素、アンモニアその他の有害物が漏洩したときは、風上より応急作業し、必要に応じ空気呼吸器又はエアラインマスクを着装し対処する。

また、近隣住民に対し、避難広報を行うとともに立入禁止標識等により部外者の立入禁止制限の措置を講じ、工場従業員等へ避難の連絡を行う。

イ 地震が発生したときは、暴走反応を生じるおそれがある反応槽は直ちにシャットダウン操作に入る。

また、非常用電源以外の電源は切ること。

(2) 市の措置

本節第2・2・(2)に準ずる。

3 応援協力関係

本節第2、3に準ずる。

第5 陸上施設からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 名古屋市
- (4) 名古屋港管理組合
- (5) 中部地方整備局

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

イ 所有する防災船等を出動させ、流出油等の拡散防止等に当たる。

ウ 流出油等拡散調査及び現場付近海域の警戒警備を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
第四管区海上保安本部	5人			1. 流出油等応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇を出動させ、防災関係機関と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止に当たる。 3. 巡視船艇及び航空機により浮流油等調査並びに現場付近海域の警戒を行う。 4. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気の制限又は禁止等の措置を講ずる。 5. 災害発生施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
(名古屋海上保安部)	115	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	640 m 6,120 ℓ 484 kg 1 式 1 式	
(衣浦海上保安署)	15	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	220 m 270 ℓ 335 kg	
(三河海上保安署)	17	油処理剤 油吸着材	918 ℓ 170 kg	
(中部空港海上保安航空基地)	48	油処理剤 油吸着材	342 ℓ 69 kg	
(四日市海上保安部)	44	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット	1,000 m 6,600 ℓ 570 kg 1 式	
(鳥羽海上保安部)	78	オイルフェンス 油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	140 m 4,572 ℓ 419 kg 1 式 2 式	
(鳥羽海上保安部浜島分室)	12	油処理剤 油吸着材	620 ℓ 103 kg	
(尾鷲海上保安部)	54	油処理剤 油吸着材 高粘度油回収ネット 油回収装置	2,214 ℓ 399 kg 1 式 1 式	
名古屋市		油処理剤 油吸着剤	1,101 ℓ 460 kg	
名古屋港管理組合		オイルフェンス 油処理剤 油吸着材	1,200 m 3,200 ℓ 350 kg	1. 防潮扉の開閉一津波、高潮、波浪等非常災害から貯油タンク、危険物倉庫その他港湾施設を防護するとともに、貯油タンクからの流出油に対し、事業所の防止堤等で防止しきれないなど、必要があると認められる場合、防潮扉を閉じることにより陸上施設からの海上流出油を防止する。 2. 港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは、市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶、業務委託契約「流出油関係業務委託」の受注者所有の船舶及び名古屋港タグ事業共同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により共同組合員の所有又は運航する曳き船が処理に当たる。
中部地方整備局	34	油回収装置	1 式	1. 第四管区海上保安本部の要請により油回収船を出動させ、流出油の除去を行う。

第6 着積船舶からの海上流出油等

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 名古屋市
- (4) 名古屋港管理組合
- (5) 中部地方整備局

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

本節第5・2・(1)に準ずる。

(2) 防災関係機関の措置

機 関 名	人 員	資 機 材	数 量	活 動 内 容
名 古 屋 海上保安部		本節第5・2・(2)に同じ		1～4は、本節第5・2・(2)の1～4に同じ。 5. 船体並びに流出油等の非常処分を行う。 6. 災害発生船舶に対し災害局限措置の指示を行う。
名 古 屋 市		本節第5・2・(2)に同じ		本節第5・2・(2)に同じ
名 古 屋 港 管 理 組 合		本節第5・2・(2)に同じ		本節第5・2・(2)に同じ
中 部 地 方 整 備 局		本節第5・2・(2)に同じ		本節第5・2・(2)に同じ

第7 海上火災

1 実施機関

- (1) 災害発生事業所
- (2) 名古屋海上保安部
- (3) 名古屋市
- (4) 名古屋港管理組合

2 実施内容

(1) 災害発生事業所の措置

ア 所有する防災船等により必要な消火活動を実施する。

イ 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(2) 防災関係機関の措置

機関名	人員	資機材	数量	活動内容
第四管区海上保安本部	5人			1. 消火活動上必要な資機材の確保及び輸送を行う。 2. 巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。 3. 現場付近海域における船舶の航行制限又は禁止、及び移動命令等必要な措置を行う。 4. 災害発生船舶又は施設に対し、局限措置の指示を行う。 5. 船体等の非常処分を行う。 6. 巡視船艇を出動させ、関係市町村(消防機関)と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火並びに他への波及防止に当たる。
(名古屋海上保安部)	115	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	7,200 ℓ 2,000 kg	
(衣浦海上保安署)	15	泡消火薬剤	100 ℓ	
(三河海上保安署)	17	泡消火薬剤	500 ℓ	
(中部空港海上保安航空基地)	48	泡消火薬剤	180 ℓ	
(四日市海上保安部)	44	泡消火薬剤 粉末消火薬剤	13,400 ℓ 2,000 kg	
(鳥羽海上保安部)	78	泡消火薬剤	600 ℓ	
(鳥羽海上保安部浜島分室)	12	泡消火薬剤	420 ℓ	
(尾鷲海上保安部)	54	泡消火薬剤	2,200 ℓ	
名古屋市		泡消火薬剤 粉末消火薬剤	59,056 ℓ 160 kg	
名古屋港管理組合				1. 港湾管理者として、港湾施設を守るため防護活動を行う。 2. 港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は名古屋海上保安部若しくは市町村から協力を求められた場合は、本組合所有の船舶及び名古屋港タグ事業協同組合との協定「災害時における曳き船による応急対策業務に関する協力協定」により協同組合員の所有又は運航する曳き船が初期消火活動に協力する。